様式１−表紙

平成２７年度

日本歯科大学新潟短期大学

自己点検・評価報告書

平成２７年６月

様式２-目次

目次

自己点検・評価報告書 1
１．自己点検・評価の基礎資料 3
２．自己点検・評価の組織と活動 24
３．提出資料・備付資料一覧 27
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 45
［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］ 45
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］ 49
［テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価］ 54
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 70
［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］ 70
［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］ 82
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 97
［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］ 98
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］ 106
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］ 115
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］ 117
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 122
［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］ 122
［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］ 124
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］ 127
【選択的評価基準 教養教育の取り組みについて】 130
【選択的評価基準 職業教育の取り組みについて】 133
【選択的評価基準 地域貢献の取り組みについて】 137

様式３−自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、日本歯科大学新潟短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 27 年 6 月 30 日

理事長
　　中原　泉
学長
　　又賀　泉
ALO
　　小菅　直樹

１．自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革（1600 字程度）

1.学校法人日本歯科大学の沿革

日本歯科大学は、わが国最初の正規の歯科教育機関として明治40（1907）年中原市五郎によって共立歯科医学校として創立された。その後、昭和26（1951）年に学校法人日本歯科大学となり、昭和27（1952）年に新制日本歯科大学となった。昭和47（1972）年に新潟歯学部を設置、昭和56（1981）年に新潟歯学部附属医科病院を附設した。平成元（1989）年に新潟歯学部に日本で唯一の医の博物館を附設し、現在に至っている。

平成18（2006）年に日本歯科大学創立100周年を迎え、学部の名称を生命歯学部・新潟生命歯学部に改め、同時に附属病院・附属医科病院の名称を日本歯科大学新潟病院・日本歯科大学医科病院と改称した。

その他の教育機関としては、昭和43（1968）年に附属日本歯科技工専門学校を附設し、その後、昭和46（1971）年に附属歯科専門学校と改称し歯科衛生士科を増設した。　そして平成17（2005）年に日本歯科大学東京短期大学を設置した。また、新潟歯学部には昭和58（1983）年に附属新潟専門学校を附設し、その後、昭和62（1987）年に日本歯科大学新潟短期大学を設置した。

表-1　日本歯科大学の沿革

年	月	
明治40年（1907）	6	中原市五郎、私立共立歯科医学校を創立
42年（1909）	6	私立日本歯科医学校と改称
42年（1909）	7	原田朴哉、校長に就任
42年（1909）	8	私立日本歯科医学専門学校に昇格
44年（1911）	2	中原市五郎、校長に就任
大正 9年（1920）	12	財団法人日本歯科医学専門学校となる
9年（1920）	12	中原市五郎、理事長に就任
昭和11年（1936）	9	加藤清治、校長に就任
16年（1941）	3	中原　實、理事長に就任
22年（1947）	6	旧制日本歯科大学に昇格、大学予科を開設
23年（1948）	1	中原　實、学長に就任
26年（1951）	3	学校法人日本歯科大学となる
27年（1952）	4	新制日本歯科大学となる
30年（1955）	4	大学予科を廃止し、歯学部進学課程を設置
35年（1960）	4	大学院歯学研究科（博士課程）を設置

43年（1968）	4	附属日本歯科技工専門学校を附設
46年（1971）	4	附属歯科専門学校（歯科技工士科）と改称
46年（1971）	4	附属歯科専門学校に歯科衛生士科を増設
47年（1972）	4	新潟歯学部を設置
56年（1981）	4	中原　爽、学長に就任
56年（1981）	6	新潟歯学部附属医科病院を附設
58年（1983）	4	附属新潟専門学校（歯科衛生士科）を附設
59年（1984）	8	中原　爽、理事長に就任
62年（1987）	4	日本歯科大学新潟短期大学（歯科衛生学科）を設置
平成元年（1989）	4	日本歯科大学新潟歯学部医の博物館を附設
2年（1990）	4	大学院新潟歯学研究科（博士課程）を増設
3年（1991）	6	中原　泉、学長に就任
7年（1995）	4	佐藤　亨、学長に就任
12年（2000）	7	中原　泉、学長に就任
12年（2000）	4	中原　泉、理事長に就任
14年（2002）	4	日本歯科大学新潟短期大学を3年制に移行
17年（2005）	4	日本歯科大学東京短期大学（3年制）を設置
18年（2006）	4	日本歯科大学歯学部を日本歯科大学生命歯学部、
	4	日本歯科大学新潟歯学部を日本歯科大学新潟生命歯学部に改称

2. 日本歯科大学新潟短期大学の沿革

日本歯科大学新潟短期大学はその前身を附属新潟専門学校として昭和58（1983）年に新潟歯学部に附設された。その後、昭和62（1987）年に日本歯科大学新潟短期大学を新潟歯学部と同一のキャンパス内に設置した。設置時は2年制でスタートしたが、平成14(2002)年には教育制度を改革し、3年制の制度を取り入れ、教育内容の充実・介護福祉に貢献し得る歯科衛生士を育成するため、従来の訪問介護員養成研修制度を2級課程に進めた。平成24（2012）年に訪問介護員の資格が介護福祉士に統一されることになったためこの課程を終了し、本格的な看護実習を導入した。

さらに、高度な歯科衛生士の養成を目指すため専攻科を、従来の1年制の臨床研修コースに加えて2年制の学士取得支援コースを増設して2コースとした。

学士取得支援コースはより高度な歯科衛生士教育を受けるとともに、明星大学の通信課程第3学年に編入学し、本学専攻科の2年間で必要な単位を取得して学士の資格取得を得るものである。平成23（2012）年には淑徳大学の通信課程へと契約を変更した。

臨床研修コースは臨床課程コースの内、希望する一つの課程を専攻し、指導的な立場にたてる歯科衛生士を目指すものである。

平成23（2011）年、独立行政法人大学評価・学位授与機構による認定を受け、学士（口腔保健学）の学位が取得可能となったので、1年制の専攻科歯科衛生学専攻を設置し、２

年制の学士取得支援コースおよび１年制の臨床研修コースをともに廃止した。

平成26（2014）年、専攻科に1年制の在宅歯科医療学専攻とがん関連口腔ケア学専攻の臨床系２コースを設置した。これは高齢社会の到来に伴い専門的な研修を受けた歯科衛生士の社会的需要の高まりを受けたものであり、新卒者ばかりでなく既卒者の入学も可能であり、歯科衛生士の生涯学習や離職者の現場復帰支援にも機能する。

これにより専攻科は認定専攻科と臨床系専攻科を合わせて3コースとなり、新卒、既卒や本学卒業生か否かを問わず入学が可能であり、歯科衛生士学生を教育できる歯科衛生士の養成、社会に貢献できる臨床技術をもった歯科衛生士の養成、離職した歯科衛生士資格保有者のブラッシュアップと再就職支援などの機能を有することとなった。

表―２　日本歯科大学新潟短期大学の沿革

年	月	
58年（1983）	4	日本歯科大学新潟歯学部附属新潟専門学校（歯科衛生士科）を附設
		中原　泉、校長に就任
62年（1987）	4	日本歯科大学新潟短期大学（歯科衛生学科）を設置
		中原　泉、学長に就任
平成元年（1989）	4	臨床研修歯科衛生コースを設置（修業年限1年）
3年（1991）	4	真田一男、学長に就任
7年（1995）	1	増原泰三、学長に就任
9年（1997）	4	専攻科歯科衛生学専攻を設置（修業年限1年）
	4	旗手　敏、学長に就任
12年（2000）	4	石川富士郎、学長に就任
14年（2002）	4	日本歯科大学新潟短期大学を3年制に移行
15年（2003）	4	内田　稔、学長に就任
17年（2005）	4	専攻科2年制併設
18年（2006）	9	森田修己、学長に就任
20年（2008）	8	下岡正八、学長に就任
22年（2010）	9	柴崎浩一、学長に就任
23年（2011）	3	独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定専攻科を設置
24年（2012）	10	又賀　泉、学長に就任
26年（2014）	4	専攻科在宅歯科医療学専攻とがん関連口腔ケア学専攻を設置

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成27年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
日本歯科大学生命歯学部 (生命歯学科)	東京都千代田区富士見1-9-20	160 [128]	960 [768]	832
日本歯科大学大学院 生命歯学研究科	東京都千代田区富士見1-9-20	18	72	73
日本歯科大学東京短期大学 歯科衛生学科 歯科技工学科	東京都千代田区富士見2-3-16	70 35	210 70	227 75
日本歯科大学東京短期大学 専攻科 歯科技工学専攻 総合技工学専攻 歯科衛生学専攻 口腔リハビリテーション学専攻	東京都千代田区富士見2-3-16	 10 24 12 0	46	46
日本歯科大学新潟生命歯学部 (生命歯学科)	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8	120 [70]	720 ※[429]	480
日本歯科大学大学院 新潟生命歯学研究科	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8	18	72	28
日本歯科大学新潟短期大学 歯科衛生学科	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8	50	150	159
日本歯科大学新潟短期大学 専攻科 歯科衛生学専攻 在宅歯科医療学専攻 がん関連口腔ケア学専攻	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8	 10 3 3	 10 3 3	 4 0 0

(人)

〔 〕内は募集人数

※平成27年度70人、平成26年度70人、平成25年度60人、平成24年度60人、平成23年度73人、平成22年度96人、合計429人

（3）学校法人・短期大学の組織図

■　組織図

学校法人日本歯科大学事務組織図

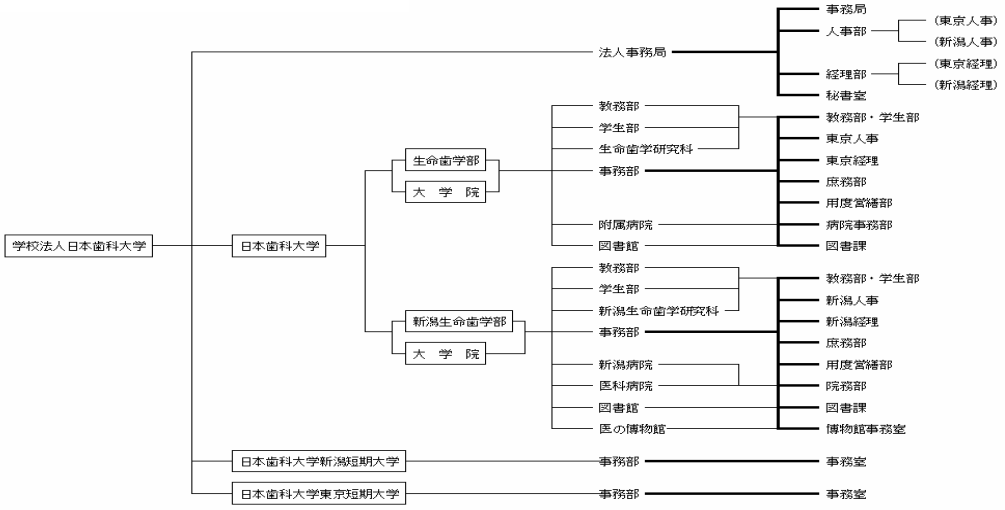

日本歯科大学新潟短期大学事務組織図

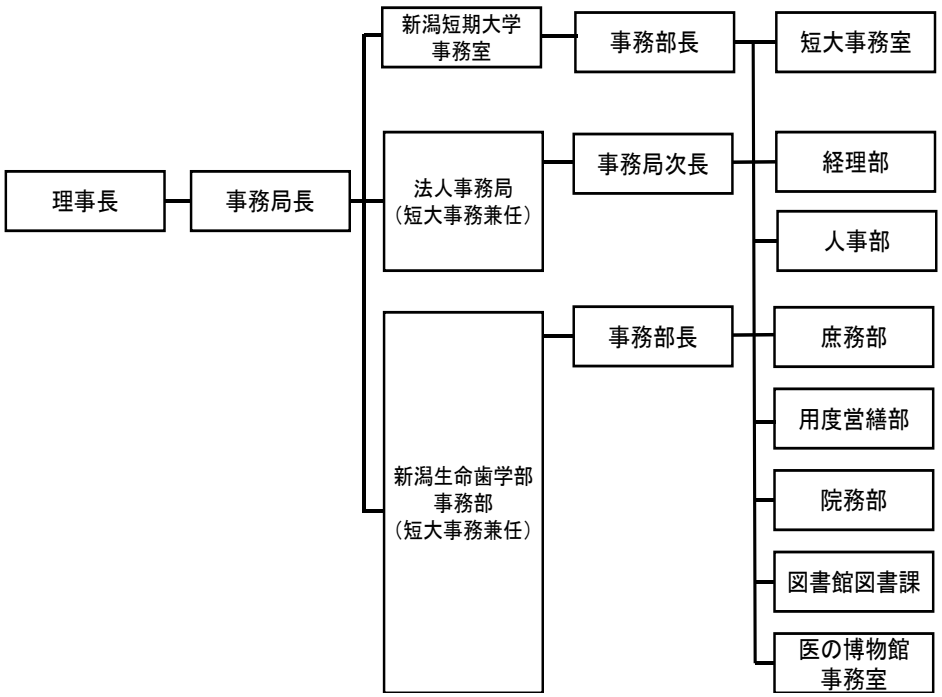

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

新潟市は平成17(2005)年の広域合併によって人口が82万人となり、日本海側では最大、中部地方においても名古屋市、浜松市についで第3位の人口を有する。 平成19(2007)年4月1日には本州日本海側初の政令指定都市に移行した。

また、広域合併によって郊外に広大な農地を抱え、水田面積が日本一となっており、「田園型政令指定都市」を標榜している。市の中心部にあたる信濃川河口部には、古くから港が開かれ、幕末の日米修好通商条約開港五港の1つとなった。現在でも水陸の交通の要衝である。

新潟市は、周辺地域とともに新潟都市圏を形成しているが、平成17年3月の合併により、主な通勤・通学圏内の市町村が新潟市へ編入されたため、市域人口と比べて都市圏人口はそれほど大きくない。平成12(2000)年国勢調査の統計値をもとにした都市圏人口は、都市雇用圏（10%通勤圏）で約95万人、10%通勤・通学圏で約99万人となっている。1.5%都市圏では約135万人。以上のような定期的な人の移動を基準にした都市圏に対し、不定期的な人の移動、すなわち経済圏人口は約150万人規模と言われている。これらは既存政令市に比べて小さいが、全中核市よりは大きい。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

出身地別学生数　歯科衛生学科（平成 22 年度～平成 26 年度）

地域	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
	49		64		61		60		57	
新 潟 県										
新 潟 市	21	26.5	26	40.6	18	29.5	20	33.4	21	36.8
上越地方	3	8.2	5	7.8	3	4.9	4	6.7	4	7.0
中越地方	10	24.5	15	23.4	14	23.0	15	25.0	15	26.3
下越地方（除 新潟市）	9	26.5	11	17.2	19	31.1	15	25.0	14	24.6
佐渡地方	1	4	1	1.6	0	0	0	0	0	0
北 海 道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北地方	1	2.1	3	4.7	5	8.2	4	6.7	2	3.5
関東地方	1	2.1	0	0	2	3.3	1	1.6	0	0
中部地方	3	6.1	3	4.7	0	0	1	1.6	1	1.8
近畿地方以西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出身地別学生数　専攻科（平成 22 年度～平成 26 年度）

地域	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
	4		2		2		0		7	
新 潟 県										
新 潟 市	2	50.0	1	50.0	2	100.0	0	0	4	57.1
上越地方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中越地方	1	25.0	1	50.0	0	0	0	0	1	14.3
下越地方（除 新潟市）	0	0	0	0	0	0	0	14.3	1	14.3
佐渡地方	1	25.0	0	0	0	0	0	0	0	0
北 海 道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北地方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東地方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部地方	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14.3
近畿地方以西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

［注］

□　短期大学の実態に即して地域を区分する。

□　この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。

□　第三者評価を受ける前年度の平成 26 年度を起点に過去 5 年間。

■　地域社会のニーズ

日本歯科大学新潟短期大学は、昭和58（1983）年に日本歯科大学新潟歯学部附属新潟専門学校として附設され、昭和62（1987）年に日本歯科大学新潟短期大学として歯学部から分離して設立され今日まで一貫して歯科衛生士を養成してきた。新潟県は12歳児１人平均むし歯数が昭和55（1980）年に5.03本であったが、平成24（2012）年には0.62本と激減させており、平成18（2006）年にはWHOの定める目標値１本を達成し、13年連続日本一むし歯の少ない県となっている。この間のフッ素塗布、フッ素洗口、口腔清掃指導に果たした歯科衛生士の役割は大きい。平成20（2008）年新潟県は全国に先駆けて新潟県歯科保健推進条例を制定し、毎年11月を推進月間と定め、新潟県内を巡回して「にいがた健口文化フォーラム」を開催している。本学は新潟県内のすべての高等教育機関が加盟する「高等教育コンソーシアムにいがた」に設立時から加盟し、歯科系タスクフォース部会を明倫短期大学、新潟大学歯学部口腔生命福祉学科とともに組織し、共同でブースを出展して「健康な長寿は口から」というスローガンのもとに地域歯科保健の啓蒙活動を行ってきた。この条例の制定が引き金となって全国の都道府県で同様の条例が制定される動きを受けて、平成23（2011）年歯科口腔保健推進に関する法律が成立し、地域保健センターなどを中心とした行政に関わる歯科衛生士のニーズも増えてきた。長寿社会の到来により訪問歯科診療

や周術期口腔ケアが社会的にクローズアップされてきたが、本学はそれに先駆け臨床系専攻科を設置して人材育成につとめている。本学への求人数は卒業予定者数の10倍以上であり、歯科衛生士の社会的な需要は大きい。新潟県は消費税増税に伴う福祉関連予算の追加により、離職した歯科衛生士の復帰事業や歯科衛生士の人材確保事業を明倫短期大学を幹事校として歯科系タスクフォース部会の３大学で共同して行うよう要請してきた。これまでも新潟県内各地で開催される福祉・健康関連事業にボランティア学生および引率教員を派遣してきたが、今後、学生の学外における社会貢献活動の機会がますます多くなると思われるが、これは本学の掲げるディプロマポリシーの一項「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力をもつ。」の獲得に良い効果をもたらすものと考える。

■　地域社会の産業の状況

市域の約半分を水田・田畑などの農地が占めており、農業が基幹産業の一つとなっている。市域内の農家の戸数は 13,797 戸（2005 年）で、耕地面積は 34,100ha（2008 年）にのぼる。特に水田面積は 29,400ha（同）と全国の市町村で最も広く、静岡県、鳥取県、高知県の各県全体のそれを大きく上回っている。農業産出額は 655.3 億円（2006 年）で全国市町村 3 位、政令市としてはトップと群を抜いている。また食料自給率は 63%（2005 年）で、こちらも政令市としては最も高い。こうした背景から新潟市は「田園型政令市」を標榜し、都市の将来像として、高次都市機能と豊かな農業資源とを融合させた「食と花の都～日本一豊かでにぎわいのある大農業都市～」を目指している。市域では様々な農作物が栽培されている。このうち、収穫量もしくは出荷量が全国市町村 10 位以内に達しているものは米（水稲）、チューリップ（切花・球根）、花木（鉢物）、枝豆、ナシ（日本梨・西洋梨）、ユリ（球根類）、ダイコン、カブ、スイカなどである。

新潟市は日本海に面し、信濃川と阿賀野川の二大河川が流れる地形もあいまって、古くから漁業も盛んで、沿岸漁業・沖合漁業の基地として中枢機能が置かれている。また、新潟東港は中国、韓国、ロシアなどとの環日本海貿易圏の中心的な港湾施設となっている。新潟市の主要工業はこの 40 年間に化学、石油から食料品、紙パルプ、金属製品へと変化した。三条市、燕市、長岡市と機械工業、金属工業、製紙業、化学工業、食品製造業などそれぞれが特徴のある工業を補完しあい、信濃川水系４市の広域自治体産業連携を形成して北陸工業地域の中核となっている。

新潟市は 17 政令市の中で、一、二、三次産業のバランスがよく取れているのが特徴である。

■　短期大学所在の市区町村の全体図

■　図-新潟県と新潟市（本学の位置）

【新潟県】

【新潟市】

図　本学の位置

○新潟空港からリムジンバスで新潟駅（約25分）

○ＪＲ上越新幹線新潟駅下車　越後線関屋駅（約7分）下車、徒歩約15分

○ＪＲ新潟駅から新潟交通バス西循環で「浜浦町一丁目」（約25分）下車、徒歩約1分

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 （向上・充実のための課題）	対策	成果
評価領域Ⅶ　社会的活動 ○地域社会との連携、地域社会への貢献をより推進することが望まれる。	高等教育コンソーシアムにいがたに参加し、歯科系タスクフォース部会を組織した。新潟県主催のにいがた健口文化フォーラムや歯科医師会主催の歯と口の健康週間事業に積極的に参加した。	コンソーシアムにいがた内に新潟大学歯学部口腔生命福祉学科、明倫短期大学とともに歯科系タスクフォース部会を組織し、共同で歯科衛生士・歯科技工士の職業紹介、地域貢献活動、学生募集活動を行ってきた。多数の学生がボランティア参加し、職業意識の向上に役立った。活動が顕著だった学生については卒業時に学長表彰した。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
特記事項なし		

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

■ 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成 27 年度を含む過去 5 年間のデータを示す。

平成 23 年度～平成 27 年度の設置学科等について

学科等の名称	事項	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	備考
歯科衛生学科	入学定員	50	50	50	50	50	
	入学者数	64	60	60	57	42	
	入学定員充足率（%）	128	120	120	114	84	
	収容定員	150	150	150	150	150	
	在籍者数	167	171	181	176	159	
	収容定員充足率（%）	111	114	120	117	106	
専攻科歯科衛生学専攻	入学定員	［新設］10	10	10	10	10	平成23年度から１年制の学位授与機構の認定専攻科とした。
	入学者数	2	2	0	5	4	
	入学定員充足率（%）	20	20	0	50	40	
	収容定員	10	10	10	10	10	
	在籍者数	6	2	0	5	4	
	収容定員充足率（%）	60	20	0	50	40	
専攻科がん関連口腔ケア学専攻在宅歯科医療学専攻	入学定員	－	－	－	［新設］6	6	平成26年度から１年制の臨床系専攻科（がん関連口腔ケア学専攻と在宅歯科医療学専攻）を増設した。
	入学者数	－	－	－	2	0	
	入学定員充足率（%）	－	－	－	33	0	
	収容定員	－	－	－	6	0	
	在籍者数	－	－	－	2	0	
	収容定員充足率（%）	－	－	－	33	0	

［注］

- □ 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- □ 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- □ 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- □ 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- □ 「入学定員充足率（%）」欄及び「収容定員充足率（%）」欄は、小数点以下第 1 位を切り捨てて記載する。

※　下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成 26 年度を起点とした過去 5 年間のデータを示す。

② 卒業者数（人）

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歯科衛生学科	55	54	49	59	57
専攻科 臨床研修コース	0	0	―	―	―
専攻科 学位取得支援コース	1	4	―	―	―
専攻科 歯科衛生学専攻科	―	2	2	0	5
専攻科 がん関連口腔ケア学専攻 および在宅歯科医療学専攻	―	―	―	―	2

③ 退学者数（人）

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歯科衛生学科	1	4	1	1	0
専攻科 臨床研修コース	0	0	―	―	―
専攻科 学位取得支援コース	0	0	―	―	―
専攻科 歯科衛生学専攻科	0	0	0	0	0
専攻科 がん関連口腔ケア学専攻 および在宅歯科医療学専攻	―	―	―	―	0

④ 休学者数（人）

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歯科衛生学科	1	1	0	1	0
専攻科 臨床研修コース	0	0	―	―	―
専攻科 学位取得支援コース	0	0	―	―	―
専攻科 歯科衛生学専攻科	0	0	0	0	0
専攻科 がん関連口腔ケア学専攻 および在宅歯科医療学専攻	―	―	―	―	0

⑤　就職者数（人）

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歯科衛生学科	49	51	48	52	53
専攻科 臨床研修コース	0	―	―	―	―
専攻科 学位取得支援コース	1	4	―	―	―
専攻科 歯科衛生学専攻科	―	2	2	0	5
専攻科 がん関連口腔ケア学専攻 および在宅歯科医療学専攻	―	―	―	―	2

⑥　進学者数（人）

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
専攻科 臨床研修コース	―	―	―	―	―
専攻科 学位取得支援コース	―	―	―	―	―
専攻科 歯科衛生学専攻科	2	2	0	5	4
専攻科 がん関連口腔ケア学専攻 および在宅歯科医療学専攻	―	―	―	0	0
4 年制大学	2	1	1	2	0
他短期大学専攻科	1	0	0	0	0

（7）短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※　大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※　①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成27年5月1日現在

① 教員組織の概要（人）

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
歯科衛生学科	6	3	4	2	15	10		3	0	35	※1保健衛生学関係
専攻科 歯科衛生学専攻	0	0	0	0	0				0	1	
専攻科 在宅歯科医療学専攻	0	0	0	0	0				0	0	
専攻科 がん関連口腔ケア学専攻	0	0	0	0	0				0	0	
（小計）	6	3	4	2	15	10		3	0		
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							2	1			
（合計）	6	3	4	2	15		12	4	0		

［注］

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。

2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がいない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	3	21	24
技術職員	0	5	5
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	4	4
その他の職員	0	2	2
計	3	32	35

［注］

□ 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。

□ 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等（㎡）

	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在籍学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校地等	校舎敷地	0	47,778.3	0	47,778.3	1,500	99.5	新潟生命歯学部と共用
	運動場用地	0	15,785.0	0	15,785.0			
	小計	0	63,563.3	0	63,563.3			
	その他	0	3,409.5	0	3,409.5			
	合計	0	66,972.8	0	66,972.8			

［注］

□　基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

□　〔イ〕在籍学生一人当たりの面積 ＝〔ロ〕÷ 当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

［基準面積を算出する計算式］

①新潟短期大学校舎基準面積　1,950 ㎡

設置基準第 31 条、別表第二　保健衛生学関係（看護学を除く）、収容定員 150 人までの場合の規定による基準面積

②新潟短期大学校地基準面積　1,500 ㎡　（150 人×10 ㎡）

③新潟生命歯学部校舎基準面積　17,200 ㎡

設置基準第 37 条の 2、別表第三　ロ医学又は歯学に関する学部に係るもの（歯学関係）

㋑新潟生命歯学部校舎　11,200 ㎡

㋺附属病院　6,000 ㎡

合計　17,200 ㎡

④新潟生命歯学部校地基準面積　10,743 ㎡(720 人×10 ㎡＋3,543 ㎡)

④　校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校舎	2,106.49	25,045.41	13,253.3	40,405.20	1,950	新潟生命歯学部と共用

［注］

□　基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤　教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
4	2	1	1	0

⑥　専任教員研究室（室）

専任教員研究室
8

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書〔うち外国書〕（冊）	学術雑誌〔うち外国書〕（種）	電子ジャーナル〔うち外国書〕	視聴覚資料（点）	機械・器具（点）	標本（点）
歯科衛生学科	67,264〔25,802〕	861〔208〕	8,329〔7,199〕	457	13	0
計	67,264〔25,802〕	861〔208〕	8,329〔7,199〕	457	13	0

図書館	面積（㎡）	閲覧座席数	収納可能冊数
	904	105	97,639
体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,733.00	グランド・テニスコート　15,785.0	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	大学案内・学生便覧に掲載 大学案内 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成27年度-大学案内.pdf 学生便覧 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf
2	教育研究上の基本組織に関すること	情報公開としてホームページに掲載 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/jthokoku.pdf
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	情報公開としてホームページに掲載 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/jthokoku.pdf
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就	大学案内に掲載 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成27年度-大学案内.pdf

	職等の状況に関すること	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	シラバスに掲載 歯科衛生学科第 1 学年 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_syllabus1.pdf 歯科衛生学科第 2 学年 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_syllabus2.pdf 歯科衛生学科第 3 学年 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_syllabus3.pdf 専攻科【歯科衛生学専攻】 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	シラバスに掲載 歯科衛生学科第 1 学年 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_syllabus1.pdf 歯科衛生学科第 2 学年 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_syllabus2.pdf 歯科衛生学科第 3 学年 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_syllabus3.pdf 専攻科【歯科衛生学専攻】 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	大学案内・学生便覧に掲載 大学案内 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成 27 年度-大学案内.pdf 学生便覧 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	入学試験要項に掲載

9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生便覧に掲載 http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	日本歯科大学ホームページに掲載 財産目録、貸借対照表、収支計算書 http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-100150-1804.pdf 事業報告書 http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-172607-5030.pdf 監査報告書 http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-101034-5855.pdf

［注］

□　上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■　学習成果をどのように規定しているか。

学習成績（各科目成績評定）は、59 点以下（不可）、60～69 点（可）、70～79 点（良）、80～89 点（優）、90～100 点（秀）として評価する。さらに普段の遅刻・出欠席の状態、教室における受講態度から総合的に判断され、教授会において単位認定を行う。試験・成績については、学生便覧に記載して公表している。

■　どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

個々の学生の学習成果に関する情報は教務委員会、臨床実習検討委員会、学生委員会に集約され教授会へ報告される。教授会では指導方針を検討し、各委員会に指導内容の改善を求める。各科目において「知識」、「技能」、「態度」のいずれかの到達度が不足していると判断された場合は、授業担当者が個別指導を行っている。

（例）

・　A 学科の学習成果については、次のような手法で向上・充実を図っている。
・　B 学科の学習成果については、次のような手法で向上・充実を図っている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

■　オフキャンパス（実施していれば記述する）

実施していない。

■　遠隔教育（実施していれば記述する）

実施していない。

■　通信教育（実施していれば記述する）

実施していない。

■　その他の教育プログラム（実施していれば記述する）

本学は卒業生数も在学生数の少ないので、教育プログラムを組んだとしても実施においてはほぼ個別指導となる。現在でも卒業生や現役学生が指導を求める場合は、内容ごとに担当科目の教員が個別指導を行っており、この体制で支障はでていない。

（11）公的資金の適正管理の状況

■　公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

平成26年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に基づき、諸規程の再整備を行い組織の管理責任の明確化を行った。

また、不正を事前に防止するための取り組みとしてすべての構成員（研究者、事務職員、取引業者）の意識浸透を図るためコンプライアンス教育行い、誓約書を徴取した。不正使用の主な形態である「預け金」の防止にあたり、全ての納品物品を事務で検収している。

２．自己点検・評価の組織と活動

日本歯科大学新潟短期大学は、「自主独立」という学校法人日本歯科大学の建学の精神を踏襲している。建学の精神は校舎入口に掲示されている。建学の精神を受けて、テーマ１「自分の行為に責任を持つ」、テーマ２「人との関わりを大切にする」、テーマ３「豊かな心を培う」を日本歯科大学新潟短期大学の目標として掲示してある。教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定め、大学案内と学生便覧に掲載している。教育・研究の質の向上には FD・SD 活動は不可欠であり、教職員は外部の研修会などに積極的に参加し、その内容を報告書に記載している。

その中で本学に特に必要なものについては、FD・SD 研修会を開催して教職員の共通認識化を図るとともに、本学に適合した独自の活動内容を検討している。このような活動を自己点検実施委員会が統括している。

■　自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

第三者評価運営委員会

業務：　学長・ALO とともに第三者評価の審査が円滑に行えるよう日程調整、会場の手配、当日の運営補助を行う。

職　名	氏　名	職　階	備　考
委員長	又賀　泉	教　授	学　長
副委員長	小菅直樹	教　授	学科長　ALO
委　員	中村直樹	教　授	教務課長　専攻科主任
	浅沼直樹	教　授	学生課長
	今井あかね	教　授	
	佐藤律子	准教授	第３学年クラス主任
	宮崎晶子	准教授	専攻科副主任
	須貝将紀	主事補	事務部長

自己点検実施委員会

業務：　自己点検評価報告書を作成する。

職　名	氏　名	職　階	備　考
委員長	小菅直樹	教　授	学科長　ALO
副委員長	中村直樹	教　授	教務課長　専攻科主任
委　員	浅沼直樹	教　授	学生課長　第２学年クラス主任
	高橋正志	教　授	
	佐藤律子	准教授	第３学年クラス主任
	佐藤治美	講　師	第２学年クラス副主任
	土田智子	講　師	
	筒井紀子	助　教	第１学年クラス副主任

	須 貝 将 紀	主事補	事務部長

自己点検評価委員会

業務： 自己点検評価報告書作成にあたり、前回の自己点検において抽出された問題点を FD・SD 委員会をはじめとした関係委員会で改善計画を立案し、委員会が月例で教授会に報告した内容から次の問題点を見出す。

職　名	氏　名	職　階	備　考
委 員 長	又 賀　泉	教　授	学　長
副委員長	小 菅 直 樹	教　授	学科長　ALO
委　　員	中 村 直 樹	教　授	教務課長　専攻科主任
	浅 沼 直 樹	教　授	学生課長　第２学年クラス主任
	宮 崎 晶 子	准教授	専攻科副主任
	須 貝 将 紀	主事補	事務部長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

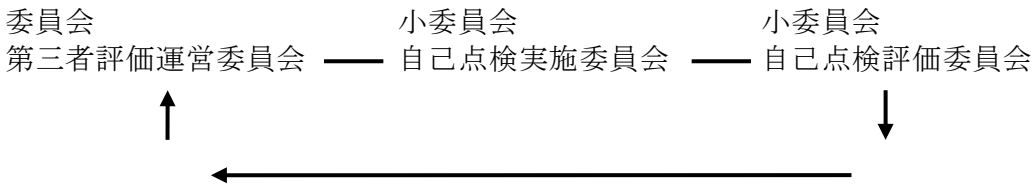

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

年度中の活動を総括して「自己点検・評価報告書」を作成し、その実績や報告を点検している。各事務部署、学科、委員会、各事務局部署の年度中の活動を書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動指針となるものについて多角的な検討を加えている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成 26 年度を中心に）

平成26年 4月30日（水）　平成26年第1回FD・SD研修会

平成26年 8月27日（水）　平成26年度第三者評価ALO対象説明会（東京）

平成26年10月10日（金）　自己点検実施委員会

平成26年10月27日（月）　自己点検実施委員会

平成26年11月10日（月）　自己点検実施委員会

月例教授会の後、自己点検実施委員会として報告と意見調整を行い、必要に応じて教授会出席者の意見を聞いた。
以後、作業進行状況と意見交換は電子メールで行うこととした。

平成26年12月15日（月）　自己点検実施委員会

平成27年 1月19日（月）　自己点検実施委員会

平成27年 2月16日（月）　自己点検実施委員会

平成27年 3月16日（月）　自己点検実施委員会

平成27年 4月 6日（月）　自己点検実施委員会

平成27年 5月25日（月）　自己点検実施委員会

平成27年 6月22日（月）　自己点検実施委員会

３．提出資料・備付資料一覧

（1）記述の根拠となる資料等一覧

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	資料 1 資料 2 資料 3 資料 4 資料 5 資料 6	
創立記念、周年誌等		資料 1
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	資料 2 資料 3 資料 4 資料 7 資料 8	
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	資料 8 資料 4	
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	資料 9	
過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等		資料 2
第三者評価以外の外部評価についての印刷物		該当なし
［報告書作成マニュアル指定以外の備付資料］	資料 10	
［報告書作成マニュアル指定以外の備付資料］		資料 3
［報告書作成マニュアル指定以外の備付資料］		資料 4
［報告書作成マニュアル指定以外の備付資料］		資料 5
［報告書作成マニュアル指定以外の備付資料］		資料 6
［報告書作成マニュアル指定以外の備付資料］		資料 7
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	資料 11 資料 2 資料 8	
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	資料 12 資料 8 資料 13	
入学者受け入れ方針に関する印刷物	資料 2 資料 4 資料 14	
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■ 平成 26 年度 ■ 授業科目名、職位、担当教員名、研究分野、教員配置（専任・兼担・兼任の別）	資料 15	
シラバス ■ 平成 26 年度 ■ 紙媒体、又は電子データで提出	資料 8	
単位認定の状況表 ■ 第三者評価を受ける前年度の平成 26 年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について		資料 8
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物		資料 9
B 学生支援		
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	資料 2 資料 8 資料 16 資料 17	
学生支援の満足度についての調査結果		資料 9 資料 10 資料 11
就職先からの卒業生に対する評価結果		資料 12
卒業生アンケートの調査結果		資料 10
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■ 平成 27 年度入学者用及び平成 26 年度入学者用の 2 年分	資料 4 資料 14	
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等		資料 13
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等		資料 14

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料		資料 15
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式		資料 16 資料 17
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 18
GPA 等の成績分布		該当なし
学生による授業評価票及びその評価結果		資料 9
社会人受け入れについての印刷物等		資料 19
海外留学希望者に向けた印刷物等		該当なし
FD 活動の記録		資料 20
SD 活動の記録		資料 20
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
専任教員の個人調書 ■　教員個人調書（平成 27 年 5 月 1 日現在で作成）［書式 1］、及び過去 5 年間（平成 26 年度～平成 22 年度）の教育研究業績書［書式 2］ ■　「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照 ［注］学長・副学長の専任教員としての位置付け：当該短期大学の教育課程に定められた授業を担当し、かつシラバスに掲載されていること		資料 21
非常勤教員一覧表［書式 3］		資料 22
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 2
専任教員の年齢構成表 ■　第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）		資料 23
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 24
研究紀要・論文集 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 25
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■　第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）		資料 26
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕		資料 27
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕		資料 28
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕		資料 29

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等		資料 30
■ 図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等		
C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況		資料 31
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図		資料 32
D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去 3 年)」[書式 1]、「貸借対照表の概要（過去 3 年)」[書式 2]、「財務状況調べ」[書式 3] 及び「キャッシュフロー計算書」[書式 4]	資料 18 資料 19 資料 20 資料 21	
資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度） ■ 計算書類（決算書）の該当部分（第 1 号様式、第 2 号様式、第 4 号様式、第 5 号様式）	資料 22	
貸借対照表 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度） ■ 計算書類（決算書）の該当部分（第 6 号様式）	資料 23	
中・長期の財務計画	資料 24	
事業報告書 ■ 過去 1 年分（平成 26 年度）	資料 25	
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 27 年度）	資料 26 資料 27	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等		該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 33
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）		資料 34
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 35

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
理事会議事録 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 36
寄附行為	資料 28	
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SD に関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程 教学関係 学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FD に関する規程 ■　規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙する。		資料 37
B 学長のリーダーシップ		
学長の個人調書 ■　教員個人調書［書式 1］（平成 27 年 5 月 1 日現在） ■　専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間（平成 26 年度～平成 22 年度）の教育研究業績書［書式 2］		資料 38
教授会議事録 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 39
委員会等の議事録 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 39
C ガバナンス		
監事の監査状況 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 40

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
評議員会議事録 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）		資料 41
選択的評価基準		
選択的評価基準の評価を希望する場合 ■　教養教育の取り組みについて		
■　職業教育の取り組みについて		資料 42 資料 43 資料 44
■　地域貢献の取り組みについて		資料 45 資料 46 資料 47

［注］

- □　「(1) 記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- □　一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名（評価校独自の名称等）を記載する。
- □　準備できない資料（例えば、取り組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載する。
- □　提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」には URL も記載する。
- □　準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成 26 年度のものとする。ただし、第三者評価を受ける平成 27 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成 27 年度のものを備付資料として準備する。
- □　「過去 3 年」・「過去 5 年」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成 26 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とする。

〈提出資料一覧表〉

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1.建学の精神 ウェブサイト http://www.ndu.ac.jp/school-motto/index.html 2.学生便覧[平成 26 年度] 参考として［平成 27 年度］学生便覧のウェブサイト http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf 3.学則 ウェブサイト http://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2014/04/学則.pdf 4.大学案内［平成 26 年度］・［平成 27 年度］ 参考として［平成 27 年度］大学案内のウェブサイト http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成 27 年度-大学案内.pdf 5.新入生への課題［建学の精神］ 6.日本歯科大学新潟短期大学ホームページ ウェブサイト http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/philosophy
B 教育の効果	
教育目的・目標についての印刷物	2.学生便覧[平成 26 年度] 参考として［平成 27 年度］学生便覧のウェブサイト http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf 3.学則 ウェブサイト http://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2014/04/学則.pdf 4.大学案内［平成 26 年度］・［平成 27 年度］

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
	参考として［平成 27 年度］大学案内のウェブサイト http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成 27 年度-大学案内.pdf 7.専攻科パンフレット 8.シラバス 参考として［平成 27 年度］シラバスのウェブサイト 歯科衛生学科第 1 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf 歯科衛生学科第 2 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf 歯科衛生学科第 3 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf 専攻科【歯科衛生学専攻】 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	8.シラバス 参考として［平成 27 年度］シラバスのウェブサイト 歯科衛生学科第 1 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf 歯科衛生学科第 2 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf 歯科衛生学科第 3 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf 専攻科【歯科衛生学専攻】 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf 4.大学案内［平成 26 年度］ 参考として［平成 27 年度］大学案内のウェブサイト

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
	http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成27年度-大学案内.pdf
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	9.日本歯科大学新潟短期大学自己点検評価規程
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	10.短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋）
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	11.日本歯科大学新潟短期大学学位規則 2.学生便覧[平成26年度] 参考として［平成27年度］学生便覧のウェブサイト http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf 8.シラバス[平成26年度] 参考として［平成27年度］シラバスのウェブサイト 歯科衛生学科第1学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf 歯科衛生学科第2学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf 歯科衛生学科第3学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf 専攻科【歯科衛生学専攻】 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	12.歯科衛生学教育コア・カリキュラムに関する調査結果 8.シラバス[平成26年度] 参考として［平成27年度］シラバスのウェブサイト

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
	歯科衛生学科第 1 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf 歯科衛生学科第 2 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf 歯科衛生学科第 3 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf 専攻科【歯科衛生学専攻】 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf 13.授業担当者懇談会
入学者受け入れ方針に関する印刷物	2.学生便覧[平成 26 年度] 参考として［平成 27 年度］学生便覧のウェブサイト http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf 4. 大学案内［平成 26 年度］ 参考として［平成 27 年度］大学案内のウェブサイト http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成 27 年度-大学案内.pdf 14.学生募集要項［平成 26 年度］・［平成 27 年度］
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■ 平成 26 年度 ■ 授業科目名、職位、担当教員名、研究分野、教員配置（専任・兼担・兼任の別）	15.授業科目担当者一覧表［平成 26 年度］
シラバス ■ 平成 26 年度 ■ 紙媒体、又は電子データで提出	8.シラバス[平成 26 年度] 参考として［平成 27 年度］シラバスのウェブサイト 歯科衛生学科第 1 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf 歯科衛生学科第 2 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
	disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf 歯科衛生学科第 3 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/ disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf 専攻科【歯科衛生学専攻】 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/ disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf
B 学生支援	
学生便覧等（学則を含む)、学習支援のために配付している印刷物	2.学生便覧[平成 26 年度] 参考として［平成 27 年度］学生便覧のウェブサイト http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/ disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf 8.シラバス[平成 26 年度] 参考として［平成 27 年度］シラバスのウェブサイト 歯科衛生学科第 1 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/ disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf 歯科衛生学科第 2 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/ disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf 歯科衛生学科第 3 学年 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/ disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf 専攻科【歯科衛生学専攻】 http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/ disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf 16.Dental Hygienist Chair Side Learning 実習指針［平成 26 年度］ 17.学生総合保険制度
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■ 平成 27 年度入学者用及び平成 26 年度入学者用の 2 年分	4.大学案内［平成 26 年度］・［平成 27 年度］ 参考として［平成 27 年度］大学案内のウェブサイト http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成 27 年度-大学案内.pdf

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
	14.学生募集要項［平成 26 年度］・［平成 27 年度］
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去 3 年)」［書式 1］、「貸借対照表の概要（過去 3 年)」［書式 2］、「財務状況調べ」［書式 3］及び「キャッシュフロー計算書」［書式 4］	18.資金収支計算書・消費収支計算書の概要 19.貸借対照表の概要 20.財務状況調べ 21.キャッシュフロー計算書
資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度） ■ 計算書類（決算書）の該当部分（第 1 号様式、第 2 号様式、第 4 号様式、第 5 号様式）	22.資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表［平成 24 年度～平成 26 年度］ 参考として［平成 25 年度決算］のウェブサイト http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-100150-1804.pdf
貸借対照表 ■ 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度） ■ 計算書類（決算書）の該当部分（第 6 号様式）	23.貸借対照表［平成 24 年度～平成 26 年度］ 参考として［平成 25 年度決算］のウェブサイト http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-100150-1804.pdf
中・長期の財務計画	24.中・長期の財務計画
事業報告書 ■ 過去 1 年分（平成 26 年度）	25.事業報告書［平成 26 年度］
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成 27 年度）	26.事業計画書［平成 27 年度］ 27.予算書［平成 27 年度］ 参考として［平成 26 年度予算］のウェブサイト http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-100150-8167.pdf
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	28.学校法人日本歯科大学寄附行為

［注］

- □ 「(1) 記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- □ 一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名（評価校独自の名称等）を記載する。
- □ 準備できない資料（例えば、取り組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載する。
- □ 提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」にはURLも記載する。
- □ 準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成 26 年度のものとする。ただし、第三者評価を受ける平成 27 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成27年度のものを備付資料として準備する。
- □ 「過去3年」・「過去5年」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成26年度を起点として過去3年間・過去5年間とする。

〈備付資料一覧表〉

報告書作成マニュアル記載の備付資料	備付資料
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1.日本歯科大学創立 100 周年記念誌
C 自己点検・評価	
過去3年間（平成 26 年度～平成 24 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	2.「情報公開」 ウェブサイト http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/j-kokai_2015.pdf
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	3.成長戦略としての女性の活躍推進について
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	4.歯科衛生士養成所指定規則
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	5.社会総がかりで教育再生を-第二次報告-
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	6.第 2 期教育振興基本計画
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	7.生涯教育について（答申）
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表 ■ 第三者評価を受ける前年度の平成 26 年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	8.単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	9.「学生による授業評価」フィードバック表
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	9.「学生による授業評価」フィードバック表 10.卒業生による大学評価アンケート調査結果 11.学長懇談会記録
就職先からの卒業生に対する評価結果	12.平成 26 年度ステークホルダー調査
卒業生アンケートの調査結果	10.卒業生による大学評価アンケート調査結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	13.オープンキャンパス資料
入学手続者に対する入学までの学習支援のため	提出書類 5　新入生への課題

報告書作成マニュアル記載の備付資料	備付資料
の印刷物等	「建学の精神」参照 14.コンピュータアンケート
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	15.新入生オリエンテーションについて
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	16.学生個人記録書 17.学年連絡網
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	18.就職先 （平成 26 年度～平成 24 年度）
GPA 等の成績分布	該当なし
学生による授業評価票及びその評価結果	9.「学生による授業評価」フィードバック表
社会人受け入れについての印刷物等	19.社会人入学試験要項
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD 活動の記録	20.FD・SD 活動記録
SD 活動の記録	20.FD・SD 活動記録
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■　教員個人調書（平成 27 年 5 月 1 日現在で作成）［書式 1］、及び過去 5 年間（平成 26 年度～平成 22 年度）の教育研究業績書［書式 2］ ■　「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照 ［注］学長・副学長の専任教員としての位置付け：当該短期大学の教育課程に定められた授業を担当し、かつシラバスに掲載されていること	21.専任教員の個人調書
非常勤教員一覧表［書式 3］	22.非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	2.「情報公開」 ウェブサイト http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/j-kokai_2015.pdf
専任教員の年齢構成表 ■　第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）	23.専任教員の年齢構成表

報告書作成マニュアル記載の備付資料	備付資料
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	24.文部科学省科学研究費助成事業平成 24 年度交付決定一覧
研究紀要・論文集 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	25.歯科衛生研究会―20 回の歩み―
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■　第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）	26.専任職員一覧表
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	27.新潟キャンパス消防計画書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	28.防災マニュアル
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	29.新型インフルエンザ対策ガイドライン
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■　全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	30. 校地、校舎に関する図面
■　図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等	提出資料 2 学生便覧参照 ウェブサイト http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	31. 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	32.マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	33.財産目録及び計算書類 （平成 26 年度～平成 24 年度）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■　第三者評価を受ける年度（平成 27 年 5 月 1 日現在）	34.理事長の履歴書 （平成 27 年 5 月 1 日現在）
学校法人実態調査表（写し） ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	35.学校法人実態調査表（写し） （平成 26 年度～平成 24 年度）

報告書作成マニュアル記載の備付資料	備付資料
理事会議事録 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	36. 理事会議事録 （平成 26 年度～平成 24 年度）
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SD に関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程 教学関係 学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FD に関する規程 ■　規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙する。	37.学校法人日本歯科大学規程集
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■　教員個人調書［書式 1］（平成 27 年 5 月 1 日現在） ■　専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間（平成 26 年度～平成 22 年度）の教育研究業績書［書式 2］	38. 学長の個人調書 教員個人調書（平成 27 年 5 月 1 日現在）

報告書作成マニュアル記載の備付資料	備付資料
教授会議事録 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	39. 教授会議事録 （平成 26 年度～平成 24 年度）
委員会等の議事録 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	39. 教授会議事録 （平成 26 年度～平成 24 年度）
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	40. 監事の監査状況 （平成 26 年度～平成 24 年度）
評議員会議事録 ■　過去 3 年間（平成 26 年度～平成 24 年度）	41. 評議員会議事録 （平成 26 年度～平成 24 年度）
選択的評価基準	
■　教養教育の取り組みについて	提出資料 2　学生便覧、提出資料 8　シラバス参照
■　職業教育の取り組みについて	42. 歯科衛生研究会プログラム 43. 高等教育コンソーシアムにいがた資料 44. 研修会のご案内
■　地域貢献の取り組みについて	45. 地域貢献活動報告書 46. 公開講座資料 47. 職員の派遣について（御礼）

［注］

- □　「(1) 記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- □　一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名（評価校独自の名称等）を記載する。
- □　準備できない資料（例えば、取り組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載する。
- □　提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」には URL も記載する。
- □　準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成 26 年度のものとする。ただし、第三者評価を受ける平成 27 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成 27 年度のものを備付資料として準備する。
- □　「過去 3 年」・「過去 5 年」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成 26 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とする。

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

■　基準Ⅰの自己点検・評価の概要

※ここには、基準の下の各区分の現状及び課題、各テーマの改善計画及び基準の行動計画の概要を記述してください。（以下同じ。）

学校法人日本歯科大学は、その創立以来「建学の精神」を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」としており、日本歯科大学新潟短期大学はこれを踏襲する。教育活動のすべては「建学の精神」に基づいて定められた教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに基づいて運営されている。この結果、日本歯科大学新潟短期大学はその前身の日本歯科大学附属新潟歯科衛生専門学校時代から歯科衛生士国家試験の高い合格実績と就職実績を継続している。

今後は、歯科衛生学科への入学者を増やして、社会に貢献できる歯科衛生士を輩出し、専攻科への進学者を増やして、歯科衛生士を教育できる歯科衛生士や科学的研究のできる歯科衛生士を養成していきたい。

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神が確立している。］

■　基準Ⅰ-A-1 の自己点検・評価

※以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、（a）及び（b）を記述してください。（以下同じ。）

（ａ）現状

※ここには［観点］についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。（以下同じ。）

※自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。（以下同じ。）

学校法人日本歯科大学は、その創立以来「建学の精神」を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」とし、これを法人傘下のすべての組織に共通するものとして、100年を超える年月において脈々と継承されている。この建学の精神を具体化するために、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定め、大学案内や本学ホームページ（http://www2.ndu.ac.jp/jc/）などにおいて広く外部に対し公表するとともに、学生便覧およびシラバスに掲載して学生や保護者に告知し、学内に掲示して、常に教職員・学生の眼に触れるようにしている。

学校法人日本歯科大学理事長 日本歯科大学学長 中原　泉が平成18（2006）年6月の『創立100周年を記念』に寄稿した文章を示す。

学校法人日本歯科大学は、その創立以来建学の精神を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」とし、100年を超える年月において脈々と継承されている。

明治39（1906）年に歯科医師法（旧法）が制定され、あわせて公立私立歯科医学校指定規則が出された。その年、東京市には、検定試験をうけて正規の資格を得た歯科医師は、僅か187名しかいなかった。開業医として盛名を馳せていた中原市五郎先生は、官立（国立）の歯科医学校を設置するよう再三、国に働きかけた。しかし、歯科は富国強兵に関わりなしと、一顧だにされなかった。国は、歯科医療を軽視したのである。折角、指定規則ができても、それに基づく歯科医学校は1校も生まれない。歯科志望者は従前と変わらず、開業医の徒弟としてまた私塾において、細々と勉学をする他なかった。この状況を憂い憤った中原先生は、私財を投じて、翌40（1907）年6月、東京市麹町区大手町1丁目1番地に私立共立歯科医学校を開校した。

同校の設立趣意書には、「我等同志の者相図り、昼間開業医の助手をして余暇なき者を集め、これに歯科医学を授け、一には教育機関の不備を補い、一には師たる開業医の責任を軽減せしめんと欲す。是今回歯科医学校の設立を企図したる所以なり。…一は学技両全の歯科医を社会に紹介し、一は以て歯科医の人格を高尚ならしめんことを」と説いた。ここに謳った「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」が、学校の目的であった。

当時、私立歯科医学校の経営は困難を窮めた。開校から4ヵ月後の10月には、校舎を神田区雉子町34番地に移転した。さらに中原先生は、麹町区富士見町6丁目2番地（現在地）の旧法政大学分校を個人で買収し、明治42（1909）年6月に同地に移転させ、校名を日本歯科医学校に改称した。当初は２年制であったので、同年7月に昼間部36名、夜間部27名、特別卒業5名の計68名の卒業生を社会に送りだした。まさに、当時の歯科界にとって干天の慈雨であった。

その後、大正（1919）8年、財団法人日本歯科医学専門学校に組織変更するに際し、中原先生は学校に貸与していた私有地と、新たに買収した隣地の計1,030坪を財団に寄付した。さらに、昭和７（1932）年、附属医院の新築に際し、中原先生は、将来を見越して買収してきた隣接地370坪を財団に寄付した。現在の生命歯学部本館キャンパスは1,963坪あるが、その約4分の3（1,400坪）は創立者の無私の寄付によるものである。

このように創立者は、独力で学校を興し、誰の力も借りず他を頼らず、私学としての自主独立を堅守した。ことさら自賛することはなかったが，彼は生涯、筋金入りの私学人の姿勢を貫いた。その精神は脈々と受け継がれ、自助努力という信念と勇気により、本学は、自らの判断と責任において大学運営の舵取りを続けてきた。この100年間、一貫して継承された自主独立こそ、日本歯科大学の建学の精神である。－以上－

学校法人日本歯科大学は、現在その傘下に日本歯科大学生命歯学部、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学生命歯学研究科、日本歯科大学新潟生命歯学研究科、日本歯科大学附属病院、日本歯科大学新潟病院、日本歯科大学医科病院、日本歯科大学東京短期大学、日本歯科大学新潟短期大学、医の博物館を保有するが、この創設者の建学の精神は、学校法人日本歯科大学全体の精神として継承されたことから、日本歯科大学新潟短期大学の建学の精神もまた「自主独立」である。

日本歯科大学新潟短期大学の教育理念は、平成18（2006）年に従来の教育理念の見直しを行った。日本歯科大学新潟短期大学の学則・教育理念などを総合的に参考にして、知識と技術と倫理観すなわち学・術・道を強調したものに変更した。

本学学則（提出資料1）には、その目的を「本学は、学校教育法の精神に基づき、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成する。

建学の精神「自主独立」を受けて、日本歯科大学新潟短期大学の目標を定め、次のようなテーマを軸に歯科衛生士の養成を展開している。

テーマ　1　『自分の行為に責任を持つ』

歯科衛生士は、医療・介護の現場において、患者さんに対して、直接的に対面し行為を行うという業務を担っている。その意味から、自分の行う行為の責任の大きさを自覚する。

テーマ　2　『人との関わりを大切にする』

歯科衛生士は、医療の現場において、常に人との関わりを持つ。その際には、患者さんとのコミュニケーションなくして、医療の行為は成り立たない。そのため、人とのコミュニケーションを通して、一職業人として、また一社会人として患者国民に貢献できる歯科衛生士を志す。

テーマ　3　『豊かな心を培う』

歯科衛生士は、気持ちのいい挨拶、ハッキリした返事、テキパキした動作、清潔と身奇麗を常として、人に接し業務に励む。その態度と行動を通して、職業人また社会人としての豊かな心を培う。

日本歯科大学新潟短期大学は、建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを、本学ホームページ（http://www2.ndu.ac.jp/jc/）において広く外部に対し公表している。

学生に対しては、オリエンテーション時に学生便覧およびシラバスに掲載した文章を提示し伝達している。また、新入生の保護者に対しても、入学式当日にオリエンテーションを行い、学科長より伝達している。建学の精神は新潟短期大学事務室前のロビーに掲額し、常に教職員・学生の眼に触れるようにしている。さらに、短期大学案内にも掲載し、受験生に対しても本学の建学の精神を開示している。平成22年度からは全入学者に対し、学校法人日本歯科大学理事長 日本歯科大学学長 中原　泉が記載した文章（提出資料2）について感想文を課し、「建学の精神」の共有化を図っている。

（ｂ）課題

※ここには［観点］についての点検結果を踏まえ、課題について記述してください。（以下同じ。）

※課題には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含め

て記述してください。(以下同じ。)

建学の精神は、学校法人全体に共通するものである。しかしながら、「自主独立」という言葉は抽象的・観念的であることから、言葉の解釈ならびに具現化の方法論について平成 19 (2007) 年に見直しを行い、日本歯科大学新潟短期大学の目標という形で分りやすく表わした。建学の精神についての解釈を検討し、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定めた。これらは入学者選抜委員会が学生募集の観点から、教務委員会がカリキュラムとの整合性の観点から、学生委員会が学生の態度教育の観点から、FD・SD 委員会が日本歯科大学新潟短期大学の運営状況に照らし合わせて、随時追加・変更が必要か検討している。問題点があれば直ちに教授会に報告されて確認が行われることになるが、現在のところ異議あるいは見直しを求める意見は出ていない。したがって建学の精神の「改善計画」及び「行動計画」は設定していない。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］
(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2) 建学の精神を学内外に表明している。
(3) 建学の精神を学内において共有している。
(4) 建学の精神を定期的に確認している。

■ テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の改善計画
※ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。(以下同じ。)
※改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。(以下同じ。)

自己点検の規定も組織も整備されているので、遅滞なく自己点検を行う。教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーなどの見直しを継続して行う。時代の求めに応じた教育の質を保証するためにはこれらの大胆な変更を厭うものではない。現在のところ総枠としての変更は行っていないが、学生の質の変化に対応する弾力的な運用の検討が必要である

提出資料
1.建学の精神
ウェブサイト
http://www.ndu.ac.jp/school-motto/index.html
2.学生便覧[平成 26 年度]
参考として［平成 27 年度］学生便覧のウェブサイト
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf

3.学則
ウェブサイト
http://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2014/04/学則.pdf
4.大学案内［平成 26 年度］・［平成 27 年度］
参考として［平成 27 年度］大学案内のウェブサイト
http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成 27 年度-大学案内.pdf
5.新入生への課題［建学の精神］
6.日本歯科大学新潟短期大学ホームページ
ウェブサイト
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/philosophy

備付資料
1.日本歯科大学創立 100 周年記念誌

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標が確立している。］

■　基準Ⅰ-B-1の自己点検・評価

（a）現状

本学学則には、その目的を「本学は、学校教育法の精神に基づき、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成する。

教育の目的を以下のように定めている。

［歯科衛生学科］

教育の理念（知識・技術・倫理観）を具現するために、一般教養と歯科の基礎と臨床に関する最新の講義と実習を行い修得させる。これにより、歯科衛生士として地域社会に通用する人格、技能および使命感を有し、口腔保健衛生の向上に寄与する人材を養成するとともに、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

［専攻科歯科衛生学専攻］

専攻科歯科衛生学専攻では、歯科衛生学科で学んだ基礎的知識の上に、歯科衛生士としてさらに専門的知識および高度な技術を修得して応用能力を備えるとともに学士（口腔保健衛生学）の学位を取得して、指導者となり得る歯科衛生士を育成することを目的とする。

［専攻科在宅歯科医療学専攻］

要介護高齢者に対する口腔衛生管理により、嚥下性肺炎の発症率が減少することが報告されている。一方、要介護高齢者の約７割が何らかの歯科治療が必要であるにも関わらず、

実際に歯科治療を受けた者は３割に満たない状況にあるという調査結果があり、要介護高齢者に対する訪問歯科診療の必要性が叫ばれている。

日本歯科大学新潟病院では、昭和 62（1987）年から地域の要請により、大学では初めて在宅歯科往診チームを設立し歯科訪問診療を実施している。これからの歯科衛生士は、在宅歯科医療における安全で高度な歯科医療の提供に必要な知識はもとより、専門的口腔衛生の管理、咀嚼機能の向上、筋機能訓練、摂食・嚥下機能の獲得などの専門的知識・技能・態度の習得が必要であり、歯科衛生士の業務を臨床の場で学ぶことにより、歯科訪問診療のプロフェッショナルを育成することを目的とする。

［専攻科がん関連口腔ケア学専攻］

近年、がん治療の現場では、がん患者の劣悪な口腔環境が関連した様々な合併症により、治療完遂率の低下や入院期間の延長、QOL の低下が生ずる事が問題視され、患者の口腔衛生環境の改善、保持と歯科的管理の重要性が増している。特に周術期や抗ガン剤化学療法、放射線治療、造血幹細胞移植等における感染症予防、口腔粘膜炎軽減策としての口腔ケアと口腔機能管理は重要となりつつある。このため歯科衛生士を含む歯科医療従事者は、がん患者の治療や合併症、様々な全身的なリスクに関する知識と口腔の状態、機能に関するアセスメントを含めた口腔機能管理・口腔ケアに関する知識と技術の修得が求められている。本専攻科は、実践的な臨床の現場における研修を通して、診療所または急性期病院において、多職種と連携して、がん患者の口腔機能管理・口腔ケアを担う専門的知識と技能を具備した歯科衛生士を育成することを目的として設置する。

全学科共通の教育目標を以下のように定めている。

1. 人との関わりを通して、相手を尊重した対応ができる。
2. 社会人として自らの健康を守り、調和のとれた豊かな人間性を養う。
3. 医療チームの一員として周囲と協調すると共に、リーダーシップをもって地域社会に貢献できる能力を養う。
4. 社会のニーズに対応し、歯科衛生士としての使命感に基づいて自己研鑽ができる能力を養う。

各教科の担当者にシラバス作成時、学科・専攻課程の教育目的・目標を基盤とした授業構成を年度末に依頼しており、各授業の一般目標や到達目標に学習成果が反映されている。各授業担当者は初回授業時に再度口頭で学生に伝えるようにしている。教育理念・目的・目標は、本学ホームページ（http:///www.ngt.ndu.ac.jp/jc/philosophy）や大学案内などで広く外部に対し公表している。学生に対しては、オリエンテーション時に学生便覧およびシラバスに掲載した文章を提示し、教育目的や教育目標を伝達している。また、新入生の保護者に対しても、入学式当日に保護者会を行い、学科長より伝達している。毎年新年度に配布している学生便覧およびシラバスにこれを掲載し、常に学生が手元において見られるようにしている。学生便覧は、教職員にも配布して学生指導の基準としている。

また、教育目標は各学年の教室内の教壇横の壁面に掲示し、常に学生あるいは授業担当者の眼に触れられるようしている。さらに、教育目標は短期大学案内にも記載し、本学入

学を希望する生徒にも提示している。教育目的や教育目標についての見直しは、平成17（2005）年度　以降毎年、自己点検実施委員会において見直しを行い、その結果を本学教授会に報告し、承認を得て教職員・学生に周知させている。平成21（2009）年度には歯科衛生学科の教育目標の「歯科保健衛生」を「口腔保健衛生」と改めた。平成25（2013）年度には、新設された臨床系専攻科2科の目標を策定し、専攻科全体の教育目的・教育目標の見直しを図った。

（ｂ）課題

「建学の精神」に基づき「教育目標」を実現するために、本学のアイデンティティーをどこにおくか定め、その方針を FD・SD 委員会による研修会を行って教職員に周知徹底し、実現のための体制を整備している。また、各学年の教室に「教育目標」を掲げ、日頃から学生の目につく場所に掲示を行い周知している。平成 23（2011）年度からはアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、デュプロマポリシーを FD・SD 委員会で検討して教授会で採択された後にシラバスに掲載している。特に、卒業生の質の保証という観点から、すべての教育活動はディプロマポリシーの実現に帰結し、これが各種の問題に対する判断基準となることを教職員および学生が認識するよう確認作業を行っている。具体的には、本学をどのような大学にして、どのような卒業生（歯科衛生士）を輩出するのか、逆にどのような学生は進級できないのか、社会や地域住民にどのように貢献していくのか、他の歯科衛生士養成機関と比較して本学の特徴はどこにあるのか、個々の問題を解決するために具体的な手順を FD・SD 委員会が中心となって検討されている。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］
学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果を定めている。］

■　基準Ⅰ-B-2 の自己点検・評価

（ａ）現状

各教科の担当者にシラバス作成時、学生便覧を配布し、建学の精神『自主独立、自助努力』に基づき、学科・専攻課程の学習成果をシラバスに反映させるよう授業担当者に依頼をしている。また、学生にはオリエンテーション時に口頭で伝達し、新年度に配布している学生便覧およびシラバスにこれらが掲載されている旨を伝え、いつでも手元において確認できるようにしている。各教科の担当者にシラバス作成時、学科・専攻課程の教育目的・目標を基盤とした授業構成を年度末に依頼している。そのため、各授業の一般目標や到達目標に学習成果が反映されている。定期試験や授業ごとの小テスト、OSCE、臨床評価を実施し、点数化している。評価についてはすべてデータ化を行い、事務室で管理している。年度末ごとに成績優秀者は短期大学事務室に掲示を行い表明している。また、学術奨

励賞受賞者には年度初めの教授会で授与式を行っている。また、専攻科は定期的に開催されている歯科衛生研究会で研究成果を発表している。全ての教科について、学期末に教員および学生に対してマークシート方式の自己評価を行い、データ化して科目担当者にフィードバックを行っている。学生の成績については教授会にて厳正なる審査を行い、学生が学習目標に到達しているかを確認している。

日本歯科大学新潟歯学部附属歯科専門学校（歯科衛生学科）時代を含め、30 回以上の歯科衛生士試験、歯科衛生士国家試験において、新卒受験者はすべて合格している。これまでに不合格者を出していないことは、学習成果が目標レベルに到達していることを表す。

臨床系専攻科修了者は、歯科衛生士として指導的立場を担い、日本歯科大学新潟病院をはじめとして歯科衛生学科学生の教育や歯科衛生士の資質や社会的地位向上、そして地域住民に貢献すべく活躍している。

学士取得支援コースの進学者は、明星大学や淑徳大学に編入して学士となり、歯科衛生士を養成するための歯科衛生士教員などとなっている。

認定専攻科修了者は、研修修了レポート（学修成果）の審査を受けて大学評価・学位取得支援機構から 4 年制大学卒業と同等となる「学士」を授与されており、研修の成果は日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生研究会で発表し、歯科医師、研究者、歯科衛生士、他の医療関係者、学生などから評価を受けている。

（ｂ）課題

学習成果の定期的点検は、国家試験の合格率、全国模試、卒業試験問題の質の向上（ブラッシュアップ）と識別指数による問題の適正の判定、各教科の成績評価や学外実習先、臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価で行っている。社会のニーズを把握したうえで、今後も学習成果の向上および充実を図る必要がある。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
(3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
(4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
(5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

［区分　基準Ⅰ-B-3　教育の質を保証している。］

■　基準Ⅰ-B-3 の自己点検・評価

（ａ）現状

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令が変更された場合に協議の必要があれば定例教授会で審議を行っている。試験は履修した授業科目についての到達度を判定する方法であり、①定期試験、②臨時試験、③追試験、④再試験がある。学生の『学力の確保』の

ため、可能な限り②臨時試験を実施し、成績不振者にはレポートや課題による履修を促している。

単位制である短期大学では絶対評価である。そのため全員が「優」ということもありうる。しかし、全員が「優」の科目は、到達目標の設定が低いか、試験方法が適当でない可能性もある。そのため、授業科目担当者に対してシラバス依頼時に教務委員会が組織的な成績評価基準の設定について担当者と懇談会を行っている。授業においては年度毎に学生の授業に取り組む姿勢が違うため、毎年創意工夫を凝らして実施している。各授業担当者は意欲的に取り組んでおり、学期末ごとの学生評価の結果を翌年の授業改善に取り入れている。また、主要3科目といわれる歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導では、専門科目の歯科医師と歯科衛生士だけでなく、日本歯科大学新潟病院の歯科医師や歯科衛生士と協働して、臨床に即した教育を心掛けている。

（b）課題

卒業生の就職先アンケート（ステークホルダー調査）により社会のニーズを把握しつつ、卒業時アンケートを用い教育内容の改善点を抽出し、それらを基に改善点を検討して教育の質を保証することと、建学の精神・教育方針に基づいた本学独自の特色ある教育をさらに充実させる必要がある。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
(2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
(3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

■　テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の改善計画

学校法人日本歯科大学は創設者により「建学の精神」を「自主独立」と定めている。時間経過により社会、学生、教員、事務職員、就職先などすべての環境が変化し続けており、この変化に対応させるため、将来を予測しながら「建学の精神」を教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに反映させている。卒業生や就職先のアンケートなどを参考に絶えず教育体制の見直しを図っていく予定である。

提出資料

2.学生便覧[平成26年度]

参考として［平成27年度］学生便覧のウェブサイト

http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf

3.学則

ウェブサイト

http://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2014/04/学則.pdf
4. 大学案内［平成 26 年度］・［平成 27 年度］
参考として［平成 27 年度］大学案内のウェブサイト
http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成 27 年度-大学案内.pdf
7.専攻科パンフレット
8.シラバス
参考として［平成 27 年度］シラバスのウェブサイト
歯科衛生学科第 1 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf
歯科衛生学科第 2 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf
歯科衛生学科第 3 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf
専攻科【歯科衛生学専攻】
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf

［テーマ　基準Ⅰ-C 自己点検・評価］

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。］

■　基準Ⅰ-C-1 の自己点検・評価

（a）現状

自己点検・評価を実施するための組織は、本学に委員会を設けて実施している。1 つは自己点検実施委員会であり、ここで自己点検された内容を評価し、自己点検・評価報告書として取りまとめられたものを最終確認する自己点検評価委員会が設けられ、実施されている。

また、実施に当たっては、日本歯科大学新潟短期大学自己点検評価規程を設け、自己点検・評価の基本規定としている。実施委員会の委員には、基礎分野・専門基礎分野・専門分野からそれぞれ科目担当者を選定し、事務部長を加えて委員会組織を形成し自己点検を行っている。なお、必要に応じて法人事務局次長である新潟生命歯学部事務部長が出席し助言・協力を得ている。

自己点検実施委員会の構成員は、基礎分野・専門基礎分野・専門分野・事務部門より委員を選定し 9 名の委員で行っている。自己点検評価委員会は、学長を委員長に学科長・教務課長・学生課長・教授・歯科衛生士教員・事務部長を委員とし 6 名で行っている。短期大学の評価・運営に関連することから、学長・学科長・事務部長のほか、教務委員会・学生委員会・進路指導委員会など本学の委員会組織の代表、そして基礎部門・専門基礎部門・専門部門・歯科衛生士教員の各部門の代表者が 2 つの委員会に参加し、それぞれの部門からの意見を広く取り入れ、本学のさらなる発展につなげて行く方針である。

自己点検・評価の結果を受けて、教務委員会でカリキュラムの見直し、学生委員会で学

生指導の見直しを行い、FD・SD 委員会で短大の発展・教員の資質の向上が図れるよう努めている。

また、学外の各種団体が開催する研修会に教職員を派遣して研修させ、その成果をFD・SD研修会で発表し、全教職員が共有できるように工夫している。

（ｂ）課題

歯科医学の内容と質、これを取り巻く各種法律や医療保険、介護保険などの制度的枠組み、患者さんの年齢構成と疾病構造の変化、地域住民の要求などにより日々変化している。学生の気質や入学者の基礎学力も年々変化しており、これらに対応するように定期的に確認作業が行われている。

自己点検で見直しの必要があると指摘された点については次年度に見直し、また、カリキュラムなどは毎年見直しを行い、より良い歯科衛生士を世に送り出せるよう努めていく方針である。

「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ)」（平成26年8月6日　中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ）（提出資料10　短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋））に基づき、日本歯科大学新潟短期大学の自己点検・評価を基にした課題を検討する。

第1章　短期大学の現状と課題

１．短期大学制度の成立とその後の経緯

「短期大学の学生数は平成5年から平成8年までをピークとして減少し続け、平成26年5月現在は約14万人で、そのうち約90％を女子学生が占めている。」（提出資料10　短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋））との記述がある。

日本歯科大学新潟短期大学は昭和58（1983）年日本歯科大学新潟歯学部附属新潟専門学校（歯科衛生学科）として附設され、昭和62（1987）年日本歯科大学新潟短期大学（歯科衛生学科）に改組された。平成14（2002）年には日本で最初に３年制の歯科衛生士養成校へ移行した。平成23（2011）年大学評価・学位授与機構により認定専攻科となることが承認された。短期大学ではあるが、専攻科に進学することにより４年制大学卒業と同等の「学士」の学位を取得できる体制を整え、実質的には４年制大学と同じく、４つの学年が在籍することになった。

日本歯科大学新潟短期大学は歯科衛生士の養成を目的としてきたが、平成26年6月25日公布の歯科衛生士法改正により、第2条1項の「女子」が「者」に改められ、法的に男子学生の受け入れが認められた。日本歯科大学新潟短期大学の学生募集要項にはすでに「女子」に限定する条件は掲載されていない。現在のところ入学関係書類の請求はあるが、受験者はいない。社会情勢として歯科衛生士を志願する男子からの増加傾向を見定めて施設や教育体制を見直すことになる。

平成27年度入学者は定員を割ってしまったが、３学年合計での収容定員充足率は106％以上である。短期大学全体の入学者が激減している現状に照らし合わせてみると、日本歯科大学新潟短期大学はいまだに短期大学としての魅力を留めていると考える。入学者への面接により歯科衛生士国家試験の高い合格率が志望動機のひとつに挙げられている。

日本歯科大学新潟短期大学の魅力を一層高め、それを地域住民をはじめ生徒や保護者、さらには高校の進路指導担当教員に周知するために、方略を構築しなければならない。その対応として、入学者選抜委員会がアドミッションオフィスとして機能して学生募集の方針を立てて実務を担当し、広報委員会が広報戦略を立てて実施し、教務委員会が医療連携教育を担当し、学生委員会が学生ボランティアを統括して地域貢献を行い、進路指導委員会が歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、新潟県などと連携して歯科衛生士の社会的認知度向上に関する活動を進めている。

これらの活動が総合されて日本歯科大学新潟短期大学の知名度が上昇し、学生募集に効果を発揮するものと思われる。これを発展させてより多くの入学者を集めるためには、広報戦略の見直しと予算の増額が必要である。

２．短期大学における人材養成の実績

「短期の修業年限と低廉な学費負担という特性を有し、女性の教育水準の向上と社会進出に貢献してきた。」（提出資料10　短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋））との記載がある。

日本歯科大学新潟短期大学の所在地である新潟県は、医師と看護師の養成のために奨学金を交付しているが、他の医療・介護職養成には奨学金を用意していない。機会あるごとに新潟県歯科医師会や新潟県に奨学金制度を制定するよう要請しているが、動きが見られない。新潟県は「地元愛」をテーマにかかげ、ｉターン、ｕターンを含め、地元に就職するように呼びかけ、年間約5,000人の高校新卒者が首都圏に流出する現状に歯止めをかけて人口減少を食い止めたいとしている。県内大学には「大学魅力アップ」を呼びかけ、補助金を交付している。

日本歯科大学新潟短期大学は、約90％が新潟県内の高等学校からの進学者であり、新卒者のすべてが歯科衛生士国家試験合格し、卒業生の90％以上が所在地である新潟県内に就職している。地域の高等教育機関に進学し、卒業後は地域の企業や事業所に就職するという行政が描く理想像を30年以上実証してきたという自負がある。2018年問題と言われる若年者が急減する状況においても、日本歯科大学新潟短期大学が魅力ある進学先であり続けるための戦略を検討している。

「近年では、現職の専門職業人や再就職を目指す者に対する学習機会の提供など、短期大学が女性の学び直しの場としても重要性を増している。」（提出資料10　短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋））とのまとめに対して、日本歯科大学新潟短期大学では、東京や大阪など大都市圏の歯科衛生士養成専門学校には及ばないが、社会人経験者や４年制大学卒業者が歯科衛生士国家資格取得を目的に毎年度継続的に入学している。この状況に対応するために社会人入学試験を行っている。平成28年度入学者選抜試験においてはＡＯ入試を行う予定であり、入学方法の多様化に努めている。

認定専攻科歯科衛生学専攻、在宅歯科医療学専攻、がん関連口腔ケア学専攻の３コースの専攻科を開設し、学士資格の取得支援や臨床系のスキルアップなど、歯科衛生士の学び直しや再就職支援につながる多様な受け入れ体制を整えている。本学卒業生であるか否か、新卒・既卒に関係なく入学者を受け入れている。平成27年度の臨床系専攻科入学者がいなかったことは残念であり、平成28年度入学者募集については、日本歯科大学新潟短期大学

校友会、歯科衛生士会、歯科医師会、日本歯科大学校友会などに広報の協力を要請していく予定である。

「短期大学においては、４年制大学に比して女性教員の比率が高く、幅広い分野で女性が専門性を発揮して活躍するロールモデルを示すことにつながっている。」（提出資料10 短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋））との記載がある。

日本歯科大学新潟短期大学教員は15名中、男性5名で女性が10名であり、かつ、女性の教授・准教授は4名で、そのうち1名は新潟県歯科衛生士会会長を併任している。さらに歯科衛生士教員は4名が講師である。

日本歯科大学新潟短期大学は「歯科衛生士を育てるのは歯科衛生士教員」をモットーとして、歯科衛生士教員が全国歯科衛生士教育協議会の専任教員講習会認定証、日本歯科衛生士会の認定歯科衛生士、関係学会の認定歯科衛生士などの資格取得を支援してきた。日本歯科大学新潟短期大学の歯科衛生士教員のうち２名は歯学博士の学位を有しているが、歯科衛生士の主要三科目である、歯科予防処置論、歯科診療補助論、歯科保健指導論を担当する他の歯科衛生士教員にも修士や博士の学位取得を進めて行かなければならないと考えている。

政府の「成長戦略としての女性の活躍推進について」（平成26年3月19日　産業競争力会議　雇用・人材分科会）のレポート（備付資料3　成長戦略としての女性の活躍推進について）において、政府は「2020年までに指導的地位の女性割合を30％にする。」という目標を掲げているが、日本歯科大学新潟短期大学はすでにこの目標を達成している。従って、女性の社会的進出を促し、かつ管理職として登用するという日本の国家戦略に適合するものである。日本歯科大学新潟短期大学が、女性に対して仕事のやりがいと快適な労働環境を提供していくことにより、医療・介護の現場で働く歯科衛生士の労働条件や労働環境を改善するための社会的指標となるよう努力しなければならない。

３．我が国の短期大学士課程の特長

「我が国は若年人口の過半数が高等教育を受けるといういわゆる「ユニバーサル段階」に達しており、短期大学は教養教育と専門教育のバランスが取れた教育課程と、きめ細やかな学生支援による教育を展開し、地域社会のニーズに応える人材養成に対する実績を積み重ねてきた。短期大学入学者は４年制大学の入学者に比べて、高等学校の総合学科や職業学科の卒業生が多く、職業志向の強い学生の進学先の役割もはたしてきた。」（提出資料10　短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋））との記載がある。日本歯科大学新潟短期大学入学者にも総合高校、商業高校、農業高校、工業高校、通信制高校、定時制高校、文系大学・短期大学卒業者などがいる。入学前教育、リメディアル教育、補習教育など学力のバラツキを補正する手段を様々検討したが、各学生の基礎学力や学習習慣の有無など個々に課題が様々であり、画一的な授業は困難であるとの結論に至った。そこで、クラス担任や科目担当者が問題のある学生に個別を行うことにした。

その結果、学生委員会や教務委員会に課題としてあがるような問題はなく、事実ほとんどの学生が卒業して歯科衛生士国家資格を取得している。むしろ実業系高校卒業者はコミュニケーション能力が高く、ＰＣの扱い方や英語に堪能であったり、実習における手技の習熟が早かったり、汎用性の高い職業人としての能力を示すことが多い。

短期大学の特長として６項目が挙げられている。

（１）学位が取得できる短期高等教育機関

日本歯科大学新潟短期大学卒業者は短期大学士が取得でき、認定専攻科に進学すれば学士の取得が可能である。

（２）教養教育と専門教育のバランスのとれた高等教育機関

歯科衛生士養成所指定規則において、基礎分野（科学的思考の基盤、人間と生活社会の理解、10単位)、専門基礎分野（人体の構造と機能　4単位、歯・口腔の構造と機能5単位、疾病の成り立ち及び回復過程の促進　6単位、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み　７単位)、専門分野（歯科衛生士概論　2単位、臨床歯科医学　8単位、歯科予防処置論　8単位、歯科保健指導論　7単位、歯科診療補助論　9単位、臨地実習（臨床実習を含む。）　20単位)、選択・必修分野（Ａ群4単位以上、Ｂ群3単位以上　計７単位)、合計93単位の履修が定められている。

日本歯科大学新潟短期大学は3年間で113単位履修しているが、選択・必修分野の単位が多いことと、これとは別に統合講義という単位を設定しているためである。

また、全国歯科衛生士教育協議会作成のモデル・コアカリキュラムにより、教授すべき内容が定められている。さらに、教育内容を厚生労働省の歯科衛生士国家試験出題基準に準拠させなければならない。結果的にこれらすべてに整合性のあるカリキュラムを作成しなければならない。唯一日本歯科大学新潟短期大学の独自性を出せる部分は選択・必修分野とも言える。

（３）職業能力を育成する高等教育機関

大学教育は単位制であるが、医療分野の教育においては、単位が取得できていないが先に進む、あるいは後程単位を取得するということはできない。なぜなら知識・技術の一部が欠落した状態で臨床の現場に出た場合、取り返しのつかない重大な事態を引き起こしてしまう可能性があるからである。従って、日本歯科大学新潟短期大学は単位制であり、教授会で単位認定を行うが、これと学年制を併用している。同様の理由から、GPA制度は意味を持たない。授業科目ごとの成績評価に対してGPを付し、この単位あたりの平均点を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度と解説されている。しかしそれでは、生命の危険に差し障るような重要科目が合格点以下であっても、平均点ではその事実が埋没してしまうからである。結論的にはすべての科目が合格点以上でなければ進級も卒業もさせることはできない。その結果は歯科衛生士国家試験の合否として如実に表れている。

卒業後は、就職先に対するステークホルダー調査を行い、教育内容や教育方法の改善点を見つけ出し、カリキュラムの変更へ対応を図っている。逆に、卒業生に対して就職先のアンケートや聞き取り調査を行い、新潟県歯科医師会を通して労使関係の改善を模索している。

（４）小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関

短期大学の指導方法の特色は、①少人数教育：１学年の定員は50名で、講義や基礎実習

は全員で行うが、病院実習においては5名程度の班にわかれて診療各科に配属され、一定期間で配置転換される。
病院実習は、日本歯科大学新潟病院への委託事業としているが、日本歯科大学新潟病院では基本的に専攻科を修了した歯科衛生士しか採用していない。すなわち学生教育について学んだ歯科衛生士が臨床実習を指導しており、教育の質の均一化が図られている。

さらに病院実習教育検討委員会を月例で開催して、日本歯科大学新潟短期大学の教育と日本歯科大学新潟病院の各科指導歯科衛生士が教育内容、評価方法、学生の指導方法などを協議している。

実習は班の連帯責任となるため、班長のもとにグループが結束する。班内の人間関係が不安定となった場合は、すかさず歯科衛生士教員が指導にあたる。個別の学生の問題については学生相談員やスクールカウンセラーが対応する。②導入教育：入学予定者に建学の精神についてのレポート提出を課し、大学と歯科衛生士についての認識の統一化をはかる。入学式前にオリエンテーションを行い、ワークショップを行いながら学生間の相互理解を深める。さらにワークショップには教員や学科や専攻科の学生がタスクフォースとして参加し、全学的な交流を図っている。③担任制度：日本歯科大学新潟短期大学は１学年の定員から１クラスである。主任と副任の２名で担当するが、教員の経験が浅い場合は、研修の意味を込めて第１学年の副担任が２名となることもある。これを学生相談員（担当するクラスを持たない教員がその任にあたる。）がサポートすることになる。学生相談員は、個々の学生の相談に対応するとともに、クラス運営にあたるクラス担任のサポートも行う。

日本歯科大学新潟短期大学校舎の２Ｆには、学生が自由に使用できる多目的室があり、コピー機や学内LANの接続環境を整備している。校舎は小さいが学生が気兼ねなく施設や設備を使用できる雰囲気づくりを工夫している。

日本歯科大学新潟短期大学の卒業生は、そのほとんどが歯科衛生士となるので、卒業生は生涯にわたり学生と教師という師弟関係が継続し、一方で歯科衛生士としての資格は同一であり、職業的には同僚となる。従って、心理的には教員と学生、そして卒業生は家族のような関係となり、深い絆で結びついている。④一貫指導：教養教育、職業教育から資格取得に導く教育、就職支援まで一貫した指導を行っている。さらに卒業生の再就職支援や卒後研修まで手厚く対応している。

（５）アクセスしやすい身近な高等教育機関

新潟県の面積は広く、南に接する富山県から北に接する山形県まで高速道路を３時間走っても通り抜けることができない。学生の約90％は新潟県出身者であっても、自宅から通学できない学生は各学年で35％程度である。心情的には同じ新潟県内に大学があるので違和感は少ないが、実際は大学の近辺にアパート等を借りることになる。

日本歯科大学新潟生命歯学部には女子寮があるが、日本歯科大学新潟短期大学には寮がない。

そこで大学は業者と契約し、徒歩で通学可能な距離の民間アパート３棟に委託寮として契約し、学生の受け入れを依頼している。

入居者は通常必要となる敷金や礼金を支払わなくてよいという優遇がえられる。また、教員が舎監となり学生や保護者との連絡にあたっている。

新潟県内各地区歯科医師会の「歯と口の健康週間事業」や新潟県内を巡回開催される「にいがた健口文化フォーラム」、「専門高校メッセ」などのイベントでは、実家が近い学生が中心となってボランティア参加している。

学生は将来就職するかもしれない地元の歯科医師や同僚となるかもしれない地元の歯科衛生士、さらには地域住民と交流を深めて地域貢献の意欲を高め、地元に帰って就職しようとする動機づけになっている。

学生がボランテイア活動を行って地域に出向くことが、大学と地域住民の距離を近づける最も有効な方法であり、ひいては入学志願者の掘り起こしになることを期待している。

（６）教育の質が保証された高等教育機関

日本歯科大学新潟短期大学は、短期大学設置基準に基づいた専任教員数や校地・校舎の面積などの教育環境は条件を充たしている。教育課程の水準、専任教員の資質能力、施設設備なども水準以上を維持している。

「教育の質」を言い換えれば、「１　地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ。２　豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができる。３　歯科衛生士としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。４　国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技能を有する。」というディプロマポリシーを実現できているかということである。すなわち、結論的には歯科衛生士国家試験に合格することが実質的な卒業要件である。

この点においては、30年以上にわたって新卒者で歯科衛生士国家試験を不合格になった者がいないという実績で証明されている。

「公欠扱い以外の理由で各科目の授業時間数の３分の１以上を欠席した者。実習は授業時間数の４分の１以上を欠席した者。」は、学年末に実施する定期試験が受験停止となる。

試験における不正行為と処分については、不正行為者取扱規程に規定されており、また学生便覧にも記載し、オリエンテーションなどで説明している。

成績の評価は59点以下（不可）、60～69点（可）、70～79点（良）、80～89点（優）、90～100点（秀）の５段階で行う。GPAに変換することは可能であるが、本学では行っていない。

各科目では60点以上で単位を認定するが、全科目の総合平均点が65点未満の場合や、60点未満の科目が所定数を超えた場合、正当な理由がなく全授業時間数の１／３以上を欠席した場合などは、留級となる。

シラバスの作成においては、モデル・コアカリキュラムや歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認している。

病院実習は第２学年後学期と第３学年前学期の１年間実施される。従って第２学年は前学期の講義と実習による成績と後学期の病院実習等の成績により進級判定が行われる。第３学年前学期は病院実習と授業の試験により成績が算定される。

第３学年後学期には評価試験を４回実施して形成的評価を行うとともに、個々の学生の弱点を解析し、個別指導に役立てている。

教員の作成する問題では、出題傾向が固定化される可能性があるため、評価試験のうちの２回は業者主催の歯科衛生士国家試験全国統一模擬試験を受験させて、新傾向問題への対応力強化を行っている。問題は識別指数を算出し、問題の質、教授内容や方法などを検討して、必要な場合は教員に改善を求めている。評価試験は統合講義の内容の理解度を判

定するものであり、その成績は第３学年後学期の成績となる。

第３学年は、この前学期と後学期の成績により単位認定が行われる。単位が認定された場合は、ディプロマポリシーに掲げた「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技能を有する。」を充たしているかを卒業試験によって確認し、日本歯科大学新潟短期大学を卒業するに値すると認められた場合にのみ、歯科衛生士国家試験を受験することができるシステムをとっている。

一方、歯科衛生士国家試験は知識に対する試験であり、技能と態度の教育成果が合体して初めて医療従事者となりうる。そこで日本歯科大学新潟短期大学では実習前には「身だしなみチェック」として、頭髪の色とまとめ方、爪の長さやマニキュアの有無、看護衣の着方、ソックス、靴の履き方など一連の検査を行い、検査に合格しない学生は実習に出席できない。実習終了後は学生が分担して清掃を行う。掃除用具一式が収納された移動可能な用具置場があり、授業終了後は当番制で学生が清掃を行い、教員のチェックを受ける。

授業開始と終了時にはクラス委員が号令をかけて挨拶をする。これらの作業を煩わしく感じる学生がいるだろうことは承知している。しかし、医療従事者として清潔と不潔の概念を身に付けることや、声に出して意思を伝える作業をくりかえすことは、臨床の現場に立ったとき、ヒヤリハットのインシデントやアクシデントを未然に防ぐことになり、患者や保護者、さらに医療従事者間の意思疎通を図るための基本的な作業に抵抗感がなくなることにつながる。これは態度教育に欠かすことができない。

第１学年後学期と第２学年前学期にOSCE（客観的臨床能力試験）を行っている。OSCEは医学部・歯学部・薬学部で行われる医療系大学間共用試験としてCBTとともに合格しなければ臨床実習に進むことができない。歯科衛生士養成においてOSCEの実施は必須ではないが、日本歯科大学新潟短期大学では日本歯科大学新潟生命歯学部に準拠して行っている。基礎実習で行った課題の中から出題され、学生一人一人が実習を行い、評価者が評価するとともに講評する。特に第２学年のOSCEは病院実習の前に行われるので、病院実習で接する患者さんに危害を加える可能性の有無を審査することが要点となる。OSCEで不合格となった場合、病院実習に進むことはできず、実質的には留級となる。

日本歯科大学新潟短期大学はこれらの方法で、医療従事者である歯科衛生士の知識・技術・態度について質の評価を行っている。

４．短期大学の課題

（１）学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性

「女子の短期大学進学率は、平成26年度現在は9.5％と減少しており、一方、女子の４年制大学の進学率は平成26年度には47.0％に増加している。このように従来短期大学生の主流となっている女子学生については、女性の社会進出の高まりとともに、４年制大学への進学者が増加している傾向にある。４年制大学志向と職業教育志向のはざまで短期大学の特色が見えにくくなってきている。

短期大学に進学してくる学生も多様化しており、必ずしも基礎学力が十分ではない学生や経済的に厳しい状況にある学生の増加に伴い、一人一人の学生の課題へのきめこまかい対応が一層必要となっている。」（提出資料10　短期大学の今後の在り方について（審議の

まとめ）（抜粋））との記載がある。

日本歯科大学新潟短期大学の平成27年度入学者は定員を割ってしまったが、春の高校訪問における進路指導担当者から、景気が上向きの気配をうけて求人数が増加し、３Ｋ傾向の強い医療系から他方面へ高校生の進路志向があるようだとの情報を得ていた。

さらに、進学を決意しても、入学の要件がより緩やかな専門学校に進学するか、４年制大学に進学するかが次の分岐点となり、ここで短期大学という選択肢が不明確となる。

日本歯科大学新潟短期大学の存在を知らしめるためには、歯科衛生士という職種の内容と社会的な存在意義、職業を通しての喜びを高校生・保護者・進路指導担当教員に知ってもらい、かつ行政と連携して啓蒙活動を行う必要がある。

（２）短期大学の位置付けの明確化

「短期大学と専門学校では職業資格取得において重複があるとともに、制度上大学の一類型として位置づけられることが、その役割を曖昧にしている。特に採用する側から見た場合に、短期大学と専門学校において養成される人材の違いが一見して分かりにくい。」（提出資料10　短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋））との記載がある。

歯科衛生士養成校は154校あり、そのうち4年制大学が9校、短期大学が13校である。4年制大学では歯科衛生士養成課程の他に社会福祉士や養護教員の資格をとる課程を持つところもある。

厚生労働省の歯科衛生士養成所指定規則第二条四の三には「歯科医師又は歯科衛生士である専任教員のうち三人以上は、免許を受けた後四年以上に規定する業務を業として行った歯科衛生士であること。」と定められている。一方、文部科学省学校教育法の短期大学設置基準では、第七章　教員資格において、助手は学士、助教以上は修士か博士の学位を持つことが条件となる。特例条項を適用しない場合は、歯科衛生士の資格を持つ修士以上の学位をもつ者が歯科衛生士教員となる条件となる。日本歯科大学新潟短期大学にあてはめると、認定専攻科で学士を取得し、他大学の大学院を出て修士か博士の学位を取得できるよう、大学として支援体制を整えなければ、資質と能力が備わった教員を安定的に供給できないことになる。新潟大学大学院医歯学総合研究科に進学している卒業生が数名おり、これが前例となって教員供給のひとつの経路となることを期待する。また、学生に対しては、歯科衛生士国家試験に合格することが目標ではなく、進学して、研究者や教育者となる道が開けていることを示していきたい。

（３）産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中枢機能の確立

「社会総がかりで教育再生を　－第二次報告―」（平成19年6月1日　教育再生会議）（備付資料5　社会総がかりで教育再生を　－第二次報告―）の提言４で、国は地域の人材育成や地域経済の活性化のため、国公私を通じた地方における「大学地域コンソーシアム」を形成することを支援することが表明され、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日　閣議決定）により平成20年度から支援措置が行われることになった。「教育振興基本計画」（平成20年7月1日　閣議決定）（備付資料6　第2期教育振興基本計画）で教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。国公私立大学等の連携等

を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援することとなった。

文部科学省平成20年度戦略的大学連携支援事業　共生型大学連携による新潟県の人材確保・養成の短期的及び包括的施策による地域貢献（代表校　新潟青陵大学）への参加要請があり、明倫短期大学、新潟大学歯学部口腔生命福祉学科とともに歯科系タスクフォース部会を形成して、共同で地域貢献活動や業界団体との連携事業を行うことになった。

これまで新潟県は県知事の召集により年１回、大学等高等教育機関懇談会を開催し、新潟県と学長が意見交換を行っていた。その後、新潟県内のすべての大学・短期大学、大学院大学、高等専門学校、放送大学の学長によって構成されるこの会議メンバーが理事になり、「高等教育コンソーシアムにいがた」が発足した。歯科系タスクフォースは継続してこの組織の一部会として活動することになり、日本歯科大学新潟短期大学は平成25年度と平成26年度の幹事校を務めた。

活動の中心は新潟県歯科保健推進条例に基づく、「にいがた健口文化フォーラム」に共同ブースを出展し、地域住民と交流するなかで、歯科に関する啓蒙活動と歯科衛生士・歯科技工士の職業紹介を行ってきた。これを起点にして、三大学が連携しての活動が発展し、新潟県内各地の歯科医師会が主催する「歯と口の健康週間事業」や新潟県教育委員会が主催する「専門高校メッセ」に学生と教員がボランティア参加することを頻回行ってきた。このような活動を通じて、新潟県、県内各市、新潟県歯科医師会、新潟県歯科衛生士会、新潟県歯科技工士会などと連携を図ることができた。

学生は地域住民に接することにより、自分の学びと職業意識を確認していた。

イベントに参加することは楽しく、自分のためになる反面、休日がなくなり、交通費等の持ち出しが多くなって負担が増えることになる。ボランティア活動の名目のもとにすべてを参加者の善意に期待することはおのずと限界がある。ボランティア活動をシステマティックに行えるような体制と財政的支援を検討しなければならない。

「生涯教育について（答申）」（昭和56年6月11日　中央教育審議会）（備付資料7　生涯教育について（答申））では、短期大学について、社会人がより活用しうる方向を目指すという考え方が示され、将来像答申では、「ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する」ことによって「米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会の土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置づけがなされることが期待される。」と提言されている。しかしこれでは、短期大学と大学、短期大学と専門学校の機能分化が不明確であり、日本歯科大学新潟短期大学のように専門的、職業的技術や知識を学ぶ場として成立している短期大学においては、地域住民に汎用性の高い一般教養を醸成するようなプログラムは提供できない。それよりも専門職の再教育や再就職支援を行って、それらの人々が社会にもどって益々活躍することを支援する方がはるかに効率的である。そこで、専攻科を３コース設置して、学習者の希望に対して多様に対応できるよう体制を整えた。ただし、入学者が少ないのは、そのメリットを十分伝えられていないことを意味するので、今後の広報活動を工夫したい。

（４）学生に対する支援の充実

経済的に厳しい中で短期大学に進学してくる学生も多い。新入生との面談で、歯科衛生士になると決心したことは当然であるが、４年制大学より１年分学費が少なくて済む、施

設・設備・教育体制が整っていて、短期大学卒の資格が取れるのに専門学校より学費が安い、という経済的理由をあげる学生もいる。

オープンキャンパスでは参加者に対して日本学生支援機構の奨学金を中心に説明しており、高校において予約することを勧めている。日本歯科大学新潟短期大学独自の奨学金はないが、新潟県のホームページには各種奨学金が掲載されており、希望があれば申請手続きを支援する。また、求人先からの奨学金もある。利子のつく奨学金であれば相当な金額を借りることができるが、学生は卒業後給与から返済することを前提に借入額を決めることが多い。

新潟県は医師と看護師には奨学金を用意しているが、歯科衛生士は応募することができない。新潟県に対しては、県内の大学に進学する者に対する奨学制度や県内に就職する者には返済金額の減免処置をするなど、奨学金制度を充実させることが18歳人口の流出を食い止める方策であると、各種会議において提案しているが、具体化はしていない。

日本歯科大学新潟短期大学では、経済的に困難な学生に対しては、学費納入期限の延期や分納処置など、個々の学生の事情にあわせて適宜学生が納得できる対応をしている。一方、各学年の学術優秀者３名には、表彰するとともに学術奨励賞（10万円１名、5万円2名）を支給している。

学生のアルバイトは原則的に禁止とし、事情がある場合にはクラス担任に報告することと学業に支障が出ないことを条件に認めている。また、図書館の受付や新潟生命歯学部・附属病院の歯科助手業務の時間外アルバイトは学生に紹介している。

授業がない時間帯に学外の歯科医療機関で働くことは、臨床研修の一部として有効であることは認めるのだが、針刺し事故などの医療事故を引き起こす、あるいは巻き込まれることは、その後の学業に支障を及ぼすので、十分に監督・指導してもらえる機関でないと推奨はできない。

学生に対しての支援という場合、個別の学生対応が求められるのは、金銭的なものよりは、精神的な事項や学業的な事項であり、非常に時間が費やされる。

学業については学生委員会や教務委員会で成績が悪い学生や技術の習熟度が低い学生が報告されると、すみやかに個別指導の担当者がきめられ、時間外に指導が行われる。１学年の人数が少ないので、リメディアル教育と言っても結局個別指導にならざるを得ないのが現状である。その分教員の負担が増えているが、落伍者を出さないためには仕方がないと犠牲をはらってくれている。日本歯科大学新潟短期大学の伝統として、教員は学生をわが子のように時に優しく、ときに厳しく指導することが全教職員に身に付いている。この雰囲気こそが、卒業後も大学との結びつきを大切にしてくれる素地を作っているものとして大切にしたい。

特に病院実習においては、班の内部や病院の指導歯科衛生士・指導歯科医師との人間関係、指示された業務が知識や技術の不足によって遂行できないなど、精神的に追い詰められて相談に来る場合が多い。クラス担任や学生相談員が第一の受け皿となるが、教員との相性もあり、学生は自分で相談相手となる教職員を選んでいる。相談された教職員はクラス担任に内容を報告し、学生委員会などで協議の上、すべての教職員が指導方針を統一している。

これまで、学業が追い付かず進路変更する者はいたが、雰囲気がいやなので退学すると

いう者はいないので、この体制は継続させて良いと思われる。

学生は悪徳商法、薬物乱用防止、国民年金の話など講習会に日本歯科大学新潟生命歯学部の学生とともに出席しなければならない。学生の安全な学生生活についても随時対応をはかっている。

（５）短期大学の教職員の資質と能力の向上

専任教員である歯科衛生士教員8名のうち、７名は全国歯科衛生士教育協議会専任教員講習会のすべての課程を受講して認定証を授与されている。また、日本歯科衛生士会の認定歯科衛生士や各学会の認定歯科衛生士の資格を取得・更新している。

専任教員である3名の歯科医師はすべて歯学博士であり、日本歯科補綴学会、日本顎関節学会・日本口腔外科学会、日本矯正歯科学会などの認定医・指導医である。

基礎医学を担当する４名の専任教員はすべて歯学博士である。非常勤の教員の多くは日本歯科大学新潟生命歯学部の教員であり、学部教育と同等の教育体制をとってもらっている。

ホームヘルパー制度が廃止され、介護福祉士に制度が統一されてからは、ホームヘルパーの授業を廃止して、看護師に看護師教育と同じ方法で看護・介護実習を行ってもらっている。

非常勤の看護師教員は看護専門学校の教員でもあり、専門学校の施設を借りて実習を行う課程もある。

歯科衛生士教員は日本歯科衛生士会、新潟県歯科衛生士会、日本歯科衛生学会、日本歯科衛生教育学会等関係団体の役員でもあり、歯科衛生士を取り巻く社会的環境、行政的状況、学問的動向などを即時に情報収集し、整理して他の教員に伝達するとともに、学生教育に反映させている。日本歯科大学新潟病院感染防止対策委員会主催の講習会、日本歯科大学新潟生命歯学部倫理審査委員会主催の講習会など日本歯科大学新潟生命歯学部で行われる各種研修会にも出席が義務付けられるものがある。

教員は日本歯科大学新潟短期大学単独で、あるいは日本歯科大学新潟生命歯学部の関係する講座や診療科とともに共同研究を行い、所属学会での研究発表や学術雑誌への投稿を行っている。

日本歯科大学新潟短期大学は、歯科衛生学会という学内学会があり、日本歯科大学新潟病院の歯科衛生士や専攻科生の研修修了レポートの発表の場となっている。

職員はSD活動の一環として各種関係団体が主催する講習会や講演会に出席し、最新の動向を情報収集して大学運営に反映させている。

教員の資質には、研究力と教育力が必要であり、局面によってこれを使い分けることが必要である。職員は経営面・教学面での専門的知見を有し、国や地域の行政機関や関連団体との調整力が求められる。特に日本歯科大学新潟短期大学においては、事務業務の一部を日本歯科大学新潟生命歯学部の事務部が行っており、法人本部との調整も必要となる。単独で判断して行動できる体制ではないので、内部的な調整力も求められる。

（１）～（５）の課題は、日本歯科大学新潟短期大学が単独で解決できるものばかりではない。内部は問題点が見つかれば放置せず、可及的早急に対応するのはこれまでどおりである。一方、外部と関連する問題については学内で方針を決めて、粘り強く交渉する、

あるいは時期を待つのも方略にひとつである。

第２章　今後の短期大学の役割と機能

１．短期大学の役割・機能

（１）社会基盤の維持・向上を担う職業人の養成　～専門職業人材の養成～

日本歯科大学新潟短期大学は歯科衛生士の養成機関であり、アドミッションポリシーで歯科衛生士になりたいという意思を確認し、ディプロマポリシーで歯科衛生士国家試験に合格するだけの教育を行うことで教育の質を保証している。臨床系専攻科では、専門的臨床研修を行うことと、生涯研修の機会を提供している。一方、認定専攻科では研究と教育ができる歯科衛生士を養成している。

（２）地域に密着した高等教育機関としての活用　～地域コミュニティの基盤となる人材の養成～

消費税増税分を原資として地域医療介護総合確保基金が創設され、都道府県に配分された。基金事業計画を都道府県と市町村は立案し、平成26年度から事業年度が始まっている。対象事業は１　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業　２　居宅等における医療の提供に関する事業　３　介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）　４　医療従事者の確保に関する事業　５　介護従事者の確保に関する事業である。

新潟県は新潟県歯科医師会を中心として、在宅歯科医療の充実をはかることとし、県歯科医師会に基幹連携室、郡市歯科医師会に連携室を設置し、歯科衛生士養成施設（日本歯科大学新潟短期大学、明倫短期大学、新潟大学)、県歯科衛生士会・県歯科技工士会と関係者協議会を組織して、共同で事業推進について連携を図っている。歯科衛生士養成機関に要請されているのは、短期的には離職した歯科衛生士の再就職支援と再教育研修会の支援である。具体的にはベーシックコースとして在宅口腔ケアコース、診療所勤務コース、アドバンスコース（復職後のフォロー）として圏域別基本研修、養成施設の学び直し講座開講等である。中期的には歯科衛生士養成校への入学者確保事業である。

日本歯科大学新潟短期大学は、行政と連携して地域住民が健康で長生きできる健康寿命の延長に貢献している。

（３）高等教育のファーストステージとしての期待と可能性　～知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材の養成～

臨床系専攻科で学んだ歯科衛生士は、周術期口腔ケア、在宅歯科医療、摂食・嚥下指導など各方面で歯科衛生士や介護施設職員、患者、保護者などに対して指導者としての役割を果たすこととなる。

認定専攻科で学士を取得した歯科衛生士は、歯科衛生研究の進め方を学び、研究発表の経験を持ち、医療・介護分野の進歩を追って科学的根拠に基づく医療行為を行える。また、歯科衛生士学生の教育を経験しており、研究と教育を行う基本的研修は終了している。歯科衛生士の資質向上に対して指導的立場を担うことになる。さらに、大学院に進学して、

より高度な研究を行う歯科衛生士もでている。臨床、研究、教育の各方面で、短期大学の授業で学ぶPCを扱う技術、コミュニケーション技法、英語、日本文化などの教養教育の成果が発揮され、地域住民に受け入れられる歯科衛生士となっている。

（４）生涯学習機能の充実　～多様な生涯学習の機会の提供～

学生教育の質の向上ばかりでなく、再就職支援や生涯学習の研修会開催など既卒者に対する多様な学習活動の機会提供が日本歯科大学新潟短期大学に課せられてきた。これまでは、日本歯科大学新潟短期大学校友会「雪つばき会」の活動を支援してきたが、日本歯科大学新潟短期大学が事業主体となる活動を企画しなければならない。

２．短期大学における機能別分化の推進

（１）大学の機能別分化

大学には①世界的研究・教育拠点、②高度専門職、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門分野の研究・教育、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）などの多様な機能が求められている。

日本歯科大学新潟短期大学は歯科衛生士養成に特化しており、不特定多数の地域住民よりも歯科衛生士という専門職の生涯学習の拠点や社会貢献の機能が今後ますます求められていくので、それに対応できる人材の育成と組織の整備が必要である。

（２）短期大学と４年制大学の機能の比較

日本歯科大学新潟短期大学には、大学としての①幅広い職業人の養成、②総合的教養教育、③地域の生涯学習機会の拠点、④社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）の機能が期待されているが、規模が小さいのですべてを充足することはできない。

歯科衛生士は３年間の学修により歯科衛生士国家試験を受験できる。歯科衛生士が歯科衛生士を教育していくことが本来の姿であると考えるが、学制として短期大学の教員には学士以上の資格を有することが望ましい。

そこで、日本歯科大学新潟短期大学は認定専攻科において学士取得を支援している。認定専攻科の研修修了レポート（学修成果）の作成を支援する教育体制の整備が遅れているため、定員に対して募集人員を少なくしており、書類上の充足率は低くなっている。短期大学の教員数で４年制大学と同様の教育体制をとっているので教員には負担過重となる場合がある。

（３）専門学校における「職業実践専門課程」

歯科衛生士養成校が全国に154校あり、専門学校が歯科衛生士の養成の大きな部分を担っている。ところが新潟県においては、4年制大学である新潟大学と短期大学である明倫短期大学と日本歯科大学新潟短期大学の３大学だけであり、専門学校がない。これは日本で唯一の状況である。

全国歯科衛生士教育協議会における歯科衛生士教育モデルコア・カリキュラムの作成においても、教育水準を４年制大学、短期大学、専門学校のどの程度の水準にするか検討さ

れたとの情報もある。専門学校が大学と異なるところは、研究機能と教養教育が求められないところである。ただし、職業や資格取得をめざす高校生にとっては短期大学と専門学校の区別がわからない。また、官公庁等の統計や制度においても、短大・専門学校というくくりで表現されることが多く、短期大学の存立意義を明確にする必要がある。

（４）短期大学における機能別分化の推進

日本歯科大学新潟短期大学は、①専門職業人の養成、②地域コミュニティの基盤となる人材の養成、③知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材の養成までは、機能しているが、④多様な生涯学習の機会の提供は不十分と言わざるを得ない。

女性が多い職種に共通する課題として、若い時は結婚・出産・育児、ある程度の年齢になると家族の介護という理由から離職を余儀なくされ、現場から遠ざかってしまうこと、職場復帰しようとしても終業時刻が遅いので常勤として勤務できないなどがあげられている。

歯科衛生士の場合、長期の離職により知識・技術が時代遅れになっているのではないか不安を持つ、相談先がないまたはわからないという場合が多い。この背景には、歯科衛生士会という職能団体に未加入で情報源をもたないことの影響が大きい。

そこで、校友会「雪つばき会」の活動を支援するばかりではなく、日本歯科大学新潟短期大学として既卒者の再教育事業を企画する必要があるのであろう。

「短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ)」（平成26年8月6日　中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ）（提出資料10　短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋））には、第３章　当面の機能別振興方策、第４章　中長期的検討課題　の項目があるが、日本歯科大学新潟短期大学だけの対応では解決できない問題が多い。

入学者数が経年的に減少する傾向があるが、若年人口が減少しているのか、４年制大学志向なのか、歯科衛生士という職種の内容や魅力が伝わっていないのか、医療・介護系職種としての歯科衛生士が３K職種と認識されているのか、賃金・労働時間・休暇・昇給などの労働条件に対して不満があるのかを調査して対策をたてる必要がある。

■　テーマ　基準Ⅰ-C 自己点検・評価の改善計画

学長・学科長・事務部長のほか、教務委員会・学生委員会・進路指導委員会など本学の委員会組織の代表、そして基礎部門・専門基礎部門・専門部門・歯科衛生士教員の各部門の代表者など、それぞれの部門・立場からの意見を広く取り入れ、本学のさらなる発展につなげて行く方針である。

提出資料

9. 日本歯科大学新潟短期大学自己点検評価規程

10. 短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）（抜粋）

備付資料
2.「情報公開」
ウェブサイト
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/j-kokai_2015.pdf
3.成長戦略としての女性の活躍推進について
4.歯科衛生士養成所指定規則
5.社会総がかりで教育再生を-第2次報告-
6.第2期教育振興基本計画
7.生涯教育について（答申）

■　基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の行動計画

※ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次の PDCA サイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。（以下同じ。）

高齢社会の到来に伴い、歯科衛生士は医療から介護分野へと職域を拡大しており、社会から早急かつ大量の人材養成を求められている。一方、少子化と高校生の4年制大学志向により、短期大学入学者が継続的に減少している。本学は認定専攻科を設置して４年制大学卒業資格（学士）取得を支援する体制を整えた。新潟県内大学、新潟県、県内市町村などとの連携活動を通じて歯科衛生士という職業の認知度向上をはかり、歯科衛生士志願者が増えるよう活動している。他方、「建学の精神」を身につけた本学の卒業生が社会的貢献を行いやすいように、専攻科の充実により卒後研修の体制をさらに整えた。日本歯科大学新潟短期大学のディプロマポリシーに適合して社会に進出した歯科衛生士が地域社会の医療・介護の現場で働いている姿そのものが「建学の精神」を社会に発信することとなり、歯科衛生士の社会的意義を示し、その歯科衛生士を養成した日本歯科大学新潟短期大学が地域社会に広く認知されることを期待する。

◇　基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。
(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特記事項なし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

教育課程は学則・学生便覧・シラバス・大学案内・情報公開資料に記載されており、高い歯科衛生士国家試験合格率と就職内定率（求人倍率）を長年継続している。4年制大学卒業資格を取得するための認定専攻科歯科衛生学専攻と社会的ニーズが高まっている在宅歯科医療学専攻とがん関連口腔ケア学専攻の臨床研修コースも開設している。例年卒業者数の10倍を超える求人があり、就職状況は良好である。教員が学生に対応するときには、個性を伸ばすこと、明朗快活で他人に配慮できる人になること、うそやごまかしがないこと、積極的に行動しリーダーシップがとれること、清潔に敏感であることなど就職先が求める人材になれるよう指導している。これらはすべてアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーとして学生に提示している。

［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］

［区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。］

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

（ａ）現状

［歯科衛生学科］

学則に教育過程および履修方法等、試験、卒業の認定および短期大学士の学位授与、専攻科などを定め、学生便覧に詳細を示している。

教員は歯科医学教育ワークショップで教育についての専門研修を受けており、シラバスを作成して手順に従って講義・実習を行っている。

授業担当者連絡会議を開催してカリキュラムの変更点を共有し、学生気質の変化に対応した教授法についての意見交換を行っている。

教員は学生から授業評価を受け、その結果は学長から各教員に伝達され、教育内容・方法の改善に努めている。アドミッションポリシーに適合する学生を入学させ、カリキュラムポリシーに基づいてディプロマポリシーが達成できるように教育を行っている。

最終の目的は歯科衛生学を学ぶことではなく、学んだ成果で歯科衛生士国家試験に合格して歯科衛生士となり、地域住民からの信頼を得て社会貢献することが目的である。学生は、学生同士で励ましあって学習し、歯科衛生士となって社会に旅立つことを目指している。

卒業要件単位数は、3 年以上在学し、93 単位以上を修得し、かつ卒業審査に合格しなければならない。教授会の議を経て、学長が卒業を認定する（学則第 7 章第 29 条、第 30 条)。

また、学生納付金は所定の期日までに納入しなければならないと本学学則に規定されている（学則第 8 章第 33 条)。また、授業料未納の者は受験を許可しないと学則および学生便覧それぞれに明記されている。学生に対しては、入学時オリエンテーションで教務課長

から学生便覧を示して周知を図っている。

また、平成 24 年度からは入学式終了後と病院実習開始前の登院式終了後の２回保護者説明会を開催し、ディプロマポリシーとそれに到達させるカリキュラムポリシーを説明している。

特に進級と卒業の基準ならびに歯科衛生士国家試験に合格するまでのカリキュラムについてはクラス主任・副主任からも再三周知を図っている。

学則第 31 条により、本学を卒業した者には、日本歯科大学新潟短期大学学位規則の定めるところにより、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与する。

平成 26 年にはコアカリキュラムを全教員に示し、教育内容の漏れがないかを確認し、カリキュラムに反映した。

授業内容については授業担当者懇談会を開催し、問題点等について全教員の意思統一を図っている。特に成績管理や授業時間の確保、成績評価基準についてディスカッションを行っている。

［専攻科歯科衛生学専攻］

１年以上在学し、講義ならびに実習で 31 単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

この専攻科は独立行政法人大学評価・学位授与機構による認定専攻科であり、専攻研究を行って研修修了レポートをまとめ、独立行政法人大学評価・学位授与機構に学位認定審査の申請を行う。諮問の後、合格すると学士を授与される。専門的に歯科衛生士業務を自ら学ぶとともに、歯科衛生士養成の指導者となるための教育が行われている。

［専攻科在宅歯科医療学専攻］

１年以上在学し、講義ならびに実習で 31 単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

［専攻科がん関連口腔ケア学専攻］

１年以上在学し、講義ならびに実習で 31 単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

講義・実習のみならず外部研修先の指導者からの評価を受け、総合的に単位認定を行っており、研修の成果は、日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生研究会において発表され、在学生や教員との質疑応答を行っている。

（ｂ）課題

日本歯科大学新潟短期大学は歯科衛生士を養成している。歯科衛生士養成所指定規則（備付資料 4　歯科衛生士養成所指定規則）において、基礎分野（科学的思考の基盤、人間と生活社会の理解、10 単位）、専門基礎分野（人体の構造と機能　4 単位、歯・口腔の構造と機能　5 単位、疾病の成り立ち及び回復過程の促進　6 単位、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み　7 単位）、専門分野（歯科衛生士概論　2 単位、臨床歯科医学　8 単位、歯科予防処置論　8 単位、歯科保健指導論　7 単位、歯科診療補助論　9

単位、臨地実習（臨床実習を含む。）　20 単位）、選択・必修分野（A群 4 単位以上、B群 3 単位以上　計７単位）、合計 93 単位の履修が定められており、就学期間は３年である。

日本全国に歯科衛生士養成校は 154 校あり、そのうち 4 年制大学が 9 校、短期大学が 13 校である。毎年 6,000 余名が歯科衛生士国家試験を受験しているが、その大半は専門学校卒業者である。

歯科衛生士という国家資格取得を考える者には、４年制大学、短期大学、専門学校と何が違うのかという疑問をいだくのは当然であろう。

４年制大学の場合には、養護教員や社会福祉士国家試験受験資格が得られるという付加価値をつけているところもある。

短期大学においても介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）を付加しているところもある。

逆に、求人する側からは、同じ歯科衛生士であっても、４年制大学卒業者、短期大学卒業者、専門学校卒業者では何が違うのか。給与体系や業務内容をどう差別化すればいいのかわからないという意見も聞いている。

4 年制大学（学士）においては、まず研究できる人材の養成が第一となる。

短期大学は短期大学設置基準によって、施設・設備、教員の資格と数、教育体制が厳格に定められており、この点が専門学校と最も異なるところである。ついで、短期大学（短期大学士）においては教養教育が行われることである。

さらに近年では、短期大学の教育は大学教育における初年次教育であるという位置づけが明確化されている。すなわち、３年間の学修で歯科衛生士の国家資格を取得し、さらに学習したければ 4 年制大学への編入や大学院への進学が可能である。

また、大学評価・学位授与機構の認定専攻科で必要な単位を履修して研修修了レポート（学習成果）を同機構に提出して審査に合格すれば学士を取得することができる。

日本歯科大学新潟短期大学は、認定専攻科歯科衛生学専攻を設置しており、さらに臨床系専攻科である在宅歯科医療学専攻とがん関連口腔ケア学専攻を設置し、新卒・既卒を問わず多様な学習者の求めに対応できるよう体制の整備を行ってきた。

短期大学における教養教育は、患者に受け入れられる全人的な素養の涵養に役立っており、認定専攻科では教育や研究ができる歯科衛生士の養成を行っている。

学位は、現実には就職する場合の採用基準や待遇に反映されるので、可能であれば取得したほうがよいであろう。ただし、学位がその人格高潔を保証するものではない。

歯科衛生士の業務を通して社会に貢献すること、国民の健康と長寿に寄与できること、その活動に対する評価を日本歯科大学新潟短期大学の教育にフィードバックさせることが課題である。正当な評価を得るためには各種ステークホルダーにアンケート調査を行うことなどが必要であろう。

歯科衛生士を社会は求め、教育体制も整えているが、歯科衛生士という職業の社会的認知度が高くなく、高校新卒の志願者が少ないことが課題となっている。

そこで医療福祉関係が主催するイベントに学生を積極的にボランティア参加させ、歯科衛生士という職業を紹介し、どのような仕事をするのかを知ってもらうとともに、学生に職業的意義を認識させ、口腔を清潔に保つことが健康と長寿にどのように結びつくのか

を地域住民に自信を持って説明する姿を見せることが必要であると考えられる。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。

(3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。

(4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。

(5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針を明確に示している。］

■　基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価

（ａ）現状

日本歯科大学新潟短期大学の歯科衛生学科は、学校教育法、、短期大学設置基準、歯科衛生士養成所指定規則に基づいた専任教員数や校地・校舎の面積などの教育環境、教育課程、専任教員の資質能力、施設設備などを遵守している。専攻科歯科衛生学専攻は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の審査を受けて認定専攻科となっている。

歯科衛生学科では、歯科衛生士養成所指定規則（備付資料4　歯科衛生士養成所指定規則）において、基礎分野（科学的思考の基盤、人間と生活社会の理解、10単位)、専門基礎分野（人体の構造と機能　4単位、歯・口腔の構造と機能　5単位、疾病の成り立ち及び回復過程の促進　6単位、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み　７単位)、専門分野（歯科衛生士概論　2単位、臨床歯科医学　8単位、歯科予防処置論　8単位、歯科保健指導論　7単位、歯科診療補助論　9単位、臨地実習（臨床実習を含む。）　20単位)、選択・必修分野（Ａ群4単位以上、Ｂ群3単位以上　計７単位)、合計93単位の履修が定められており、就学期間は３年で短期大学士を取得する。

認定専攻科では、１年以上在学し、講義ならびに実習で31単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。専攻研究を行って研修修了レポート（学修成果）をまとめ、独立行政法人大学評価・学位授与機構に学位認定審査の申請を行う。諮問の後、合格すると学士を授与される。

カリキュラムは綿密に構築されており、学習の内容と課程がすべて記載されたシラバスを学生は各人が携帯して授業で利用している。シラバスには日本歯科大学新潟短期大学の目標、教育の理念、教育の目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、年間教務予定、授業区分、授業責任者、単位数、授業の概要、教科書、参考書、一般目標、行動目標、学習方略、成績評価方法、メッセージ、連絡先、オフィスアワーなどが明記されている。

シラバスの作成においては、モデル・コアカリキュラムや歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認している。

教務委員会は、年度開始前に、専任教員と非常勤教員が全員参加して、授業担当者連絡

会議を開催し、教育に関わる注意事項を伝達するとともに、授業担当者と意見交換をして、教育方針を統一するとともに、今後の改善点を見出す。さらに3年ごとにカリキュラムの改定を行っている。

日本歯科大学新潟短期大学は歯科衛生士の養成機関である以上、ディプロマポリシーに記載する通りには歯科衛生士国家試験に合格できる学力を修得することが実質的な卒業要件である。この点においては、30年以上にわたって新卒者で歯科衛生士国家試験を不合格になった者がいないという実績で証明されている。

「公欠扱い以外の理由で各科目の授業時間数の３分の１以上を欠席した者。実習は授業時間数の４分の１以上を欠席した者。」は、学年末に実施する定期試験が受験停止となる。試験における不正行為と処分については、不正行為者取扱規程に規定されており、また学生便覧にも記載し、オリエンテーションなどで説明している。

成績の評価は59点以下（不可）、60～69点（可）、70～79点（良）、80～89点（優）、90～100点（秀）の５段階で行う。GPAに変換することは可能であるが、本学では行っていない。

各科目では60点以上で単位を認定するが、全科目の総合平均点が65点未満の場合や、60点未満の科目が所定数を超えた場合、正当な理由がなく全授業時間数の１/３以上を欠席した場合などは、留級となる。

病院実習は第２学年後学期と第３学年前学期の１年間実施される。従って第２学年は前学期の講義と実習による成績と後学期の病院実習等の成績により進級判定が行われる。第３学年前学期は病院実習と授業の試験により成績が算定される。第３学年後学期には評価試験を４回実施して形成的評価を行うとともに、個々の学生の弱点を解析し、個別指導に役立てている。

問題は識別指数を算出し、問題の質、教授内容や方法などを検討して、必要な場合は教員に改善を求めている。評価試験は統合講義の内容の理解度を判定するものであり、その成績は第３学年後学期の成績となる。

第３学年は、この前学期と後学期の成績により単位認定が行われる。単位が認定された場合は、ディプロマポリシーに掲げた「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技能を有する。」を充たしているかを卒業試験によって確認し、日本歯科大学新潟短期大学を卒業するに値すると認められた場合にのみ、歯科衛生士国家試験を受験することができるシステムをとっている。

「日本歯科大学新潟短期大学のディプロマポリシー」について、FD・SD委員会で再検討・調整をして平成23年２月の教授会において承認されたことにより、平成23年４月のカリキュラム検討部会を設置した。

検討部会では旧カリキュラムの確認がなされ、単位超過や学年毎の単位数の調整、選択科目数の少なさが問題点となった。このことから、新カリキュラムに向けて選択必修分野へ移行する科目の見直しを行い、１年次の単位数の軽減を図った。これまで多科目にわたって教育していた基本的な技術についての科目を１年次・２年次前期に「歯科衛生士基本技術実習」として立ち上げ実施している。「歯科衛生士基本技術実習」では、１・２年合同実習も取り入れ、２年生からの１年生へのフィードバックも行っている。また、様々な実技試験を取り入れ、修得不十分である学生に対する補習を行っている。

歯科衛生士養成所指定規則に則った授業を展開しているため、開講科目のほぼ全ての単

位を修得しなければならず、学生への負担は大きい。

単位認定では、再試験の受験者数や評価の割合は、教科によってやや差がある。

試験内容・評価方法の適正化と卒業生の質の保証について、本学全体の課題として対応していく必要があると考えている。

歯科衛生学科および専攻科のシラバスにおいて、一般目標、到達目標、成績評価方法、教科書・参考書等の記載を行い、メッセージ等の記載も行っている。シラバスの活用方法についても入学時に説明を行い、常に持参するよう指示している。

専攻科在宅歯科医療学専攻とがん関連口腔ケア学専攻では、ケアコミュニーケーション演習の授業においてe-learningを行っている。学科生および専攻科生は授業支援システムによってインターネットを経由して資料の閲覧、レポートの提出、担当教員への質問等が可能な体制が確立している。

本学では地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ事をディプロマポリシーに掲げており、歯科にとどまらず介護・看護のできる歯科衛生士育成のための教育を目指している。そのため、介護・看護教育については、外部講師による専門分野の授業に取り組んでいる。

また、歯科衛生学科・専攻科にかかわる教員は、様々な研修会や他大学における教育にも積極的に参加し研鑽を積み、学生とともにスキル向上に努めている。

教育課程の見直しについては、カリキュラム検討部会設置前にも、教務委員会にて実施している。

学生からの卒業アンケート調査などの結果も参考にし、学生の習熟度に合わせたカリキュラムプランを検討している。

授業に使用される教材についても教務委員会でチェックを行い、最新教本の購入検討を担当者へ確認している。

（ｂ）課題

第２学年後学期から第３学年前学期まで日本歯科大学新潟病院への委託事業として病院実習を行っている。病院実習開始前に歯科衛生士業務に関わる一連の講義や基礎実習を終了しなければならないため、第１学年前学期から第２学年前学期までのカリキュラムが非常に過密となっている。

病院実習の日数を減らして授業を各学年に均等分散できるよう毎年度検討しているが、歯科衛生士業務の拡大により学ぶべき事項も増えており、授業内容の充実を図ることが、カリキュラムを過密にしてしまうという二律背反状態にある。

学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応しており、教育課程を体系的に編成している。求める学習成果が明確なので、直結できるように授業科目を編成し、歯科衛生士国家試験合格という明確な目標に到達できるように厳格に成績評価を行っている。学生にはシラバスを絶えず携行し、自分が何を目的に、どのように学習すべきか確認するよう指示している、学科・専攻課程の指導にあたる教員は、資格・業績・人数の他、教員の個性を生かせるように配置している。カリキュラムは医療・介護関係の法や制度、少子・高齢社会という社会情勢、ゆとり世代など外部環境の変化を的確にとらえて対応できるよう随時みなおしを行っているが、単位制と学年制を併用する関係で３年ごとの見直し

を行っている。

日本歯科大学新潟短期大学としては、同じ日本歯科大学新潟キャンパスある日本歯科大学新潟生命歯学部の学生とともに日本歯科大学新潟病院で臨床実習を行うので、教育体制を協調している。

最大の課題は、学生との面談において「こんなに勉強が大変だとは、思わなかった。」、「覚えることがいっぱいありすぎて、どこから手をつけていけばいいのかわからない。」などの言葉を多数聞いている。成績不振な学生を早く見つけ出し、
生活習慣や学習方法の改善を学生と相談しながら探し出し、「うつ」や「自信喪失」に陥らないように個別指導していくことになる。学生対応に要する時間と労力が教員の負担になりすぎないように配慮すること、また、その教員を教育技法の指導も含めて精神的にサポートすることが大切となっている。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。

(2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。

（ア） 学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。

（イ） 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。

（ウ） シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。

（エ） 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている

(3) 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

［区分　基準Ⅱ-A-3　入学者受け入れの方針を明確に示している。］

■　基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

（ａ）現状

入学志願者に対しては、短期大学案内に建学の精神、教育理念、教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを掲載しており、ホームページ上でも閲覧が可能である。また、入学時には調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果の把握を行っている。

本学の入学者選抜の方法は、社会人入学試験、推薦入学試験（指定校制、公募制）・一般選抜入学試験、大学入試センター利用入学試験の４つとなっている。入学志願者への明示方法は、入学試験要項に示していることは勿論、ホームページ上、各種入試関係の公開雑誌や新聞広告などで公開している。また、高校訪問の際には当該高校出身の学生の状況がわかる資料を作成して持参し、高校の進路指導担当者に入試状況を含め説明して質問に

答えている。

アドミッションポリシーは、１　歯科衛生士になりたいと希望し、本学で学びたいという強い意欲をもつ人　２　積極的に学ぼうとする人　３思いやりと協調性をもって行動できる人　自分の行動に責任がもてる人　５　笑顔であいさつできる人　である。

本学における入学者との面談においては、アドミッションポリシーにかなう人、言葉の奥に何が期待されているか推察できる人、いまは多少自信のない部分もあるが、そうなれるように努力したいという意思を示すことのできる人を選別している。

オープンキャンパスでの説明、高校訪問における進路指導者との面談、業者主催の大学説明会、高校内進路説明会、高等教育コンソーシアムにいがた情報発信部会の合同進学説明会、同歯科系タスクフォース部会の社会貢献・地域連携活動など様々な機会で歯科衛生士という職業の社会的意義や将来像、歯科衛生士となるために入学する日本歯科大学新潟短期大学のアドミッションポリシーを説明している。専攻科はこれに専攻分野に関わる目標が付加される。

オープンキャンパスでは、現役学生が自分の体験をまじえて進路の選択、入学、入学後の学生生活を来場した高校生や保護者に説明し、懇談する。この内容について教員は関与しないので、学生が本音を語っている。楽しことやつらいことを正直に話せることは、学生にとって大学生活が充実していることのあかしでもある。

入学希望者からは、入学試験の点数や評定平均値の合格水準についての質問がある場合は、点数だけで選抜しているわけではなく、アドミッションポリシーの理解度と意欲が大切であることを説明している。成績に自信がなくとも、入学後の努力によって歯科衛生士国家試験に合格できること、合格できるように指導するノウハウを日本歯科大学新潟短期大学が蓄積していることを示している。

（ｂ）課題

入学者の選抜においては、１．歯科衛生士になりたいと希望し、本学で学びたいという強い意欲をもつ人、２．積極的に自ら学ぼうとする人、３．思いやりと協調性をもって行動できる人、４．自分の行動に責任を持てる人、５．笑顔であいさつできる人というアドミッションポリシーに合致しているかが面接における重要な観点である。

さらに、歯科衛生士国家試験に合格し、医療事故を起こさないための基礎学力を備えることができるか、医療人となりうる常識を備えているか、歯科衛生士という職業とその意義を理解して自らの意思で志願しているか、知識・技術・態度の厳しい学習に耐える覚悟ができているかを確認している。とりわけ、歯科衛生士になることを自分で決断して、努力を厭わない決心ができているか否かが人物評価の最大の要点である。

それにも関わらず、入学後「想像していたより勉強が大変でついていけない」という理由で進路変更を申し出て、過去に数名の自主退学者を出している。

学習については個別に学生指導を行い、心理面ではクラス担任の他に学生相談員を置いて対応しており、内部関係者には知られたくないことはカウンセラーに相談できる体制を整えている。年度ごとに変化する学生の気質に合わせて対応策を検討している。

親や進路指導担当者に勧められたので、たいして興味はなかったが、入学してみたとう学生が学習からの逃避行為を行うことが見受けられる。

日本歯科大学新潟短期大学は現在まで女性の入学者しかいない。高校を卒業したばかりの若い女性に人生の進路の選択で挫折感を味あわせたくない。大変な中、仲間たちと支えあって卒業して歯科衛生士国家試験に合格するという達成感を味あわせること、成功体験を刻み込み、人生の苦難にも立ち向かえる力をつけさせることが教員の使命であると認識している。個々の学生が、背景もかかえている問題も異なるので、それぞれの学生が納得できるように平等に学生対応するところが課題である。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
(2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
(3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

［区分　基準Ⅱ-A-4　学習成果の査定（アセスメント）は明確である。］

■　基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

（ａ）現状

本学のアドミッションポリシーはホームページ、大学案内等に明確に示している。

また、入学時には調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果の把握を行っている。定期試験以外にも平常時の授業中の試験やレポートなどを実施し、学習成果の確認を行っているが、概ね達成できていると考える。

また、成績評価基準の設定については卒業者の質の保証のため、各教員に評価の見直しを行うよう依頼している。授業担当者懇談会において、短期大学設置基準（第１３条）に基づいて説明を行い、学力の確保のため、平常の授業中の試験を実施し、成績下位者にはレポートや課題による履修を促すよう依頼している。可能であれば複数回の実施によって繰り返し履修を促し、特に第１学年前学期担当教員は、成績不振者がいる場合、学年主任・副主任に報告し学習指導・補習の実施を検討している。

第３学年後学期において、歯科衛生士国家試験対応の全国統一模擬試験を実施し、全国における順位等を把握し学習支援を行っている。試験は６回実施しており、その他にも希望制による模擬試験も取り入れ、学生の到達状況を学生本人および教員が共通認識として持てるよう工夫している。また、実施時期においてもフィードバックが出来るタイミング等を考慮し、毎年、実施時期や試験内容の見直し等を行っている。第１学年後学期と第２学年前学期には、OSCE（客観的臨床能力試験）を実施し、学習成果の測定を行っている。OSCE実施に当たってはOSCE委員会において課題の選定を行い、毎年見直しをはかり、OSCEの結果についても次年度の教育改善につなげるよう努めている。

（ｂ）課題

創立以来、新卒者は全員歯科衛生士国家試験に合格している。この学習成果は具体性があり、達成可能で、一定期間で獲得が可能であり、学習成果として実際的な価値があり、合格率は測定可能である。

ただし、歯科衛生士としての学習についていけず留年や進路変更する者が数名いる。本人からは「こんなに勉強が大変だとは思わなかった。」、「勉強するのがつらい。」、「他の方面に興味が移った。」などとの言葉が聞かれ、アドミッションポリシーには適合していたが、現実は能力的に困難を伴う場合があった。

この兆候は早期に察知されており、クラス主任・副主任、学生相談員をはじめすべての教職員が見守り、励まし、学習の支援を行っている。しかし、進路変更は最終的には本人の決断である。保護者の経済状況、ゆとり世代等の学生の気質、社会的状況などを総合的に勘案しながら、中途退学者が出ないように学生の生活や学習の指導を綿密に行わなければならないと考えている。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
(2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
(3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
(4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
(5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

［区分　基準Ⅱ-A-5　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

■　基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

(a)現状

本学では、卒業生の就職先診療所に対して平成19年度にステークホルダー調査を実施した。就職先が強く求めている能力は、専門職における高度な能力は勿論であるが、その他の能力として特にコミュニケーション能力が挙げられていた。それを受けて、カリキュラムを変更し、医療コミュニケーションなどの授業科目を新たに設定した。

これらの変更の効果を検証するために平成26年度に雇用先に対するステークホルダー調査を行った。その結果は第10回日本歯科衛生学会で発表することになっている。過去の調査結果を受けて対策を立ててきたのだが、コミュニケーション能力が顕著に向上したという結果には至らなかった。

今後は、他のステークホルダーに対しても調査して、本学ならびに本学学生に対する意見、教育についての要望などを聞きながら、さらに社会に求められる優秀な歯科衛生士を送り出したいと考えている。

一方、卒業生に対しても就業実態についてのアンケートを行ったが、労働環境や待遇に対しての不満が圧倒的に多かった。歯科衛生士は有資格者が約23万人であるが、就労者は約11万人と約半数である。圧倒的に女性が多い職種であり、出産・育児、親の介護などで正規雇用されない場合が多いためであると考えられる。国は消費税増税分の使途について地域医療介護施設整備促進法を制定し、地域医療介護総合確保基金904億円を各都道府県に分配した。新潟県には18.1億円が配分された。その基金に基づく対象事業は①病床の機能分化・連携のために必要な事業、②在宅医療（歯科・薬局を含む）を推進するための事業、③医療従事者等の確保・養成のための事業としている。

新潟県の事業として行われている高等教育コンソーシアム歯科系タスクフォース部会（本学、新潟大学歯学部口腔生命福祉学科、明倫短期大学（事業委託先））では、３大学の卒業生に歯科衛生士・歯科技工士としての復職支援等についてのアンケート調査を行った。その結果、訪問歯科診療や口腔ケア・摂食嚥下指導への関心が高いが、待遇や労働条件に不満があることが明らかになった。データは新潟県から平成26年度中に公開される予定である。

結論としては、女性が働きやすい環境を作らなければならないということであり、この要望を歯科衛生士養成機関として各種団体と協力して社会に働きかけてゆく必要がある。

（ｂ）課題

高齢社会に対応するために、看護師養成の専門学校で看護実習の基礎を学ばせてもらい、ナーシングホームで外部研修を行っており、日本歯科大学新潟病院では病室の回診補助や訪問歯科診療における口腔ケアの臨床実習を行っている。実習時間が短いので体験実習程度であるが、この分野に興味をもった学生は専攻科の在宅歯科医療学専攻やがん関連口腔ケア学専攻に進学して臨床研修を行える体制を整えた。

しかし、両専攻科への進学希望者は少ないため、新卒者だけではなく既卒者への広報を充実させて専攻科を歯科衛生士の生涯学習の場となるよう充実をはかっていきたいと考えている。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

■　テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

日本人の年齢構成が変化し、歯科医療の質がう蝕から歯周疾患へ、口腔から全身へ、疾病の治療から健康の維持へと変化している。社会が歯科衛生士に期待する内容と役割が、時間とともに変化しており、この社会の要求の方向を見据えて、数歩先に教育内容を変化させていかなければならない。

小規模な短期大学であるがゆえに教職員は話し合いを重ねることができ、感性を研ぎ澄まして情報収集し、研鑽を積んで時代の変化にいつでも対応できるよう準備している。日本歯科大学新潟生命歯学部と同じキャンパスにあり、教員も新潟病院の臨床教育に参加しているので、最新の医療情報を得ることができる。

社会が求めるものと入学してくる学生の能力や基質を総合して、ディプロマポリシーに合致するような人材を育成していく。その過程において判断基準となるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定期的に見直す必要がある。

提出資料
11.日本歯科大学新潟短期大学学位規則
2. 学生便覧[平成 26 年度]
参考として［平成 27 年度］学生便覧のウェブサイト
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf
8.シラバス[平成 26 年度]
参考として［平成 27 年度］シラバスのウェブサイト
歯科衛生学科第 1 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf
歯科衛生学科第 2 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf
歯科衛生学科第 3 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf
専攻科【歯科衛生学専攻】
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf
12.歯科衛生学教育コア・カリキュラムに関する調査結果
13.授業担当者懇談会
14.学生募集要項
15.授業担当者一覧表[平成 26 年度]

備付資料
8.単位認定の状況表
9.「学生による授業評価」フィードバック表

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

［区分　基準Ⅱ-B-1　学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

■　基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

（ａ）現状

本学に入学する最大の目的は、歯科衛生士試験に合格し、歯科衛生士免許を取得することである。歯科衛生士は医療従事者であり、病を有する患者やその家族への対応には、十分なコミュニケーション能力が必要となる。

歯科衛生士業務に必要な専門科目はもちろんのこと、ケア・コミュニケーション技法やマナーの修得、コンピュータや歯科医療事務の資格取得のための機会も設け、社会のニーズに対応できる歯科衛生士の育成に励んでいる。専門分野の実習には、可能な限り多くの教員を配置し、学生のスキル向上に努めている。ケア・コミュニケーションや看護・介護実習においては、実際に歯科衛生業務を実施している現場の声を反映した授業内容でスキルを修得させている。そのために、教職員は学生の学習成果獲得に向けてあらゆる努力をし、責任を果たしている。

教員は、「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」に対応した成績評価基準により、学習成果を評価している。「シラバス」に記載した各科目の成績評価方法に従って評価を厳正に行い、学則に基づいて学業成績の判定を評点で行っている。

前学期および後学期それぞれの学期末に、全科目を対象に「学生による授業評価」を実施し、学生の満足度・授業に対する素直な意見を聞くことにより更なる効果的な授業の組み立てができるよう準備している。

各科目担当者は必ずオフィスアワーを設け、連絡先や対応可能な時間をシラバスに掲載し、学生の質問・疑問に応じる体制をとるだけでなく、正課外に教授室・研究室に来る学生の質問・疑問に丁寧に応じている。さらに科目担当者は小試験を随時授業時間内において実施しており、教員自身が学生の理解度を調査しながら授業方法を模索して質の向上に努めている。

個々の科目で獲得する成果については、教務委員会が年に１回、すべての科目担当者と事務職員を招集して授業担当者懇談会を開催し、学生の学力確保のための努力を促している。

科目担当者には、小テストの実施やIT活用によって教育効果を上げ、かつ学生に正課外で自主的に学習に取り組む環境を提供できるよう課題を出すなどの努力を促している。

また、組織的な成績評価基準を設定することで、卒業生の質の保証に努めている。

専任教員は、授業や実習開始前には必ず授業内容について打ち合わせや意見交換を行い、調整や修正だけでなく、連携可能な部分の把握・改善にも努めている。また、日常の業務においても、授業に関することだけでなく、学生の学習状況や注意を必要とする学生に関する情報交換を行っている。

本学では、クラス担任制度をとっている。学生個人の各科目の学習に対して直接指導責任を持つのは科目担当者であるが、学習に関係する生活指導や保護者への対応などは、クラス主任および副主任が担当し、学生の学習成果獲得および学生生活に対する支援を行

っている。

クラス主任および副主任は、入学から卒業までの３年間を通して、変わることなくクラスを担当するため、学生の学習成果獲得および学生生活に対するきめ細やかな一貫した支援が可能である。

本学では、FD・SD 委員会により年に数回 FD・SD 研修会を開催している。FD・SD 研修会では、教員に限らず職員も参加しており、教育系のワークショップや歯科衛生士専任教員講習会、歯科衛生士教育学会、また学生支援業務に関連した研修会やセミナーに参加した教員による報告や、授業方法に関する講義、学則の解説などを実施し、職務を遂行するための知識やスキルを修得させ、授業改善に取り組んでいる。

学習成果の獲得に向けた学生生活および学習に対する支援を、入学時のオリエンテーションから始まり、卒業に至るまできめ細かく組織的に行っている。

入学時の新入生オリエンテーションで新入生に対する学生生活や学習に対する支援を実施しているほか、入学式に引き続き第１学年保護者会、登院式後においても第２学年保護者会を開催し、学生だけでなく保護者にも教育の理念、教務概要、試験・成績、進級・卒業（修了)、学生生活などを説明し、理解を得るとともに、学生・保護者・本学の三位一体で支援していくことができるよう努力している。

学習や科目選択のための資料は、シラバスとして印刷し、各学期の初めにオリエンテーションを行い学生に周知している。

選択科目については、学生によってスキルの異なるコンピュータ実習を初級と中級に振り分けを行った後、クラス分けを学生に提示し、再度選択の自由を保障している。

現在まで、基礎学力不足の学生に対して特に補習授業は行っていない。しかし、成績の振わないものには、クラス主任・副主任が授業担当者に課題等を提出してもらい学習機会を設けている場合もある。

国家試験受験に対し基礎学力不足の学生に対しては、第３学年当初から国家試験の科目別問題試験を実施し、学習を促している。また、国家試験近くには多数の教員による個人指導を行っている。学生の学習上の問題については、科目担当者やクラス主任・副主任などが相談にのっている。

学生生活についての悩みについては短期大学内に相談員を２名おき匿名での相談も受ける体制をとっている。また、新潟キャンパスとして臨床心理士による相談室を設け、気軽に相談できるよう体制を整えている。

卒業後の進路に関する相談・アドバイスについては進路指導委員会委員やクラス主任・副主任がこれに当たり適切な指導助言が行われている。就職支援の中心組織は進路指導委員会である。進路指導委員会には第２学年と第３学年のクラス主任・副主任および事務職員が加ってその任に当たっている。

入学者選抜の方法は、社会人入試、推薦入学試験（指定校制、公募制）・一般選抜入学試験、大学入試センター試験利用入学試験を行っている。いずれの選抜方法についても、合否判定会議を経て、公正かつ正確に合否を決定している。

前学期および後学期それぞれの学期末に、全科目を対象に「学生による授業評価」を実施し、学生の満足度・授業に対する素直な意見を聞くことにより更なる効果的な授業の組み立てができるよう準備している。アンケートの集計結果は各科目担当者にフィードバ

ックされ、より良い授業づくりに反映させるために活用している。また、科目担当者自身も自己授業評価を実施し、学生評価との相違点について理解して、次年度への改善に役立てている。

各科目担当者は必ずオフィスアワーを設け、連絡先や対応可能な時間をシラバスに掲載し、学生の質問・疑問に応じる体制をとっている。さらに、各教員は自分の授業終了後教室で質問に応じ、オフィスアワー以外の時間に教授室・研究室に来る学生の質問・疑問に丁寧に応じており、学生は十分に満足している。さらに科目担当者により小試験を随時授業時間内において実施しており、教員自身が学生の理解度を調査しながら授業方法を模索して質の向上に努めている。

学生個人の各科目の学習に対して直接指導責任を持つのは科目担当者であるが、学習に関係する生活指導や保護者への対応などは、クラス主任および副主任が担当し、学生の学習成果獲得および学生生活に対する支援を行っている。なお、学生の学習成果獲得および学生生活については、必要であれば学生委員会での会議の際に情報の共有に努めており、本学全体として学生を指導していく体制をとっている。

個々の科目で獲得する成果については、教務委員会が年に１回、すべての科目、担当者および事務職員を招集して授業担当者懇談会を開催し、①本学の教育理念の確認、②授業時間の確保と補講、③授業中の学生指導、④試験、⑤公正な成績評価の保持、⑥組織的な成績評価基準の設定、⑦授業のオリエンテーションについて説明し、学生の学力確保のための努力を促している。

科目担当者には、科目ごとの小テストの実施やIT活用により教育効果を上げ、かつ学生に正課外で自主的に学習に取り組む環境を提供できるよう課題を出すなどの努力を促している。

特に、第１学年前学期担当者は、成績不振者がいる場合、できるだけ夏休み前に教務およびクラス主任・副主任に報告し、それに基づく学習指導・補修の実施を検討することにしている。さらに、組織的な成績評価基準を設定することで、卒業生の質の保証に努めている。

また、この懇談会では、授業の組み立てや評価の方法、シラバスの作成に関する説明や意見の統一だけでなく、授業担当者同士がそれぞれの科目における問題点などの情報を交換し、共有することで学科全体での学習成果に結びつけている。

専任教員は、授業や実習開始前には必ず授業内容について打ち合わせや意見交換を行い、調整や修正だけでなく、連携可能な部分の把握・改善にも努めている。

また、日常の業務においても、授業に関することだけでなく、学生の学習状況や注意を必要とする学生に関する情報交換を行っている。このような学生には、学生委員会を中心に、クラス主任・副主任による声掛け個人面談を実施し、状況の確認と意思疎通を図り、学生が学習しやすいよう環境を整え、授業形態を修正するよう努めている。

さらに、関連科目の教員間では、非常勤講師も含めて必要であればいつでも授業・実習前後などに直接、あるいは電子メールなどを用いて打ち合わせを行い、授業内容の調整を行っている。

授業を担当するすべての教員は日本歯科大学歯科医学教育ワークショップの研修を修了しており、カリキュラムプランニングから学習指導の基本理論を学んでいるので、教育

の質は一定水準化がなされている。

事務職員については、本学で年に数回実施されている FD・SD 委員会による FD・SD 研修会に参加しており、教育系のワークショップや歯科衛生士専任教員講習会、歯科衛生士教育学会、また学生支援業務に関連した研修会やセミナーに参加した教員による報告や、授業方法に関する講義などを通じて職務を遂行するための知識やスキルを共有し、学習成果を認識し、学習成果獲得ための責任を果たしている。

また、学生委員会、教務委員会、進路指導委員会等にも事務職員が必ず委員として参加しており、そこで報告される学生状況を把握して学生支援に生かし、また、教育課程の改善についても業務の一端を担い、教育目的・目標の達成状況を把握し、就職活動の求人等の資料を学生に提供することにより、助言を与え、不安を漏らす学生は励ます等学生支援における職責を果たしている。

事務室窓口は短期大学校舎１階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶をかわして交流を深めている。そのため、日々学生の様子を観察することが出来、体調不良等の学生についても早期に把握することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。

情報機器の利用に関しては、学生が自由に自らのためにコンピュータを利用できるよう、新潟生命歯学部の IT 教室を本学学生にも開放し、授業や試験で使用している場合を除いて、通年７：００～２３：００、土・日・祝祭日いつでも利用可能な状態にしている。

IT 教室には、月～金９：００～１７：００の間は専門事務職員がおり、学生の学習向上のために支援を行っている。なお、IT 教室の利用については、入学式前に行っている「新入生オリエンテーション」時に、第１学年を対象として専門事務職員がガイダンスを実施して利用案内を行っている。

本学では、インターネットを介した学習支援システムとして授業支援システム（ジャンザバー）を所有している。授業支援システムには、科目担当者が授業で用いたスライドやプリント、小テストなどの資料を掲載している。学生は、各自に配布された ID およびパスワードを入力することで各科目にアクセスすることが可能であるため、自宅でも試験問題や授業の資料を閲覧して自己学習に必要な情報を得ることができる。授業支援システムには自宅からでもインターネット経由でアクセスできる。また電子メールやＳＮＳ経由で教員に直接質問や相談ができる。

IT センターには 144 台のＰＣが設置されており、第１学年が全員同時に「コンピュータ演習」を受講することができる。ワードやパワーポイントの基本操作を学び、文章やチラシの作成、歯科保健指導などに活用できるスライドを作成している。

「コンピュータ演習」では、学生のパソコンスキルに合わせた指導ができるよう学生へアンケートを実施し、自分の希望に合わせて初級と中級を選択して授業が受けられるよう環境を整えている。

図書館は、新潟生命歯学部の図書館を共用しており、専門の事務職員を配置して、学生の学習向上のための支援を行っている。IT 教室と同様に、図書館の利用についても「新入生オリエンテーション」時に専門事務職員がガイダンスを実施している。

図書館の閲覧室には「購入希望図書」を記入する用紙を常時設置しており、学生や教職員が希望の図書や参考書の受入れを自由に申し出ることのできるシステムをとっている。

さらに、新潟生命歯学部のホームページに図書館のリンクがあり、学内のどこからでも蔵書や文献の検索あるいは相互貸借による文献の申し込みをすることができ、文献の取り寄せに関しては、平成 18（2006）年から図書館が費用を負担するようになったため、教職員、学生ともに無料で文献を取り寄せることができる。

また、本学には新潟生命歯学部に設置されている図書委員会に委員として参加している教員がおり、学生や教職員の希望について委員会において発言し、大学全体で学生の学習支援ができる体制をとっている。

第３学年の歯科衛生研究概論（選択科目）受講者や専攻科生は、図書館に導入されている医中誌 Web、JDreamⅡなどのデータベースによる文献検索方法について、専門のインストラクターによる講習会が年に数回行われており、授業内容に合わせ受講している。

また新潟生命歯学部図書館は医学図書館協会や新潟県大学図書館協会に加盟し、図書館相互利用の拡充を図っている。特に新潟県内大学図書館では各大学発行の学生証や身分証明証でどの図書館もその大学の学生や教職員と同じ条件で利用でき、勉強や研究の利便性が向上している。

本学では、各教室にプロジェクターが常設されている。また、事務室に教職員が利用可能なコンピュータが複数台配置されており、科目担当者が授業や実習で活用している。

本学の基礎実習室には、設置する 30 台のユニットすべてにモニターが接続されているため、コンピュータからの映像やスライドなどを学生が自分の実習台で視聴することが可能である。学生が場所を移動することなく、見たいときに細かな部分まで視聴することができる環境を提供している。

（ｂ）課題

中央教育審議会、大学審議会などの文部科学省、歯科衛生士法、倫理審査関係、少子高齢社会の到来による在宅歯科医療や周術期口腔ケアなどの厚生労働省、ジェネリックスキルなどの通商産業省、新潟県、新潟市の方針など歯科衛生士をとりまく社会的環境の変化により、歯科衛生士教育に求められるものが刻々と変化している。

これに対応するために FD・SD 委員会は本学に最も必要な課題を抽出して FD・SD 研修会を開催している。研修会の開催回数を増やすことと、研修後の改善の程度や教育に反映された効果について検討することが必要である。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

② 教員は、学習成果の状況を適切に把握している。

③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。

④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。

⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
⑦ 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。
③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
④ 事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

■　基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

（ａ）現状

学習や科目選択のための資料は、シラバスとして配布し、各学期の初めにオリエンテーションを行い学生に周知している。また、科目ごとに授業開始前にシラバスを用いて、科目担当者から当該科目の授業概要、参考書、成績評価の方法、連絡先・オフィスアワーについて説明し、学生への学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法の周知を行っている。

選択科目については、前学期（全学年）終了時、学生に対し担当教員が直接科目についての説明を行う時間を設けている。また、学生によってスキルの異なるコンピュータ実習は、アンケート調査によって初級と中級に振り分けを行った後、クラス分けを学生に提示し、再度選択の自由を保障している。

現在まで、教務委員会にリメディアル教育検討部会を設置して入学時の基礎学力不足の学生への対応を検討してきたが、現在のところ特に補習授業を行う必要は認められない。

学力不足が認められた学生に対しては、クラス主任・副主任が、授業担当者に課題等の

提出を依頼して、学習機会を設けている。定期試験で成績不振だった学生に対しては、再試験前に補習などの学習を行う時間を設けて、学力向上をはかっている。

国家試験受験に対し基礎学力不足の学生に対しては、第2学年後学期から国家試験に向けた準備、知識として臨床科目第３学年当初から国家試験の科目別問題試験（ステップアップ試験と学内では呼称）を実施して自己学習を促している。また、国家試験を控えた直前期には、多数の教員による個人指導を行って学力の向上を図っている。

学生の学習上の問題については、科目担当者やクラス主任・副主任などが相談にのっている。一方、自己学習の進度の早い学生には、参考問題や参考図書を紹介し、より深い知識を得られるよう学習支援を行っている。

学生生活における悩みについては、短期大学内に学生相談員２名をおき、匿名での相談も受ける体制をとっている。また、新潟生命歯学部と同一キャンパスにあることから新潟キャンパスとして専門の臨床心理士に依頼して相談室を設け、気軽に相談できるよう体制を整えている。

卒業後の進路に関する相談・アドバイスについては、進路指導委員長やクラス主任・副主任がこれに当たり、適切に指導助言を行っている。学科長の教授室を進路相談室として開放して、個別の相談に対応している。事務職員も事務室の窓口業務を通じて学生と対話しており、短期大学全体で学生の学業・学生生活・卒業後の進路指導に当たっている。

日本歯科大学新潟短期大学は独自の姉妹校を持たないが、日本歯科大学には多数の海外姉妹校がある。本学学生からの留学希望があれば、留学先の斡旋は可能であるが、現在までに留学希望者は出ていない。また、海外からの留学希望者もいない。

（ｂ）課題

本学では、特に第１学年前学期での基礎学力の底上げを検討している。科目担当者は、成績不振者がいる場合、できるだけ夏休み前に教務委員会およびクラス主任・副主任に報告し、それに基づく学習指導・補修の実施を検討することにしている。一方、学習上の支援はどうしても学力不足の学生が中心となる傾向にあり、優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は、十分に行えているとは言い難い。参考問題や参考図書を紹介し、科目担当者によっては、難易度の異なる２種類の小テストや課題を作成し対応している場合も見られるが、やはりすべての学生の学力に合わせた対応は困難である。優秀な学生に対しても、レベルにみあった課題の提供や学習環境の更なる整備などが必要である。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
(2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
(3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
(4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

(5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
(6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
(7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

■　基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

（ａ）現状

学生生活を支援するための組織は、クラス主任・副主任を中心に、学生委員会、進路指導委員会、学生相談員などあらゆる組織の体制で行っている。

新潟生命歯学部には、文化部・運動部・学術部など数多くのクラブがあり、本学学生も新潟生命歯学部学生と一緒に活動を行っている。新潟生命歯学部学生会主催の新入生歓迎会には本学学生も招待され、その席でクラブ紹介として部長やクラブ員によるプレゼンテーションが行われている。しかし、新潟生命歯学部学生主体のクラブは、授業終了時間の違いなど入部し難いという意見も多いが、近年、毎年開催されている全国歯科学生総合体育大会の競技に、歯科衛生学科の短期大学学生の参加も広く認められるようになった。

平成 26 年度には全国歯科学生総合体育大会のバドミントン競技で本学学生が優勝し、実績を残している。

また、修業年限が 3 年となったこともあり、多くの学生がクラブ活動に参加できる体制を作る必要があると考えている。本学学生が発足させたクラブには「バレーボール同好会」と「生け花同好会」がある。

新潟生命歯学部と共同で開催される学園祭「浜浦祭」は、毎年６月中旬の土・日曜日の２日間開催されている。

本学学生は、「浜浦祭」で新潟生命歯学部学生と一緒に「無料歯科検診・歯科医療相談」を主催して活動を行っており、短期大学としての「模擬店」を出店している。

「無料歯科検診・歯科医療相談」には、近隣地域に居住する子どもから高齢者までの多くの人が参加する。そこで、病院実習中の本学第 3 学年４～８名が歯磨き支援などの患者対応、第１学年２～４名が受付および外回りとして実働を担っている。学生の主体的な参加を促すとともに、参加学生には本学から弁当とお茶を出している。

「模擬店」は第 2 学年が中心となって出店して、アイスクリームを販売した。「模擬店」は学生のみで運営され、出店準備費として本学からは「お祝い金」という名目で補助金を支出し、学生が主体的に参画できるよう支援している。

学生会も新潟生命歯学部と一緒にキャンパス全体で構成されているため、本学学生も、「浜浦祭実行委員」として準備・運営に携わった。新潟キャンパスの学園祭は各クラブの模擬店等も含め日本歯科大学新潟生命歯学部学生が実質的な主体となって運営されている

が本学学生も積極的に参加し、運営の一部を担っている。

薬物中毒の防止、悪徳商法への対応、年金などの講習会受講や防災訓練などを新潟生命歯学部学生と共同で新潟キャンパスの行事として行っている。

学生が自己学習等に使用するために、平成 23 年度より２階に多目的室を設置した。コピー機やインターネット接続のための学内ＬＡＮ設備、電源などが設置されており、教室以外に学生がサークルのミーティングなどに自由に使用できる空間を提供している。定期試験や国家試験前には多数の学生が学習室として利用している。

学生の休息のための施設・空間は短大全体では小規模であるが、１階ロビーに机とイス、また３階廊下にはソファーを置き対応している。また、新潟生命歯学部ロビーは広く使いやすいため新潟生命歯学部学生と共用している学生も多く、その他にも図書館に併設されている学習室やクラブ活動の部室を使用している学生も見られる。

学生の急病対策としては併設されている医科病院での対応が適宜できるようになっているため、保健室に相当するものは必要とされていない。

新潟キャンパス全体として学生食堂と喫茶室がある。朝 10 時から食事ができる体制となっている。売店は、新潟生命歯学部本館内に１店舗・８号館食堂入り口に１店舗、また病院売店が対応できるようになっている。

短期大学が設置する学生寮はなく、委託寮３棟を現在短大寮として使用している。また、寮自体には管理人は常駐していないが、舎監として本学准教授がこの任に当たっている。

通学については、本学はバスが新潟駅から約 25 分、バス停下車後徒歩約 1 分と至便の地にあり、また JR についても最寄りの駅から徒歩約 10 分という環境にあることから、通学バスは運行しておらず、また学生用駐車場はスペースと安全面の関係から原則自動車による通学を禁止しているため、設置していない。近隣の委託寮やアパートに住む学生は、自転車で通学する者も多く、駐輪場を本学校舎の周辺に設置し、多くの学生が利用している。

平成 26 年度に、日本学生支援機構奨学金の経済的支援を受けていた延べ学生数は、歯科衛生学科在籍学生数 176 名中 74 名で、これは在籍学生の 42%にあたる。この他新潟県や新潟市等の奨学金がある。なお、日本歯科大学はクレジットカード会社と提携して学費ローンを設定しているが、本学独自の奨学金等はない。

学生の健康管理については、毎年６月に大学附属の医科病院において定期健康診断を行っており、再検査等が必要な場合も医科病院での受診が可能となっている。

また、第 2 学年の 10 月からは病院実習があることから、Ｂ型肝炎感染予防のため血液抗体検査や結核の検査を行って、ワクチンの予防接種等を行っている。また、季節的には希望者に対してインフルエンザの予防接種を実施している。

体調面のケアに関してはクラス副主任が対応し、必要に応じて医科病院で対応することとなっており、持病のある学生については継続的な診察と経過観察が行われる。

また、本学では、安全な学生生活を送れるよう安全面には万全を期しているが、大学生活ではこれまでと違い高等範囲も広くなり身の周りの危険性も増大してくることから、万が一の事故に対する備えとして、より充実した保険制度である本学独自の学生総合保険制度を設けている。

この保険制度は、全員加入であり、正課の授業を含む 24 時間中の不慮の事故による負

傷や賠償責任、臨床実習中の針刺し事故等による感染症予防費用、医療関連実習中の事故等による賠償責任が補償される。

その他、任意加入の保険制度として、病気を含む入通院の治療費用実費、扶養者の不慮の事故による万一の場合の学資費用、その他（救援者費用等）の補償も設けられている。

本制度は、一般より安い保険料で補償を受けることができ、学内の事故に限らず、学外での事故も補償されるものである。また、任意加入による保険ではあるが、病気による治療費や扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡した場合等の学資費用も補償されるものである。

さらに、平成 19 年度からは新潟キャンパス敷地内を全面禁煙としたが、その目的は①学生の学習環境や教職員の労働環境を整えること（特に受動喫煙を防止した学習環境を整える)。②医療従事者としての意識向上（喫煙と口腔疾患の関連は明確であり、口腔疾患の予防と治療効果向上のため、患者に禁煙指導を行う立場にある喫煙者が禁煙指導をすることは困難）である。

その目的達成のため、定期的な禁煙教育の実施と喫煙者に対しての禁煙支援事業として、医師・歯科医師のコンサルテーション、ニコチンパッチなどの無償提供などを行っている。

学生の悩みや相談に対しては、クラス主任・副主任が中心となり対応している。加えて学内に学生相談員として教員 2 名をおき随時相談に応じている。また新潟キャンパスとして嘱託のカウンセラー（臨床心理士）がおり、決められた日時に予約をとり面談を行っている。

一般的生活指導については、学生委員会を中心に主にクラス主任と副主任が指導・相談を行っている。年に 1・2 度、学生との個人面談を行い、学生の悩みなどを直接一対一で聞き取り、一人で抱え込まないよう細かい指導を行っている。

また、入学前にオリエンテーションを実施し、ミニワークショップなど学生同士が触れ合い・語り合う機会を早めに設定しコミュニケーションがとれるよう配慮している。

さらに、学生の施設・教育に対する要望などを聞くために学長懇談会を実施している。これには、短大側からは学長・学科長・学生課長・クラス主任・クラス副主任が出席し、学生は自己紹介と大学への要望を話し、学長がそれにこたえるフリートーキングという形で意見交換を行っている。学長は学生の要望を実現可能なものと不可能なものに峻別し、可能なものは担当部署で検討するよう指示している。

学生の社会的活動では、地域活動やボランティア活動に積極的に参加するよう促し、開催地への派遣の際には担当教員が引率し、学生が参加しやすいよう環境整備を行っている。

また、新潟県では生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、県民の健康水準の向上を目的として「新潟県歯科保健推進条例」を制定し平成 20 年に交付している。

本学も、新潟県内の他の歯科衛生士養成機関とともに、「高等教育コンソーシアムにいがた」という新潟県内の全大学の加盟する組織の中に歯科系タスクフォース部会を設け、地域社会との連携を図っている。

歯科系タスクフォース部会の目的は、「①学生の歯科衛生士になる意欲を高める、②学生に歯科衛生士の社会的意義を認識させる、③他大学の学生や歯科衛生士との連携を図る」であり、こうした目的が本学のディプロマポリシーに一致すると考え積極的に参加してい

る。

また、歯科衛生士・歯科技工士を養成する３大学が部会を作ることによって、新潟県、新潟県教育委員会、新潟市、新潟県歯科医師会、新潟県歯科衛生士会などとの交渉窓口の一本化が可能となり、行政や関係団体との連携が緊密になった。

本学単独の活動としては、地区歯科医師会と連携して歯の衛生週間事業にボランティア学生や教員が参加している。学生には、歯科関連イベント開催地の出身者に多く参加するよう促し、地域社会に貢献する意識を高めている。

これらの地域活動やボランティアに参加した学生については、本学独自に実施している卒業時の学長表彰への推薦に活用しており、評価している。

（ｂ）課題

本学学生が発足させたクラブに「バレーボール同好会」があるが、クラブ活動加入率を上げ、本学のクラブ活動全体の活性化につなげる工夫を検討する必要がある。

障がい者はこれまで在学していないので支援体制を組織化していない。障がいを持つ学生への支援として、バリアフリーに未対応の校舎もあることから、その対応が必要である。

発達障害などを持つ学生に対しての支援体制も検討する必要がある。

歯科用機器・器材は右利きを基本として作られているため、歯科衛生士教員は左利き学生への指導方法を研究して実習に反映させている。

短期大学の使命は高度な歯科衛生士の養成であり、社会における生涯学習のセンターとして機能することである。社会人の再就職支援という観点から多数の社会人が入学することを期待している。働きながら通学する社会人学生や、それに関連する長期履修制度の導入についても、今後状況に応じて検討する必要がある。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積

極的に評価している。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

■　基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

（ａ）現状

学生は歯科衛生士になることを目的として入学しているので、特別なキャリア教育を行う必要がない。むしろ本学で学ぶことと生活することのすべてがキャリア教育であり、歯科衛生士国家試験に合格することが自己実現の第１歩である。

卒業後の進路には進学と就職がある。進学先は、本学専攻科・他短大専攻科あるいは４年制大学への編入などであり、就職先は病院・歯科診療所・企業・保健所・行政機関などである。進路選択の支援は進路指導委員会がその中心的組織である。進路指導委員会はクラス主任・副主任および事務職員が委員に加わりその任に当たっている。進路指導委員会は、就職希望者に求人票の読み方や面接の心構え、就職活動の手順、労働関係法規の概要などを説明している。学科長の教授室を進路指導室として兼用し、常時開放し進路支援や相談を行っている。

特に就職資料室は設けておらず、学生への就職情報は学内の専用掲示板に掲示している。新潟県内求人情報は全件を掲示し、県外求人情報は希望者が事務室において求人票を閲覧することができるようにしている。なお、その対応は事務職員が主に当たっている。

求人状況や内定状況は月例でハローワーク新潟に報告し、担当者から本学に求人票が提出されていない分の求人状況等の情報を得ている。また、この情報は進路指導委員会報告として月例教授会で報告され、すべての教職員の情報の共有化を図っている。

卒業時の就職状況は、進路指導委員会でデータをまとめており、就職活動開始前に学生に提示するほか、病院実習前の保護者説明会やオープンキャンパスでもこのデータをもとに学生の学習・就職支援に役立てている。

年度末である毎年３月に新潟県歯科医師会が「医育機関との懇談会」を開催し、新潟県内の歯科衛生士養成機関から進路指導担当者が参加して求人状況などについて意見交換を行っている。

本学からは進路指導委員長と学科長が参加し、初任給や求人状況などのデータの集計表をもとに、雇用関係や歯科衛生士の学生募集対策、歯科医師会と連携した社会貢献活動などについて話し合い、学生への就職支援に役立てている。

進学希望者には、希望先の現役学生（本学卒業生）を招いて、進学についての説明や質問を受ける機会を設けて、進路指導委員会委員が個別指導を行っている。

さらに本学では、第２学年の夏期休業期間を利用して「歯科医院見学」を推奨し希望者に実施している。学生は、見学受け入れ可能である歯科医院から希望の医院を選択し、自分でアポイントを取るための電話をして見学に行く。電話応対の指導などは進路指導委員会で行い、第３学年時の就職活動に役立たせている。

（ｂ）課題

新卒者の約５％が３か月以内で就職先を変えている。転職理由は、院長やスタッフとなじめなかった、面接時に受けた説明と労働条件が違った、院長が期待するように働けなかったなどである。これらは雇用者側が労働環境の整備や労働関係法規に無知だったということもあるが、面接時のマッチングが不十分だったと分析している。

新潟県歯科医師会は、病院実習前の第２学年の歯科医院見学受け入れ先を調べて、リストを本学に開示してくれている。

学年主任・副主任および進路指導委員長から病院実習の前に現場を体験することが重要であることを説明し、歯科医院見学に自主的に行くように勧めている。挨拶や見学予定を調整する電話のかけ方、当日の白衣や身だしなみなどの諸注意などを行っているが、これが就職活動の体験にもなる。

しかし、現実に歯科医院見学を行うのは学生数の１/３程度なので、多くの学生が歯科医院見学を行うよう指導を強化したい。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
(2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
(4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

［区分　基準Ⅱ-B-5　入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。］

■　基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

（ａ）現状

本学の入学者選抜の方法は、社会人入試、推薦入学試験（指定校制、公募制）・一般選抜入学試験、大学入試センター試験利用入学試験を行っている。

入学志願者への明示方法は、入学試験要項に示していることは勿論、ホームページ上、各種入試関係の情報誌や新聞広告などで公開している。

また、高校訪問の際には当該高校出身者の写真を入れたポスターを作成・持参し、その中に入試状況を示し伝えている。ホームページ上で入学志願者、受験生等が質問や問い合わせが行える様にしている。これは毎日確認し、担当者が責任をもって回答している。なお、電話や手紙などの問い合わせに関しては、短大事務職員および担当教員が行っている。

広報は「広報委員会」を中心に行っている。その一つは新聞・入試関連情報誌への記事作成・依頼、高校訪問に際しての日程・ポスター作成、春季・秋季における高校訪問、高等学校における入試説明会への参加、業者の行う会場形式入試説明会などあらゆる機会を通じて広報活動を行っている。

入試合格者に対しては、「建学の精神」についての感想文の提出を課している。

今後は、入学までに積極的に情報発信していくよう教務委員会を中心に検討している。

新入学者に対するオリエンテーションは、学生同士がお互いに助け合い、意見をかわすワークショップ形式で2日間行い、学生間のコミュニケーションの確立を期待するとともに、上級生のボランティア学生や教員がタスクフォースとしてワークショップに参加し、在学生や教員とも入学前にコミュニケーションをとって、円滑に学生生活に移行できる雰囲気作りを行っている。

（b）課題

本学の所在地である新潟県や高校の進路指導担当者は、4 年制大学への進学を志向しており、短期大学への進学を積極的には勧めないこと、高校の進路指導担当教員が歯科衛生士という職種とその社会的意義を十分に知らないことが最も大きな問題である。

高校訪問は本学への志願者を募るということの他に、高校の進路指導担当教諭の意識変革を促す作業となっている。

また、新潟県は新潟県立看護大学を有しており、医療・介護・福祉を進路として選択した高校生は、まず看護師になるように奨学金を出すなどの方法で誘導している。本学ばかりではなく歯科衛生士という職業を志願する生徒を募集するには、口腔保健に関する社会的な啓蒙活動がさらに必要である。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
(2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
(3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
(4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
(5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
(6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

■　テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

ここ数年の間に、学生の成績のヒストグラムが正規分布だったものが二峰性に分散してきた。成績下位の学生と面談した結果、「これまで学習する生活習慣がなかった。」とか「学習する方法がわからない。」などの問題点が明らかとなった。

リメディアル教育の前に、学習する生活習慣の形成や学習する手順を教えることから始めなければならないことがわかってきた。当面はクラス主任・副主任が教務委員会と連携して対応するが、この傾向が続くようであれば全学的な指導システムの構築を検討する必要があると考えている。

提出資料

2. 学生便覧[平成 26 年度]

参考として［平成 27 年度］学生便覧のウェブサイト

http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf.pdf

8. シラバス[平成 26 年度]

参考として［平成 27 年度］シラバスのウェブサイト
歯科衛生学科第 1 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus1.pdf
歯科衛生学科第 2 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus2.pdf
歯科衛生学科第 3 学年
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_shyllabus3.pdf
専攻科【歯科衛生学専攻】
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_senkou_shyllabus1.pdf
16.Dental Hygienist Chair Side Learning 実習指針［平成 26 年度］
17.学生総合保険制度
4. 大学案内［平成 26 年度］・［平成 27 年度］
参考として［平成 27 年度］大学案内のウェブサイト
http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/wp-content/uploads/2013/04/平成 27 年度-大学案内.pdf
14. 学生募集要項［平成 26 年度］・［平成 27 年度］

備付資料
9.「学生による授業評価」フィードバック表
10. 卒業生による大学評価アンケート調査結果
11.学長懇談会記録
12. 平成 26 年度ステークホルダー調査
13.オープンキャンパス資料
　提出書類 5　新入生への課題「建学の精神」参照
14.コンピュータアンケート
15.新入生オリエンテーションについて
16.学生個人記録書
17.学年連絡網
18.就職先（平成 26 年度～平成 24 年度）
19.社会人入学試験要項
20.FD・SD 活動記録

■　基準Ⅱ　教育課程と学生支援の行動計画

◇　基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
　　特記事項なし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生学科および専攻科の教員組織は、教育課程編成と実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員の年齢構成は、60 歳代から 20 歳代までバランスよく構成されている。各種規程に基づき人事に関する事項は適切に運営されている。

専任教員の研究活動は、毎年度活動状況報告書として提出され、集計したものが情報公開されている。また、日本歯科大学新潟生命歯学部を併任する者は日本歯科大学に研究年報を提出しており、所属講座の業績に加えられている。年度毎に教員評価と研究業績評価が行われ、評価結果が本人に通知されている。

科学研究費は毎年度ほとんどの教員が申請しており、採択された実績もある。また、企業との共同研究も行われている。

教員の研究活動は適切な方法で進められており、その信頼性と公平性が確保されているかを確認できる体制を整えている。

専任教員は専門分野や研究課題に沿った専門学会に所属しており、研究成果を公表する機会を有している。研究は日本歯科大学新潟短期大学の共同研究室や実習室で行うばかりではなく、日本歯科大学新潟生命歯学部の施設である先端研究センターや共同研究を行う各講座の研究施設や設備を使用することができる。専任教員の国際会議出席等は学校法人日本歯科大学として、規程が適用される。

専任教員や職員の FD・SD 活動は全員参加を原則として年２回以上行っている。また、本学に必要なテーマについては、外部の研修会に積極的に参加しており、その研修成果は FD・SD 研修会で報告されるとともに、各委員会活動に直ちに反映されている。

事務組織の責任体制は、学校法人日本歯科大学の組織・職務権限に関する諸規程において明確にされており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

火災等の災害対策、防犯対策、コンピュータのセキュリティー対策、省エネ及び地球環境保全対策は日本歯科大学新潟生命歯学部の消防計画書、防災マニュアル、対策ガイドラインを共用している。教職員および学生は携帯電話の番号を登録しており、非常事態に際して安否確認を行うシステムに参加している。

事務職員の SD 活動は学内で随時行わるが、日本歯科大学新潟生命歯学部の SD 活動にも参加している。また、日本歯科大学新潟短期大学内部では教員と職員が FD・SD 活動として一体化して活動している。

学生の学習成果はほぼ毎月開催される教務委員会、病院実習教育検討委員会、国家試験対策委員会、学生委員会などで検討され、関係する教職員の情報ならびに指導方針の共有を図っており、定例教授会に委員会報告として説明され、すべての教職員に周知徹底される。

教職員の就労は各種労働関係法規が遵守されている。

日本歯科大学新潟短期大学は、校地、校舎面積ともに短期大学設置基準を十分満たして

いる。

さらに日本歯科大学新潟キャンパスとして日本歯科大学新潟生命歯学部や日本歯科大学新潟病院と各種施設設備を共有しており、特に IT センター、図書館、講堂、アイヴイホール、体育館、グランド、学生食堂、臨床系実習室を利用できるほか、新潟病院内科、外科、耳鼻咽喉科や歯科において健康診断、予防接種、治療をうけることができ、短期大学設置基準をはるかに超えた利便性を有する。

学内は無線 LAN が設置されており、インターネット環境が整っている。授業支援システムは授業中に使用するばかりでなく自宅からでもアクセス可能であり、教材の閲覧や教員の個別指導を受けることができる。

機器・備品は、教職員や学生からの要望に基づき整備され、点検も実施されている。

施設は事業計画に計上し、年度計画で更新・改善を加えている。

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

■　基準Ⅲ-A-1の自己点検・評価

（ａ）現状

日本歯科大学新潟短期大学の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数（12 名）を充足するとともに、歯科衛生士養成所指定規則に基づく教員数と資格を充たしている。学長（歯科医師）を除き、専任教員は 15 名で、内訳は教授 6 名（歯科医師 3 名）、准教授 3 名（歯科衛生士教員 2 名）、講師 4 名（歯科衛生士教員 4 名）、助教 2 名（歯科衛生士教員 2 名）で平均年齢は 47.6 歳である。非常勤講師 36 名を含め、教員の年齢は各年代がバランスよく構成されており、人事に関する取扱いは各種規程に基づき適正に運営されている。

（ｂ）課題

本学はディプロマポリシーの４項に「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技術を有する。」を掲げており、歯科衛生士の３大業務である、歯科診療補助、予防処置、歯科保健指導の実習を充実させるため、歯科衛生士教員は大変多くの授業コマ数を担当している。高齢社会の到来にともない、周術期口腔ケアや訪問歯科診療などが歯科衛生士業務として付加されてきており、学生に教育すべき内容が多くなってきている。日本歯科大学新潟病院において歯科衛生士教員が診療しながら臨床指導も行っている。

また、専攻科歯科衛生学専攻（認定専攻科）の専攻研究の指導、専攻科がん関連口腔ケア学専攻と在宅歯科医療学専攻の臨床系専攻科の指導も加わるので、３年制の短期大学でありながら実質的には４つの学年に指導しなければならない状況にある。学生対応にも時間が費やされるので、ますます教員の業務が多くなっており、研究にあてる時間と教員の余力がその分少なっていることが問題点である。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
(2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
(6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

■　基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

（ａ）現状

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教員個人ばかりではなく、学内の他教員や学外との共同研究もおこなわれており、その成果は活動状況報告書で毎年度大学に提出されている。専任教員は全員が科学研究費を申請することを原則としており、２名が採択されている。また、外部研究費による研究もおこなわれている。

特に、歯科衛生士教員には全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会の受講を大学として支援しており、歯科衛生士教員８名が認定証を授与されている。また、日本歯科衛生士会の認定歯科衛生士資格取得のための講習会受講も同様に大学が支援している。

教員の研究活動に関しては、日本歯科大学新潟短期大学倫理委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学における公的研究費の取り扱いに関する規程、日本歯科大学新潟短期大学における研究活動に係る不正防止に関する規程、日本歯科大学新潟短期大学研究倫理教育委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学不正防止計画推進委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学研究不正予備調査委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学不正調査委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費補助金内部監査要領などで、研究者が研究を行う上で遵守すべき行動や態度を示すとともに、学術研究が適切な方法で進められてその信頼性と公平性が確保されているかを確認できる体制を整えている。

研究活動は日本歯科大学新潟短期大学の共同研究室や実習室で行うばかりではなく、日本歯科大学新潟生命歯学部の施設である先端研究センターや共同研究を行う各講座の研究施設や設備を使用することができる。専任教員は本学での勤務時間以外に、研究や研修を行う時間が確保されている。専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等は学校法人日本歯科大学の規程が適用される。

歯科衛生士教員は、新潟生命歯学部の関連分野の研究者や他機関の研究者と口腔保健に係わる研究を多数進行させている。教員の研究活動を充実させるためには、学内研究費

のみならず外部研究資金の調達の重要性についても認識している。日本学術振興会の科学研究費補助金は、現在２件採択されているが、平成26年度の申請では採択に至らなかった。今後は、全学的に採択を実現する方略を立てていく必要がある。

教員の研究などを発表する機会は、学内では歯科衛生研究会があり、日本歯科大学新潟キャンパスではOdontology・日本歯科大学紀要がある。学外では日本歯科衛生学会・日本歯科医学教育学会などがあり、それぞれの専門学会において論文投稿・発表がなされている。

歯科衛生研究会は本学独自に始めた研究会で、本学卒業生・専攻科学生を中心に歯科衛生士の研究発表の場を確保する目的で開催している。また、最近ではシンポジウム形式で、学生のキャリア教育などを兼ねて歯科衛生士業務に関する課題を中心に行っている。

各研究室（含教授室）には、パソコン・プリンターを設置し、インターネット・電子メールに対応した学内LAN環境を構築し教育・研究活動に貢献している。

短期大学内に実験室を備えているが、広さや設備が十分でないため、共用施設の先端研究センターおよび新潟生命歯学部の各研究室において、実験する場合も多い。

教員の研修日は、週単位の定例日としては設けられていないが、夏期休暇などの長期休暇期間中は、業務に支障の無い限り研究活動に専念できる。

火災等の災害対策、防犯対策、コンピュータのセキュリティー対策、省エネ及び地球環境保全対策は日本歯科大学新潟生命歯学部の消防計画書、防災マニュアル、対策ガイドラインを共用している。教職員および学生は携帯電話の番号を登録しており、非常事態に際して安否確認を行うシステムに参加している。

専任教員や職員のFD・SD活動は全員参加を原則として年２回以上行っている。また、本学に必要なテーマについては、外部の研修会に積極的に参加しており、その研修成果はFD・SD研修会で報告されるとともに、各委員会活動に直ちに反映されている。

学生の学習成果はほぼ毎月開催される教務委員会、病院実習教育検討委員会、国家試験対策委員会、学生委員会などで検討され、関係する教職員の情報ならびに指導方針の共有を図っており、定例教授会に委員会報告として報告され、すべての教職員に周知徹底される。

（ｂ）課題

短期大学は４年制大学の初年次教育であるとされている。本学は認定専攻科である歯科衛生学専攻を設置して、希望者は実質的に４年制大学としての教育を受けられる体制を整えている。進学希望者には、４年制大学への編入や大学院への進学なども指導している。

しかしあくまで短期大学の目的は社会に貢献する高度の歯科衛生士の育成であり、この本分に基づき運営されている。

一方、従来、大学はアカデミックを追及して世界に冠たる研究業績を残すことばかりが強調されてきたが、大学全入時代を迎えた結果、産業界はジェネリックスキルを身に付けさせることを大学教育に求めてきた。すなわち、プロフェッショナルの養成とコミュニケーション能力を高めることの社会的要求が高まっている。

短期大学への進学者は経年的に減少しており、若年者が減少する2018年問題もあって短期大学の存立基盤が不安定となってきている。

専攻科歯科衛生学専攻およびがん関連口腔ケア学専攻と在宅歯科医療学専攻の臨床系専攻科のいずれも新卒学生ばかりではなく既卒者も入学することができる。歯科衛生士の生涯学習の場として系統的な講義と実習を受講することができ、離職者の復職支援としても最適である。本学の課題としては歯科衛生士志願者のみならず、専攻科進学者の増加をはかることであり、広報活動を強化しなければならない。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
(2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
(6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。
(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
(9) FD活動に関する規程を整備している。
(10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
(11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学習成果を向上させるための事務組織を整備している。］

■　基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

（ａ）現状

事務組織の責任体制は、学校法人日本歯科大学の組織・職務権限に関する諸規程において明確にされており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

本学の事務組織は、専任の事務職員３名と新潟生命歯学部および法人事務局の兼任職員で構成されている。

専任事務職員については、事務部長を責任者として日常業務を行っている。

新潟生命歯学部事務部や法人事務部門との連携についても、各部の代表者と毎月定例の事務連絡会が開催され、短大からは事務部長が出席して新潟生命歯学部事務部や法人事務部門との連携を強化し、コミュニケーションを重視して意思の疎通を図っており、各部署の責任者が明確にされている。

専任の事務職員３名のうち、１名は医療関係の資格を、１名は司書の資格を有しており、学生の対応や事務処理にその専門性が生かされている。また、事務部長は設置基準等法規全般に基づく届出・申請等の業務を長く経験しており、その経験が業務に生かされている。

事務室窓口は短期大学校舎１階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶をかわして交流を深めている。そのため、日々学生の様子を観察することが出来、体

調不良等の学生についても早期に把握することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。

事務関係諸規程については、「日本歯科大学新潟短期大学　組織規程」が定められ、それに基づいて「日本歯科大学新潟短期大学　事務分掌規程」により事務の職務内容が定められている。また、事務職員の採用・昇任については「職員の採用、昇任」に関する規程により適正に運用されている。

情報機器は事務職員各自がそれぞれ専用のパソコンを使用して日常業務を行っており、また、成績処理のためのパソコンはインターネットとの接続はされておらず、独立した成績処理専用のものとしている。その他の事務業務についても、必要な備品等は十分に整備されている。

火災等の災害対策

本学と新潟生命歯学部を対象とする「新潟キャンパス消防計画書」が制定されており、これによる防災管理委員会によって火災・地震等災害全般への対策が講じられているが、災害発生時においては災害対策本部を設置して対応する。また、災害時の緊急連絡網も設けられており、防災マニュアルの作成・配布や緊急地震速報受信装置の配備等による全館同時速報等の対策が講じられている。

さらに、本法人独自に作成した新型インフルエンザ対策ガイドラインの配布や講習会実施による学生・教職員への周知を図り、医薬品・マスク・食料等の備蓄を行う等新型インフルエンザ対策を講じている。

防犯対策

防犯警備および夜間・休日の施設管理、防災監視については、専門業者に委託し、24時間体制で平日昼間 2 名・夜間・休日３名の警備員が常駐して学内巡回等を実施し、学内者および施設の安全性確保に万全を期している。

学生、教職員の避難訓練等の対策

避難訓練等については、消防法にもとづき年２回附属・医科病院の訓練時に新潟生命歯学部の学生とともに本学学生も参加し実施しているが、内容としては避難訓練および消火訓練が中心であり、終了時に立会いの消防署員から講評や解説を受けている。

コンピュータのセキュリティー対策

IT センター管理運営委員会の学内 LAN 部会により、学内におけるコンピュータのセキュリティー対策を講じ教職員に周知徹底している。また、個人情報に関する漏洩防止対策として学外へコンピュータソフトを持ち出さないよう、教職員等に厳重注意が通達されている。

省エネ及び地球環境保全対策新潟キャンパスでは、平成 19 年に原油換算エネルギー使用料が基準値（1,500kl）を超え、省エネ法第 17 条 1 項にもとづく第 2 種エネルギー管理事務所（指定工場）に指定され、毎年の削減目標値の設定および定期報告書の提出が義務

付けられたことから、以降、電気・ガス・水道のエネルギー使用量および CO2 排出量を集計管理したうえで照明の半点灯、夏休み・休日のエレベーター運転台数の制限、冷暖房運転時間の制限、給湯設備の間欠運転実施等々、設備関係を中心に基準値を下回るべく省エネ対策に取り組んでいる。

また、新潟キャンパスでは、約２万坪の敷地における松木等緑豊かな広々とした校庭や保安林を整備し、継続して植林を行う等本学の恵まれた自然環境を活かした緑化整備を進めていることから、CO2 削減に寄与していると考える。

SD 活動については、従来の「FD 委員会規程」を「FD・SD 委員会規程」と改め、教員の FD 活動だけではなく、事務職員の能力開発の方策や SD 活動の報告作成、その他 SD 活動の推進に関する事項を審議し、SD 活動を活発に行えるよう規程を整備した。

本学における事務組織のSD活動の現状に関しては、学内で随時行わるが、日本歯科大学新潟生命歯学部のSD活動にも参加している。また、日本歯科大学新潟短期大学内部では教員と職員がFD・SD活動として一体化して活動している。特に外部開催の研修会として日本学術振興会開催の科学研究費補助金取り扱い説明会、日本学生支援機構の説明会、日本私立短期大学協会開催の教務研修会等に参加し、研修内容に関して学内への周知を図っている。

外部開催の研修会に参加することによって習得した知識等については、その内容を学内へ周知しており、これにより、研修の成果が短期大学業務や事務処理の改善に生かされ、事務職員の能力開発等に活用されている。

専任事務職員は、学習成果を向上させるために関連部署と連携しており、本学に設けられている各種委員会の、学生関連の教務委員会、学生委員会、進路指導委員会についてはもちろん、その他の委員会にも専任事務職員が委員として参加しており、事務的な面からの学習成果向上に関与できるように積極的な連携を図っている。

（ｂ）課題

事務室窓口は短期大学校舎１階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶をかわして交流を深めている。そのため、日々学生の様子を観察することが出来、体調不良等の学生についても早期に把握することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。現状では特に問題点等は見当たらない。

事務関係諸規程についても、「日本歯科大学新潟短期大学　組織規程」が定められ、それに基づいて「日本歯科大学新潟短期大学　事務分掌規程」により事務の職務内容が定められており、また、事務職員の採用・昇任については「職員の採用、昇任」に関する規程により適正に運用されていることから、現状では特に問題点等は見当たらない。

SD活動については、学内で随時行われており、日本歯科大学新潟生命歯学部のSD活動にも参加している。また、日本歯科大学新潟短期大学内部では教員と職員がFD・SD活動として一体化して活動している。外部開催の研修会についても日本学術振興会開催の科学研究費補助金取り扱い説明会、日本学生支援機構の説明会、日本私立短期大学協会開催の教務研修会等に参加し、研修内容に関して学内への周知を図っているが、学内・学外の研修会等へは今後とも積極的に参加していくことが必要だと考えている。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 事務組織の責任体制が明確である。
(2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
(3) 事務関係諸規程を整備している。
(4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
(5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
(6) SD 活動に関する規程を整備している。
(7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
(9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

［区分　基準Ⅲ-A-4　人事管理が適切に行われている。］

■　基準Ⅲ-A-4の自己点検・評価

（ａ）現状

本学の教職員の就業に関しては、学校法人日本歯科大学として「日本歯科大学就業規則」や「日本歯科大学　給与規程」等を規定し、また、本学として「日本歯科大学新潟短期大学教授等教員の採用に関する規程」や「日本歯科大学新潟短期大学教員の採用に関する規程」等を規定し、整備されている。

教職員の就業に関する規程の改正等があった場合は、教授会において改正の趣旨・内容等を説明し、また、事務室に規程集を置き、必要がある場合はいつでも閲覧できるようにしている。

本学の教職員の就業については、日本歯科大学就業規則等法人諸規程および採用・昇任等本学諸規程に則って適正に管理されており、教職員の出勤・退勤はタイムレコーダーに各自が記録し、学校法人日本歯科大学の各種規程に従って、法人本部人事部で一元管理されている。

各種労働関係法規も遵守されており、現状では特に問題点等は見当たらない。また、時間外勤務等過重労働に該当する事例も報告されておらず、適正に運営されている。

事務職員の業務については、日本歯科大学新潟生命歯学部事務部や学校法人日本歯科大学事務局の職員が兼務する業務もあるため、本学専任の事務職員３名は学務関係を中心とした日常の窓口業務や大学としての届出・提出書類の作成等の業務を行っている。

事務室窓口は短期大学校舎１階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶をかわして交流を深め、日々学生の様子を観察しているので、緊密な人間関係を構築できている。教職員の人事管理は諸規程が整備されており適正に行われている。

（ｂ）課題

教職員の就業に関しては、学校法人日本歯科大学として「日本歯科大学就業規則」や「日本歯科大学　給与規程」等を規定し、また、「日本歯科大学新潟短期大学教授等教員の採用に関する規程」や「日本歯科大学新潟短期大学教員の採用に関する規程」等が規定・整備され、**各種労働関係法規も遵守されており、**現状では特に問題点等は見当たらな

い。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］
(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

教員は、短期大学設置基準における教員の資格に準拠して資格審査が行われており、歯科衛生士教員については、原則的に専攻科を修了していることを原則としている。

教員の募集は公募という形式で行うが、外部からの応募者はおらず、本学卒業生で専攻科修了者か学校法人日本歯科大学傘下の組織からの人事異動という形式をとることが多い。研究活動は年間計画に基づき組織的に行われているが、科学研究費補助金をはじめとした外部資金の獲得実績は少なく、研究課題の設定段階からの見直し等を行い、採択件数を増加させる必要があると考えている。

開学の段階で、学生数と学費に基づく収入に対して資金収支差額がマイナスとなることは予想されており、学校法人日本歯科大学全体でマイナス分を吸収することとなっている。しかし、効率的な運営を心がけることにより年間のマイナス金額を継続的に減少させてきている。今後も教育・研究の質と学生の満足度を低下させないように配慮しながらこの努力を続けたい。

備付資料
21.専任教員の個人調書
22.非常勤教員一覧表
2.「情報公開」
ウェブサイト
http://www.2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/j-kokai_2015.pdf
23.専任教員の年齢構成表
24.文部科学省科学研究費助成事業平成 24 年度交付決定一覧
25.歯科衛生研究会―20 回の歩み―
26.専任職員一覧表
27.新潟キャンパス消防計画書
28.防災マニュアル
29.新型インフルエンザ対策ガイドライン

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

■　基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

（ａ）現状

日本歯科大学新潟短期大学は、校地、校舎面積ともに短期大学設置基準を十分満たしているが、さらに日本歯科大学新潟キャンパスとして日本歯科大学新潟生命歯学部や日本歯科大学新潟病院と各種施設設備を共有しており、特にITセンター、図書館、講堂、アイヴイホール、体育館、グランド、学生食堂、臨床系実習室を利用できるほか、新潟病院内科、外科、耳鼻咽喉科の各診療科や歯科の専門診療科において健康診断、予防接種、治療をうけることができ、短期大学設置基準をはるかに超えた利便性を有する。

校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

区　分	収容定員	校地		
		基準面積	現有面積	差異
日本歯科大学新潟短期大学	150人	1,500㎡	66,972.80㎡	57,252.80㎡
日本歯科大学新潟生命歯学部	720人	17,943㎡		
計			66,972.80㎡	

備考：校地は新潟生命歯学部と共用（他に駐車場等共用土地3,409.5㎡所有）

［基準面積を算出する計算式］

①新潟短期大学校地基準面積　　1,500 ㎡（150 人×10 ㎡）

②新潟生命歯学部校地基準面積　17,943 ㎡　（720 人×10 ㎡＋10,743 ㎡）

日本歯科大学新潟キャンパス　配置図

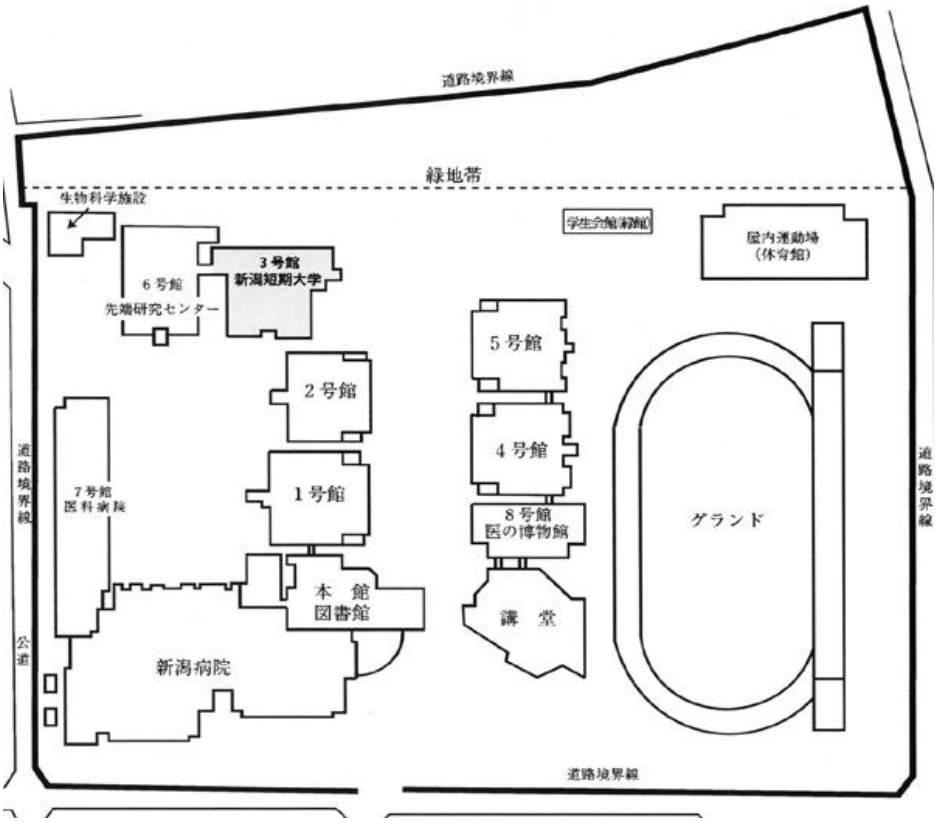

本学は、校地・校舎を日本歯科大学新潟生命歯学部と共有しているが、同一キャンパスのため校地（グランド、テニスコート含）は全て共有であり、校舎についても重要な施設、図書館、体育館、新潟病院（臨床実習施設）、IT センター、マルチメディア臨床基礎実習室、先端研究センター、医の博物館等を共有し、有効に活用されている。

使用に際しては、教育研究上の支障がないように、両学の教学担当者が綿密に協議しており、新潟病院の臨床実習に関しても、本学の教学担当者が新潟病院長と事前に十分協議していることから、校地・校舎の共用に関する問題点は発生していない。

共用施設	数	面積(m^2)	主な用途
グラウンド	1 面	15,785.00	体育実習、学生課外活動、職員厚生等
テニスコート	2 面	上記含	体育実習、学生課外活動、職員厚生等
※袖ヶ浦研修所・集会所	2	914.06	学生課外活動、職員厚生
※軽井沢ロッジ・食堂	2	442.27	学生課外活動、職員厚生
※軽井沢テニスコート	7 面	5,845.00	学生課外活動、職員厚生

※は東京キャンパス各校（日本歯科大学生命歯学部・日本歯科大学東京短期大学）とも共用

本学の運動場や屋内体育施設は、新潟生命歯学部と共用であり、全て新潟キャンパス内にあるため使用に際して移動する必要はなく、学生の体育実技や課外活動、教職員の福利

厚生、一般開放施設として多方面に活用されている。

主な体育施設としては、グラウンド、テニスコート（2 面)、武道場があげられる。また、体育施設における課外活動は、休日を含めて 20 時までの使用が認められており、使用の申し出は事務部へ行う。

校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

区　分	収容定員	校舎		
		基準面積	現有面積	差異
日本歯科大学新潟短期大学	150人	1,950m^2	2,106.49m^2	156.49m^2
日本歯科大学新潟生命歯学部	720人	17,200m^2	38,298.71m^2	21,098.71m^2
計			40,405.20m^2	

備考：校舎は新潟生命歯学部に新潟短期大学との共用 25,045.41mm^2 含

［基準面積を算出する計算式］

① 新潟短期大学校舎基準面積　1,950m^2

設置基準第31条、別表第二　保健衛生学関係（看護学を除く)、収容定員150人までの場合の規定による基準面積

② 新潟生命歯学部校舎基準面積　17,200m^2

設置基準第 37 条の 2、別表第三　ロ医学又は歯学に関する学部に係るもの（歯学関係)

㋑新潟生命歯学部校舎　11,200m^2

㋺附属病院　6,000m^2

新潟キャンパスにおける障害者への対応として、従来から建物内は基本的にスロープの設置等バリヤフリー化されており、臨床実習施設の新潟病院には障害者用トイレが複数設置されている。

また、本学（３号館）校舎内は障害者への配慮として、階段の手すりを昇降しやすいようにし、身体に負担がかからないように校舎内全てを暖房便座の洋式トイレにしている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

授業用の機器・備品の整備状況

校舎	教室		収容人数	機器・備品							備考
				ﾏｲｸ	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ	ﾓﾆﾀｰ	ﾋﾞﾃﾞｵ	DVD	OHP	ｽｸﾘｰﾝ	
3	311	講義室	60	○	○		○	○		○	
		介護実習室				○	○		○	○	
		基礎実習室	64	○	○	○	○	○		○	モニター30台
	331	講義室	72	○	○		○	○		○	
	332	講義室	60	○	○		○	○		○	
1	112	講義室	160	○	○		○				
		ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ臨床基礎実習室	120	○		○	○	○			
	131	講義室	168	○			○	○	○	○	
2	IT教室1	ITセンター	56	○	○		○	○		○	
4	ｾﾐﾅｰ室1	講義室	30	○	○				○	○	
	ｾﾐﾅｰ室2	講義室	30	○	○				○	○	
	ｾﾐﾅｰ室3~10	講義室	各10								

機器・備品は、教職員や学生からの要望に基づき整備され、点検も実施されている。

施設は事業計画に計上し、年度計画で更新・改善を加えている。

授業用の機器・備品の管理は事務室で行っている。教室設置の機器・備品以外にノートパソコン３台、OHP１台、レーザーポインター４ヶを事務室で管理し、貸し出しをしている。

本学の専門科目（診療補助実習）で新潟生命歯学部のマルチメデイア臨床・基礎実習室を使用する場合がある。

またアイヴイホール・112教室は150名以上収容できるため複数学年を対象とした講演会で使用している。また、112教室、131教室は筆記試験を１教室で実施する時に使用頻度が高い。セミナー室は10名～30名の少人数の部屋であるため、ワークショップやOSCE（客観的臨床能力試験）の時に使用している

適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

図書館（本学と新潟生命歯学部との共用）

(1) 全体の配置図・座席数等

①図書館施設：本館 2 階～3 階

1 号館 3 階

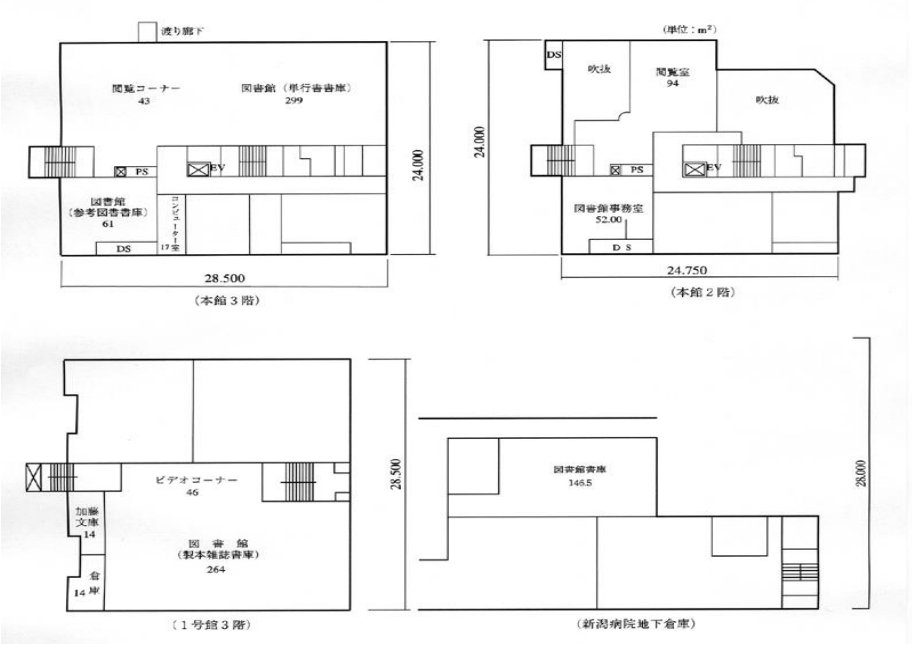

本館２階、３階　図書館

②座席数　　105 席

③図書館設備

表Ⅲ-9　図書館の設備

（本館2階）	
閲覧コーナー	
洋雑誌・和雑誌専用の展示棚（490タイトル）	1
閲覧・学習用机（6人掛け）	3
閲覧・学習用机（4人掛け）	3
視聴覚資料用キャビネット（貸出・返却カウンター前に設置）	2
貸出・返却用コンピュータ（カウンター内）	1
2Ｆと3Ｆを結ぶダムウェータ	1
事務室	
コピー機	1
ＦＡＸ	1
ブックスキャナー（Book Shoot 2400）	1
図書館システム用サーバー	1
インターネット蔵書検索用サーバー	1

LANで接続されたクライアント・コンピュータ	3
本館3階	
単行書書庫	
6段190連（約45,600冊収蔵可能）書架	1
閲覧コーナー	
閲覧・学習用机（2人掛け）	7
閲覧・学習用机（4人掛け）	8
蔵書検索用コンピュータ	1
参考図書書庫	
6段57連（約12,000冊収蔵可能）書架	1
閲覧・学習用机（１人掛け）	6
1号館3階	
製本雑誌用書庫	
6段269連（約35,000冊収蔵可能）書架	1
閲覧・学習用机（2人掛け）	4
閲覧・学習用机（1人掛け）	9
視聴覚コーナー	
DVD付きテレビ	1
ビデオ付きテレビ	2
ビデオ室	
ビデオデッキ	1
モニターテレビ	1
テーブル（2人掛け）	3

図書館および学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等は十分である。

表Ⅲ-12　図書館蔵書数一覧

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

区　分	和書	洋書	学術雑誌	AV 資料
冊（種）	41,462 冊	25,802 冊	861 種	457 点

備考：日本歯科大学新潟生命歯学部と共用

購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。購入図書等選定は、原則として、２ヶ月に1回開催される図書委員会（本学専任教員を含む７名の委員で構成）において、図書館の運営事項として購入図書の選定が協議されるが、業者からの見計い図書と学内利用者からの希望図書について選定し、購入を決定する。

図書等廃棄については、学校法人日本歯科大学文書取扱規程を準用し、理事長の決裁により除籍することができる。

本学の図書館は、日本歯科大学新潟生命歯学部と共用であり、購入図書等を決定する図書委員会に本学代表の図書委員が出席して、本学の授業や実習時に参考となる専門図書や雑誌、視聴覚資料等の購入を指摘し、その充実を図っている。

他にも、図書館で歯科関係の和書リストから定期的に購入し歯科衛生士に関連する図書を整備している。

さらに、学生用の一般図書等についても、短期大学生としての一般教養を修得する重要性に鑑み、図書委員会に要望して整備を図っている。

学内は無線LANが設置されており、インターネット環境が整っている。授業支援システムは授業中に使用するばかりでなく自宅からでもアクセス可能であり、教材の閲覧や教員の個別指導を受けることができる。

適切な面積の体育館を有している。

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

共用施設	数	面積(m^2)	主な用途
体育館	1	1,733.00	学生体育実習、学生課外活動等

備考：日本歯科大学新潟生命歯学部と共用

本学の体育館などの屋内体育施設は、新潟生命歯学部と共用であり、全て新潟キャンパス内にあるため使用に際して移動することなく、学生の体育実技や課外活動、教職員の福利厚生、一般開放施設として多方面に活用されている。

また、体育施設における課外活動は、休日を含めて 20 時までの使用が認められており、使用の申し出は事務部へ行う。

（ｂ）課題

学生から要望が多かった２つの教室の個別冷暖房の改修工事を計画している。学生からは自転車置き場に屋根をつけてほしいとの要望があったが、建築基準法上の許可が必要なことと、新潟キャンパス全体としての美観等の観点から保留となっている。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1)校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

(2)適切な面積の運動場を有している。

(3)校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

(4)校地と校舎は障がい者に対応している。

(5)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

(6)通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

(7)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

(8)適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

(9)図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10)適切な面積の体育館を有している。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

■　基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

（a）現状

教員から修理やメンテナンス、購入等の申し出が事務部になされ、事務部では必要な事務手続きにより用度営繕部に申請する。その際、用度営繕部では、軽微な修理等は中央監視室の専任技術員に依頼し、その他は専門業者に発注する等管理を所管する。また、整備計画については、学内委員会または教授会において整備の年次計画が立案され、教授会の審議を経て、予算を申請する。

FD・SD 委員会が主催する全教職員対象のミーティングの際に、授業環境についての問題点を挙げ、機器・備品の整備計画を行っている。要望が多く有用と判断された場合、緊急度によって整備を行っている。

本学と新潟生命歯学部を対象とする「新潟キャンパス消防計画書」が制定されており、これによる防災管理委員会によって火災・地震等災害全般への対策が講じられているが、災害発生時においては災害対策本部を設置して対応する。

１　火災等の災害対策

災害時の緊急連絡網も設けられており、防災マニュアルの作成・配布や緊急地震速報受信装置の配備等による全館同時速報等の対策が講じられている。さらに、本法人独自に作成した新型インフルエンザ対策ガイドラインの配布や講習会実施による学生・教職員への周知を図り、医薬品・マスク・食料等の備蓄を行う等新型インフルエンザ対策を講じている。

２　防犯対策

防犯警備および夜間・休日の施設管理、防災監視に関して専門業者に委託し、24 時間体制で平日昼間 2 名・夜間・休日３名の警備員が常駐して学内巡回等を実施し、学内者および施設の安全性確保に万全を期している。

３　学生、教職員の避難訓練等の対策

学内における避難訓練等に関して、消防法にもとづき年２回附属・医科病院の訓練時に新潟生命歯学部の学生とともに本学学生も参加し実施しているが、内容としては避難訓練および消火訓練が中心であり、終了時に立会いの消防署員から講評や解説を受けている。

IT センター管理運営委員会の学内 LAN 部会により、学内におけるコンピュータのセキュリティー対策を講じ教職員に周知徹底している。また、個人情報に関する漏洩防止対策として学外へコンピュータソフトを持ち出さないよう、教職員等に厳重注意が通達されて

いる。

新潟キャンパスでは、平成 19 年に原油換算エネルギー使用料が基準値（1,500kl）を超え、省エネ法第 17 条 1 項にもとづく第 2 種エネルギー管理事務所（指定工場）に指定され、毎年の削減目標値の設定および定期報告書の提出が義務付けられたことから、以降、電気・ガス・水道のエネルギー使用量および CO_2 排出量を集計管理したうえで、照明の半点灯、夏休み・休日のエレベーター運転台数の制限、冷暖房運転時間の制限、給湯設備の間欠運転実施等々、設備関係を中心に基準値を下回るべく省エネ対策に取り組んでいる。

また、新潟キャンパスでは、約２万坪の敷地における松木等緑豊かな広々とした校庭や保安林を整備し、継続して植林を行う等本学の恵まれた自然環境を活かした緑化整備を進めていることから、CO_2 削減に寄与していると考える。

（ｂ）課題

日本歯科大学新潟短期大学の要望や改善点は事業計画に記載しており、施設設備や防災対策は日本歯科大学新潟キャンパスとして全体で対策が取られているので、本学としての記載事項はない。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。

(2)諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

(3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

(4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

(5)コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

■　テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

建物は不具合が見つかればできるだけ早急に対応しているが、空調設備が創設時から全館冷暖房の集中管理システムであるため、省エネルギー対策として各室個別冷房設備に更新している途中である。

日本歯科大学新潟病院は耐震審査の途中であり、具体的な耐震工事は行われていない。

日本歯科大学新潟短期大学の校舎も日本歯科大学新潟生命歯学部とともに同じ設計者、建設業者であり、学部の校舎とともに地震への対応が急がれる。

備付資料

30. 校地、校舎に関する図面

提出資料 2 学生便覧参照

ウェブサイト

http://www2.ngt.ndu.ac.jp/jc/disclose/pdf/h27_binran.pdf

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

■　基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

（ａ）現状

IT センターには 144 台の PC が常設されており、これを用いて第１学年時にコンピュータ演習（演習）という授業でワードとパワーポイントを学び、検定を受けることができる。

学内 LAN が整備され、教室にはプロジェクターが設置されているので PC を用いた授業を簡便に行う設備は完備している。

基礎実習室の 30 台の歯科用ユニットにはモニターが設置されており、示説講義や実習のデモや説明が理解しやすいよう設備が整っている。

授業支援システムは学外からでもアクセス可能である。

学内 LAN を経由して文献検索が行え、PBL 教育では IT センターの PC が使用できる。

第３学年のケアコミュニケーション演習Ⅱ（演習　選択必修Ｂ群）ではケア・コミュニケーション検定に向けて e-learning を行う。

専攻科歯科衛生学専攻では、大学評価学位授与機構への研修修了レポートの提出等の提出手続きはインターネット経由で行う。

授業支援システムにアクセスすると個人の時間割が表示され、科目をクリックして配布資料の閲覧やダウンロードが行える。オフィスアワー以外にも e-mail にて教員と情報交換ができる。また、出欠席・遅刻などは e-mail で事務室に連絡することになっており、マルチメディアを用いた教育体制は整っている。

授業収録システムは face　to　face の教育を重要視する本学では不要である。

（ｂ）課題

授業中に教員と学生が双方向で意思表示を行うためにはクリッカーなどの導入も有効ではないかとの提案があったが、現在のところ具体化していない。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のため

に必要な学内 LAN を整備している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。

(9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

スマートフォンの普及により、学生は検索に PC を使用しなくなっている。現在まで大きな問題は起こっていないが、LINE や SNS の危険性について危惧しており、情報倫理についての講演会も開催している。定期的、継続的に情報倫理について教育していく必要がある。

備付資料

31. 学内 LAN の敷設状況

32.マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

■　基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

（ａ）現状

法人全体の消費収入（支出）超過額の過去 3 年間の状況は、平成 24 年度△33 億 3,906 万円、平成 25 年度△23 億 6,105 万円、平成 26 年度△17 億 576 万円と毎年改善しているが過去 3 年にわたり消費支出超過となっている。

消費支出超過の理由として、平成 24 年度では退職金規程の改正により退職給与引当金繰入額が一時的に増額したこと、円高の影響により利金が出ていない債券を買換えしたことによる売却差額約 6 億円、株価下落による株式の評価差額が約 4 億円あった。また、平成 24 年度より日本歯科大学の学生納付金のうち、初年度全額納付金であった教育充実費を 6 年間の分割納入したことにより、前年度より学生納付金が約 6 億円減少している。

平成 25 年度、平成 26 年度においては日本歯科大学生命歯学部本館改修工事のため第 2 号基本金へそれぞれ 10 億円組み入れたことが消費支出超過の一因となった。

平成 26 年度末の貸借対照表は、資産の部の現金預金 151 億 3,693 万円、有価証券 272 億 7,116 万円、退職給与引当資産 57 億 9,500 万円、減価償却引当資産 30 億円、第 2 号基本金引当資産 20 億円、第 3 号基本金引当資産 16 億 3,745 万円と潤沢な金融資産を保有している。負債の部は退職給与引当金、前受金等であり借入金はなく、財務基盤は安定している。

新潟短期大学の平成 26 年度の財政状況は、消費収入の部合計 1 億 4,185 万円、消費支出の部合計 1 億 9,086 万円となった。過去 3 年間においても消費支出超過の状況であるが、支出超過分については学校法人より資金補填をすることで財的資源は確保されている。

退職給与引当金については、期末要支給額計上方式により 100％引当金を計上し、退職給与引当資産については全額自己資金により保有している。

資産運用については、平成 24 年度において一時的に有価証券売却差額と評価差額を計上しているが、資産運用規程に基づき元本毀損リスクが低く、為替変動リスクの低い債券等を運用することとしている。今後、多額の売却差額と評価差額を計上する可能性は低く、安定した運用収入を確保していく。

新潟短期大学における教育研究経費については、常に帰属収入の 20％を超えており施設設備及び学習資源に対しても十分な資金を配分している。

入学定員充足率については、平成 27 年度に定員を満たすことができなかったものの、平成 26 年度以前については平成 22 年度を除き定員充足率 100％以上であった。

（ｂ）課題

法人全体として資金の内部留保は潤沢であり財務の基盤は安定しているが、収支については消費支出超過にて推移している。部門別に見ると、大学部門については消費収入超過であるが、附属病院、新潟病院については消費支出超過である。また、新潟短期大学についても消費支出超過である。

大学の学生納付金について、新潟生命歯学部において募集人員96名に対して平成27年度

の入学者数は89名となり、平成26年度の70名より改善はしたものの募集人員に満たない状況が続いている。

病院の医療収入については増加傾向にはあるが、大学の5年生の臨床実習や臨床研修歯科医の受け入れ等があり厳しい収支となっている。

新潟短期大学は、学校法人より資金補助を受け入れており財的資源は確保されているものの、単独では支出超過の状況が続いている。入学定員については平成27年度において定員を満たすことができなかったものの、平成26年度以前のように定員充足率100％を達成したい。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
(2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
(3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
(4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
(5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
(6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
(7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
(8) 教育研究経費は帰属収入の20％程度を超えている。
(9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
(10) 定員充足率が妥当な水準である。
(11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

［注意］
基準Ⅲ-D-1 について
(a) 財務に関する自己点検・評価については、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 25 年度版」［http://www.shigaku.go.jp/files/s_center_shihyo25.pdf］を参照し、どの区分に該当するかを「基準Ⅲ-D 財的資源」の提出資料「書式 4　キャッシュフロー計算書」の該当部分に記載する。
(b) 同区分の B1～D3 に該当する学校法人は経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
(c) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

［区分　基準Ⅲ-D-2　量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

■　基準Ⅲ-D-2の自己点検・評価

（ａ）現状

経営判断指標の項目でみると、本法人全体として、①学生等数増減は、平成26年度1,925名、平成25年度1,934名、平成24年度1,955名であり、減少した。入学定員の充足は、平成27年度入試から日本歯科大学新潟生命歯学部の充足率に若干の改善は見られたが依然として厳しい状態である。　②帰属収支差額はマイナスとなっている。第一の理由は入学定員の未充足であるが、定員確保ができれば帰属収支差額は好転し、より健全な財政状態の維持ができる。　③人件費は、平成22年度人件費削減（賞与の減率、諸手当の見直し）に取り組み。また、平成24年度には、定年規程・選択定年取扱規程の改正を行っている。その影響で平成24・25年度は一時的に退職金支出が増加したが、平成26年度以降の人件費比率は改善されて行く。　④本法人は金融機関等からの借入金は全くなく、また、私立大学等経常費補助金の交付を受けていない。

本法人の行う、教育・研究・診療の諸活動の目的を達成するために必要な財政基盤は十分である。特に最近は、人件費比率の高騰に教職員一丸となって取り組んだこともあり、収支は改善している。学生納付金の教育充実費は１年ごとに約１億円増え、平成29年度には変更前と同額になる。医療収入は、附属病院および多摩クリニックの増収が見込まれる。

（ｂ）課題

日本歯科大学新潟短期大学の課題としては、毎年安定的に入学者を確保していくことである。そのためには、入試広報や卒業生への就職支援を丁寧に行っていく。また、受託研究費や科学研究費等の外部資金の獲得に引続き努めていく。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。
(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
　（ア）　学生募集対策と学納金計画が明確である。
　（イ）　人事計画が適切である。
　（ウ）　施設設備の将来計画が明瞭である。
　（エ）　外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

■　テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

法人全体の消費支出超過については、平成24年度より大学の学生納付金のうち初年度全額納付金であった教育充実費を6年間の分割納入にしたことで前年度比約6億円減少したが、平成29年度までに各年度約1億円ずつ増加していき以前の水準に戻ることになる。また、新潟生命歯学部の入学者数の増加については、オープンキャンパスや高校訪問等により志

願者を増加させる。

医療収入については、平成24年度に多摩クリニックを開院したこともあり毎年増収傾向が続いている。

資産運用について、平成26年度決算は前年度より約3億円の増収であったが、今後も元本毀損リスクを極力抑えつつ、仕組債等に投資をすることにより安定した収入を確保していく。

また、外部資金（科学研究費や受託研究費）の獲得については、教員評価の研究業績評価項目の中に「外部研究費の実取得額」を設けて教員の公的研究助成の獲得の意欲的な取り組みを支援している。

支出の削減については、平成22年度に人件費削減（賞与の減率、諸手当の見直し）に取り組んだ。また、平成24年度には定年規程及び選択定年取扱規程の改正を行っており、今後人件費については減少することを見込んでいる。

設備投資については、平成27年度から3年間にわたって日本歯科大学生命歯学部本館改修工事が予定されているが、この資金については第2号基本金引当資産に計上されており、その他の不要不急の支出は厳しく抑制していくこととしている。

提出資料

18. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要
19. 貸借対照表の概要
20. 財務状況調べ
21. キャッシュフロー計算書
22. 資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表［平成 24 年度～平成 26 年度］

ウェブサイト［平成 25 年度決算］

http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-100150-1804.pdf

23. 貸借対照表［平成 24 年度～平成 26 年度］

ウェブサイト［平成 25 年度決算）

http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-100150-1804.pdf

24. 中・長期の財務計画
25. 事業報告書［平成 26 年度］
26. 事業計画書［平成 27 年度］
27. 予算書［平成 27 年度］

ウェブサイト［平成 26 年度予算］

http://www.ndu.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140724-100150-8167.pdf

備付資料

33. 財産目録及び計算書類（平成 26 年度～平成 24 年度）

■　基準Ⅲ　教育資源と財的資源の行動計画

専任教員の募集は、日本歯科大学新潟短期大学として公募の形式をとるが、大半は法人が採用して本学に配属されている。

研究活動においては、研究課題の決め方や科学研究費申請書の書き方などのブラッシュアップを当時の学長が行い、歯科衛生士教員が採択されることができた。この実績に基づき、若手研究者の意識向上を図っている。

事務職員は専任が３名と少ないが、個々の学生や教員との連絡は緊密で一体感があり、学生からの不満も出ていない。

学長は第１学年と学長懇談会を開催し、本学について忌憚のない意見を出してもらって教育体制や施設・設備の改善を図っている。学生の要望に基づき教室の椅子の入れ替え、トイレに「音姫」の設置、多目的室（学習室）の設置、一部の教室の個別冷房工事などを行って評価を得ている。

平成 27 年度には教室環境改善のための改修を行う予定である。

◇　基準Ⅲについての特記事項

（1）以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

（2）特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特記事項なし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■　基準Ⅳの自己点検・評価の概要

本法人の理事長は、設立者の相続人の一人で長年にわたり理事として法人運営にリーダーシップを発揮し、さまざまな法人・大学改革を行っている。また、本学の初代学長であり、短期大学設立の重要性に関して当時法人理事として理事会に提案した経緯から、現在も理事長として本学の運営に深く関与しており、この点に関しても強くリーダーシップを発揮している。

学校法人日本歯科大学ならびに本学の管理運営体制については、私立学校法等の各種法令および寄附行為等の諸規定に基づき、理事長のリーダーシップにより適正に維持されている。また、本学の教学体制についても教授会が適正に機能し、学長のリーダーシップにより活性化が図られている。

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

■　基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

（ａ）現状

本法人の理事長は、本学を含む学校法人の運営全般について、次のとおりリーダーシップを適切、適正に発揮している。

理事長は、本法人設立者の相続人の一人であり、建学の精神および教育理念・目的を最もよく理解していることから、リーダーシップを発揮して長年法人の発展に寄与してきた。

理事長は、寄附行為に規定されているとおり学校法人を代表し、よくその業務を総理している。

平成 26 年度決算に関して、理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事および公認会計士の監査を受け、理事会の議決を経た決算ならびに事業の実績(財産目録、貸借対照表、消費・資金収支計算書および事業報告書)を、評議員会に報告して意見を求めている。

本法人における理事会等の学校法人の管理運営体制について、平成 25 年度までの決算の理事会および評議員会の開催順序に問題があることが判明した。そこで、26 年度決算に関する理事会および評議員会については、会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議委員会に報告し、その意見を求め、適正な理事会・評議員会の運営に改めた。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として次のとおり適切に運営している。

理事会は、学校法人の意思決定機関としての役割を果たすため必要な業務を決し、理事長および他の全理事の職務の執行を監督している。

理事会は、寄附行為の規定にもとづき理事長が招集し、全ての理事会において議長を

務めている。

理事会は、第三者評価の受審において、必要な規定を整備し、運営する大学ごとに受審体制を組織するなどの役割を果たし、適切な第三者評価の実施に責任を負っている。

理事会は、運営する短期大学の発展のために、法人内の大学、文部科学省、日本私立短期大学協会および同種の学科を有する他短期大学等から、積極的に学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、短期大学の運営に関し、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等の関連法令について法的な責任があることを共通認識している。

理事会は、法人および運営する学校に関し私立学校法の定めるところに従い、適切に情報公開を行っている。特に、平成 23 年度より、学校教育法施行規則の改正に従って、本学においても規定する教育研究活動等の状況について情報の公表を実施している。

理事会は、法人および本学を含む運営する大学に必要な規程の制定、改正等を適正に行っている。

本法人の理事は、私立学校法および本法人の寄附行為に基づき、次のとおり適切に構成されている。

理事は、学校法人の建学の精神「自主独立」を理解し、本法人の健全な経営について学識および見識を有する者の中から選任されている。

理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）第 1 項各号の規定に基づき、適正に選任されている。本法人の役員の退任について、学校教育法第 9 条（欠落事由）の規定が、寄附行為に準用されている。

（ｂ）課題

法人および本学のガバナンスについて、理事長の主導のもと理事会が適切に機能していることから管理運営が行き届いており、特段の問題点は生じていない。また、経営上の観点からみても、法人として十分な資産を有し、法人開設以来経常費補助金を申請していない。

本法人における、理事会等の学校法人の管理運営体制は十分確立されており特筆すべき課題は見当たらないが、強いて挙げれば、平成 20 年度より新潟生命歯学部の入試において　募集人員割れの状況をきたしており、可急的早期に従来の 96 名の入学者を確保すべく、法人としての取り組みを強化する必要がある。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

② 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
⑥ 学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。
⑦ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。
① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
② 理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき選任されている
③ 学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

■ テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

本法人の理事長が法人運営についても本学の運営についても十分なリーダーシップを発揮していることは、内外から高く評価されている。今後は、他の理事に関しても、理事長同様に学生募集等に関してリーダーシップを発揮することができるよう、学内環境の整備に努める。

提出資料
28.学校法人日本歯科大学寄附行為

備付資料
34. 理事長の履歴書（平成 27 年 5 月 1 日現在）
35. 学校法人実態調査表（写し）（平成 26 年度～平成 24 年度）
36. 理事会議事録（平成 26 年度～平成 24 年度）
37.学校法人日本歯科大学規程集

［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

［区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

■ 基準Ⅳ-B-1 の自己点検・評価

（a）現状

学長は、規程に基づき選任され、強力なリーダーシップのもとに大学運営を陣頭指揮しており、全教職員から信頼されている。学長は建学の精神に基づき、教育の質の保証に努めている。学則に従って教授会が設置され、規程に基づき学長が議長となって大学運営と研究教育活動に関わる重要な事項を審議して議決している。

教授会では、三つの方針「学位授与の方針（デプロマポリシー)」、「教育課程・編成の方針（カリキュラムポリシー)」、「入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー)」に従って案件が審議・議決されるとともに、変更の必要がある場合には、三つの方針自体の改変ついて協議されている。その成果は歯科衛生士国家試験の高い合格率と高い就職率となって具現化し、建学の精神を身に付けた歯科衛生士を社会に輩出していることが「学習成果」である。学長は、教授会の下に各種委員会および小委員会を設置して、委員会規程に基づいて適切に運営している。

学長は、日本歯科大学新潟短期大学学長選考に関する規程に基づき選任され、大学運営の職務を遂行するために強力なリーダーシップを発揮している。

学長は人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に見識を有している。建学の精神に基づいて教育や研究を推進し、日本歯科大学新潟短期大学の教育の質の保証のために向上と充実の努力を続けている。

教授会は学則に従って学長が召集して定例教授会（月例）と必要に応じて臨時教授会が開催されている。学長は議長となり、審議と議決を行っている。議事録を作成して次回教授会開催前に構成員に配布されている。教授会構成員ばかりではなく全教職員が、三つの方針「学位授与の方針（デプロマポリシー)」、「教育課程・編成の方針（カリキュラムポリシー)」、「入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー)」について、なぜこのように定めたかを理解しており、問題が生じたときのすべての判断根拠が「建学の精神に合致しているか」と「三つの方針に合致しているか」、さらに「倫理的に合致しているか」となるよう習慣づけられている。

学長は、教授会の下に各種委員会ならびに小委員会を設置し、それぞれの委員会が規程に基づいて適切に運営されている。定例教授会の報告事項として各委員会の議事録が提出され、委員長が内容を説明している。

（ｂ）課題

現在、学長は日本歯科大学生命歯学部口腔外科学講座主任教授との併任であり、常に日本歯科大学新潟短期大学学内で業務を行っているわけではない。学長の意思をできるだけ直接教職員に伝えるため、教授会構成員を講師以上としている。

教授会の成立は構成員の２/３以上の出席と規定されているので、東日本大震災やパンデミックなどの緊急事態に対応しきれないことが想定される。そこで学長のもとに小人数で構成する短大運営委員会を組織し、教授会を補完できる体制をとっている。

「建学の精神　自主独立」に従い日本歯科大学新潟短期大学が自立することと同時に教員の派遣や教育・研究に関わる講習会、事務作業の共用では日本歯科大学新潟生命歯学部と、臨床教育である病院実習の委託や各種講習会では日本歯科大学新潟病院、学外実習の委託先施設、新潟県内のすべての大学が加盟する高等教育コンソーシアムにいがた、歯科医師会・歯科衛生士などの職能団体、新潟県・新潟市などの行政機関との連携をさらに緊密にしなければならない。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
② 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
③ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
① 教授会を審議機関として適切に運営している。
② 教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。
③ 教授会の議事録を整備している。
④ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
⑤ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

■ テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

日本歯科大学新潟短期大学の前身は日本歯科大学新潟歯学部附属歯科衛生専門学校であったため、本学に関わる多くの規程を独立した短期大学としての規程に改定することが必要であった。その後、いくつかの規程に改定が必要となった内容が出たため、
その都度改訂を行っている。

高齢社会の到来に伴い、歯科衛生士の社会的ニーズと求められる能力が急速に変化している。これに対応するため、歯科衛生学専攻の認定専攻科を開設して教育や研究のできる歯科衛生士の養成を行い、在宅歯科医療学専攻やがん関連口腔ケア学専攻の臨床系コースによって社会が即戦力として求めている歯科衛生士の養成を行う体制を整えた。しかし専攻科の募集定員は満たせておらず、学生や学外の歯科衛生士に対する広報活動を強化しなければならない。

一方、高校新卒者の歯科衛生士志願者数は新潟県内の他の２つの歯科衛生士養成校（明倫短期大学、新潟大学口腔生命福祉学科）を含めて継続して減少しており、歯科衛生士という職業に対する社会的認識向上をはかることが必要である。

備付資料

38. 学長の個人調書教員個人調書（平成 27 年 5 月 1 日現在）
39. 教授会議事録（平成 26 年度～平成 24 年度）

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

■　基準Ⅳ-C-1 の自己点検・評価

（a）現状

本法人の監事は、１名が弁護士であり、もう１名が会社役員であるが、それぞれの経歴を生かして学校法人の業務および財産の状況について、責任を持って適宜、監査を行っている。

監事は、学校法人の業務または財産の状況について、全員が、また都合によっては１名が出席して積極的に発言し、かつ理事の質問に適切に対応している。

監事は、学校法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、会計監査を行って監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会および評議員会に提出している。

（b）課題

本法人の２名の監事は、責任感が強く、ガバナンスの遂行に必要不可欠な役割を果しているが、2 人とも社会的に重要な立場にあることから、まれに１名が理事会に出席できない場合がある。その場合は、事後に十分な説明を行って意見を求めている。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
(2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出している。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

■　基準Ⅳ-C-2 の自己点検・評価

（a）現状

評議員会は、寄附行為に則り、理事の定数の定数５名に対し、2 倍を超える数の 11 名によって組織している。評議員会は、私立学校法 42 条の規定および寄附行為 18・20・21 条の規定に従い、適切に運営している。

（b）課題

本法人の評議員会は、活発な発言があり、理事会の諮問機関として適切に運営されている。あえて課題を挙げれば、一部発言の少ない評議員が見られることから、改善を図る必要ある。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
(2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

［区分　基準Ⅳ-C-3　ガバナンスが適切に機能している。］

■　基準Ⅳ-C-3 の自己点検・評価

（a）現状

学校法人および本学は、事務局を中心として作案する中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算について、東京・新潟両キャンパスの関係部門の意向を集約し、評議員会に諮問のうえ理事会において適切な時期に決定されている。

理事会において決定した事業計画と予算は、速やかに本学を含む各大学へ送付され、学内に周知を図るよう指示している。年度予算の執行においては、法人規程である「物件の調達管理実施要項」に従って適正に執行しているが、1 件 100 万円以上の予算執行に関しては理事長の決済により執り行う。

法人および本学における日常的な出納業務については、経理部と用度営繕部において円滑に実施されており、関係部門の責任者を経て、経理責任者が理事長に報告している。

経理部および用度営繕部が作成する本学を含む法人の計算書類、財産目録等は、学校法人全体の経営状況や財政状態を適正に表示していることが、公認会計士ならびに本法人の監事により確認されている。

公認会計士による予算、決算および日常的な出納業務に対する会計監査は適切に実施されており、公認会計士の監査意見についても経理部および用度営繕部を中心に全学的に適切に対応している。

資産および資金（有価証券を含む）の管理と運用については、経理部と用度営繕部において経理規程や資産運用内規等の関連規定に従い、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、担当理事や監事、公認会計士の指導により安全かつ適正に管理している。

本法人の基本方針として、寄付金の募集や学校債の発行は一切行っていない。

経理部において、部門ごとに月次試算表を毎月適時に作成し、関係部門の責任者を経て、経理責任者が理事長に報告している。学校教育法施行規則や私立学校法の規定に基づき、財務情報に関しては、学校教育法施行規則や私立学校法の規定に基づき、事務局において公開し、教育・研究情報に関しては本学のホームページにおいて公表している。

（b）課題

学校法人の財務基盤は入学者の確保と病院収支の改善によって盤石となる。法人事務局は各部門の責任者を集めて会議を開催し、公認会計士が前年度の収支状況を報告して改善計画を考えている。

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

(2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
(3) 年度予算を適正に執行している。
(4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
(5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
(6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
(7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
(8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
(9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
(10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

■　テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

本法人は、従来十分な資産を有することから考慮されなかったが、将来における新潟・東京両キャンパスの建て替え等の再整備計画に関して、平成 21 年度決算より再整備に係る経費を積み立てることとし減価償却引当資産への計上を開始したが、今後とも年次計画により継続される

■　基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンスの行動計画

本学と理事長ならびに理事会との連携については、適切に維持していると考えているが、さらにこの関係を強化するため法人事務局との連絡、協議体制の確立を推進する。また、本学の教学体制については、開学以来適正な体制の維持・確立を推進してきたことから、平成 26 年度まで新卒者については、100％の国家試験合格率、100％の就職率を維持しているが、これに満足することなくさらなる教学体制の活性化に向け、学長ならびに教授会のリーダーシップ体制強化策を構築する。

◇　基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特記事項なし

備付資料
40. 監事の監査状況（平成 26 年度～平成 24 年度）
41. 評議員会議事録（平成 26 年度～平成 24 年度）

【選択的評価基準　教養教育の取り組みについて】

■　以下の基準（1）～（4）について自己点検・評価の概要を記述する。
(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準（1）　教養教育の目的・目標を定めている。
基準（2）　教養教育の内容と実施体制が確立している。
基準（3）　教養教育を行う方法が確立している。
基準（4）　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準（1）　教養教育の目的・目標を定めている。

日本の雇用と大学制度の特徴は、大学卒業生に専門知識よりも汎用性の高い基礎学力や一般教養が期待されることが多い。これは通商産業省の社会人基礎力やジェネリックスキルの養成に対する要求に表れている。これらは中世の大学における「リベラル・アーツ」と呼ばれる教養教育に近い概念である。

一方、日本歯科大学新潟短期大学は、すべての学生が職業を選択してから、その資格を取得するために入学してくる。このような学生にとって、教養教育の意味は他学部の学生とは質的に異なる。４年制大学では２年間は教養教育、一般教育、３年・４年が専門教育という時期が長く続いているが、この考え方は本学には当てはまらず、入学してから卒業するまでに学ぶことのすべてが、知識・技術・態度・倫理観が統合した専門職としての教養に裏打ちされていなければならない。すなわち、特別な社会的責任と人格的成熟が求められる高度な専門職であるため、汎用性の高い情報処理能力、実験実習能力、言語能力、身体運動能力、創作能力、美的鑑賞力、議論・意思疎通能力、社会的行動能力などを３年間の就学期間内に所定の段階まで高める必要がある。そこで、本学卒業生の質を保証するために建学の精神に基づいて目標を定め、学生・保護者・教職員に告知している。

学校法人日本歯科大学全体の建学の精神は「自主独立」である。これを教育の現場にわかりやすく取り入れるために、日本歯科大学新潟短期大学では、本学学則にその目的を「本学は、学校教育法の精神に基づき、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする。」と規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成することを教育の理念としている。

教育の理念を学生が理解しやすいように具体的な行動目標として周知している。①人との関わりを通して、相手を尊重した対応ができる。②社会人として自らの健康を守り、調和のとれた豊かな人間性を養う。③医療チームの一員として周囲と協調すると共に、リーダーシップをもって地域社会に貢献できる能力を養う。④社会のニーズに対応し、歯科衛生士としての使命感に基づいて研鑽できる能力を養う。

高齢社会の到来により、歯科衛生士は医療ばかりでなく、介護の分野からも活躍することを期待されている。的確な技術を有することは当然であるが、年齢・性別・人生経験・健康問題・家族関係・経済状態・精神状態などすべてが異なる患者に、最適な医療や介護を提供する瞬時の判断力とそれを患者に受け入れてもらえる人間力が求められる。目的や目標を変更する必要はないが、各学生の個性や学力について大学における教育の中では形成的評価により、進歩すべき方向性を示すまでしかできず、卒業後は自身の絶えざる努力が必要となる。

教養教育の目的・目標の見直しが必要かは毎年度確認しているが、改善は当分必要ないと判断されている。

基準（2） 教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養教育専従の教員は配置しておらず、教務委員会が毎年各科の計画や要望をとりまとめ、カリキュラム案を作成し、必要に応じて非常勤講師を招聘することを教授会の議を経て決定している。

教務課長は年度末に次年度の授業担当者に担当科目の主題や形式、評価方法、教科書などを含めてシラバスの作成を依頼する。新年度開始前にすべての授業担当者を召集し、教育方針と注意点を伝達して学生便覧とシラバスを配布し、授業担当者との質疑応答を行っている。学生には新学期開始前のオリエンテーションで学生便覧とシラバスを配布し、必要な部分はクラス担任が口頭で解説している。また、第１学年入学時と第２学年の病院実習開始前には保護者説明会を開催し、各学年において学ぶことや成績の評価方法、進級判定基準、病院実習における注意点や国家試験受験までの教育日程、卒業や留年の判定方法などを学生と保護者に同時に説明をしている。

各教員は授業時間以外にもオフィス・アワーを設け、面談や電子メールなどで学生の質問や相談に応じている。学生の履修上、生活上、健康上の問題については、学年担任、学生委員会、病院実習教育検討委員会、学生相談員、カウンセラーなどが相談に応じている。

本学は規模が小さいことが幸いし、教職員がすべての学生の顔・名前・出身地・基本的な性格や生活態度などを知っており、学生も教職員と自由に会話して困りごとがあれば気軽に相談できる体質がある。学生の様子の変化を察知して学生が相談に来る前に教職員から声をかけることが多い。学年担任は適宜個人面談を行っている。

講義や実習ばかりではなく、学内での日常生活、クラブ活動、新潟病院での臨床実習、老人施設や幼稚園・保育所での研修などを通して、知識と技術と態度を立体的に構築して、豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができ、地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を育てている。これらはディプロマポリシーとして、卒業の要件であり、各科目の単位認定の審査に反映される。特に優秀な学生には学長表彰がなされる。

日本歯科大学新潟短期大学と新潟病院における教育の実施体制は確立している。しかし、外部への委託研修では委託先の指導者とより緊密な連携体制を形成する必要がある。

教育内容とその実施体制は確立しているが、必要があれば迅速に対応できる体制はできている。

基準（3） 教養教育を行う方法が確立している。

歯科衛生士の養成においては、患者のために自分ができることの最善策は何かを判断することが行動規範であり、歯科衛生士としての全人格が患者に受け入れられなければならない。従って講義・実習は教養教育につながっていると言える。従来の大学教育のカリキュラムのように教養科目、専門科目というように分類することは無意味であるが、あえてディプロマポリシーに近い科目としては、コンピュータ演習、接遇・コミュニケーション技法、国語表現法、医療心理学、手話（選択）、日本文化（選択）、ケアコミュニケーション演習（選択）、医療事務（選択）、これに加えて専攻科生はコンピュータデータ解析演習、食育・食指導演習、地域保健指導実習などがあげられる。

教育体制は確立しているが、これが教育内容や教育技法の進化を妨げないよう継続して見直す体制が必要である。

月例の教務委員会、学生委員会、病院実習教育検討委員会などで、教育の効果を測定・評価して改善に取り組む体制は確立している。

基準（4） 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

授業は①講義、②演習・実験、③マルチメディアによる実習、④学外体験実習などの形態で行われ、各科目については筆記試験、口頭試問、レポート提出、検定の受験などにより成績を評価して単位認定を行っている。外部研修施設の指導者とは定期的に面会し、評価票をいただいて学生へのフィードバックを行っている。新潟病院における病院実習に関しては毎月病院実習教育検討委員会を開催し、病院側の指導歯科衛生士と日本歯科大学新潟短期大学教員が学生の研修態度、知識、技術について共同で検討し、問題のある学生は個別指導を行っている。その他、卒業時アンケートにより改善点を把握するとともに、卒業生と学生課長がグループ面談を行って教育内容や体制の向上についての要望や提案を聞き、教授会に報告して改善を図っている。

教育方法について大学全体で定めたフォーマットがあるわけではないが、現在のところ支障はないので、改善策を検討する予定はない。

医療保険や介護保険の改訂、法律の新設や改訂によって求められる能力の変更が求められる。社会の変化を察知して随時学内の教育体制を変更・調整する必要があり、そのように実施している。卒業生の質の保証という観点からステークホルダー調査を多方面に展開して外部の意見を集め、教育効果の改善に努めたい。

備付資料

提出資料２　学生便覧、提出資料８　シラバス参照

【選択的評価基準　職業教育の取り組みについて】

■　以下の基準（1）～（6）について自己点検・評価の概要を記述する。
（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。
（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。
（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準（1）　短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

日本歯科大学新潟短期大学は歯科衛生士を養成することを目的としており、その旨を学則に定めている。新入生は前学期の歯科衛生士概論の中で、開業歯科医院、病院歯科、保健所、介護施設などに就職した先輩歯科衛生士を招聘して職業紹介の講義を受け、社会の様々な分野で多方面に活躍する歯科衛生士から仕事のおもしろさや難しさについて話してもらっている。また、日本歯科大学新潟病院での早期臨床体験実習（アーリーエクスポージャー）を行っている。医療従事者になった時のために、医療事故が発生する仕組みを理解し、それを未然に防止するための訓練を行っている。ヒヤリ・ハットの報告、うそをつかない、ごまかさない、わからなければ調べ（ＥＢＭ)、根拠に基づく判断と行動をする、清潔と不潔の概念を日常生活の中でも徹底して身に着けさせる、身だしなみを整えて他人に配慮した行動を身に着けるなど、講義や実習のすべてが職業教育につながっている。特に教養教育は医療人としての基礎力を身につけるために重要視している。

いわゆるキャリア教育は、進路指導委員会が担当し、年２回開催される本学の学内学会である日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生研究会においてシンポジウムや特別講演という形式でキャリア教育の特別授業を行っている。学外および学内から講師を招聘し、その時々の学生に必要と思われるテーマを歯科衛生研究会の理事会で定めている。新潟県歯科医師会と連携し、第２学年時には、歯科医院見学体験実習を行っている。病院実習の前に行い、臨床の現場を体験して、その後の病院実習への心構えを整えてもらっている。第３学年時には、老人施設などの外部実習や幼稚園・保育園へ出向いての歯科保健指導実習、専攻科生は保健所の見学や小学校での歯科保健指導などを行っている。これらの実習を通して歯科衛生士の業務範囲を広く体験し、自らの進む方向を考えてもらっている。また、就職活動の仕方について講義している。

職業教育の役割・機能、分担を明確に定めているので、課題が見つかったときは直ちに改善を図っている。

職業教育の役割・機能、分担を明確に定めているが、３年ごとのカリキュラム改変において見直しを行っている。

基準（2）　職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

毎年５月から７月に本学入学者の出身高校を中心に教員が高校訪問を行い、歯科衛生士という職業と入学者の学習や学生生活の紹介、卒業生の進路などについて説明し、歯科衛生士の志願者増加を図っている。オープンキャンパスでは来場者と在学生の懇談、基礎

実習室での模擬実習を行い、歯科衛生士学生を体験してもらっている。毎年度、中学生や高校生の大学見学を受け入れている。新潟県教育委員会主催の専門高校メッセという高校生が自分の高校の特色を発表するイベントに、高等教育コンソーシアム歯科系タスクフォース部会として、明倫短期大学。新潟大学歯学部歯学部口腔生命福祉学科とともに共同ブースを出展し、高校生や教員との交流を図っている。地区の歯科医師会と共同で高校に出向き健康講座を開催することも行っている。

出前講義などで小学校・中学校・高校に出かけらる体制を整備しているが、学校側からの要望は出ていない。教育委員会や歯科医師会と通じて学校歯科医にも連携を働き掛けているが、先方からの反応は鈍い。

本学は、多くの中学生、高校生が大学見学に訪れることを希望しているが、本学の特徴が歯科衛生士の養成に限られるため、中学校・高校側から本学を見学する要望が集まらない。この背景には歯科衛生士という職業の社会的認知度が低いこともあるので、新潟県内の歯科衛生士養成校３大学が連携して歯科衛生士について広報活動を行うことにしている。

基準（3） 職業教育の内容と実施体制が確立している。

短期大学の目的は、社会に対して質の高い労働者を供給することにある。これまで大学教育を世界の大学と対抗できるよう教育の質を高めよという議論があった。しかしながら大学にはアカデミックを追及する大学とスペシャリストを追及する大学が併存してよいと考える。本学は歯科衛生士を養成することに特化しており、より質の良い歯科衛生士を養成するよう努力している。従って、教育の実施体制やカリキュラムの中に職業教育という分類があるのではなく、すべての教育が職業に直結している。これらは学年主任、科目担当者、病院実習教育検討委員会、教務委員会、学生委員会、進路指導委員会などが連携して企画運営している。その結果として日本歯科大学新潟短期大学は国家試験の高い合格率と就職実績を誇っているので、実施体制が確立していると言える。新潟県歯科医師会の医療管理担当理事と新潟県内の歯科衛生士・歯科技工士を養成する明倫短期大学と新潟大学歯学部口腔生命福祉学科と本学の進路指導担当者が「医育機関との懇談会」を毎年３月に開催しており、事前に提出した求人数や初任給の平均値が資料として提出される。学生募集の対策や就職状況、就職先との問題点、歯科医師会と大学との共同事業の展開などについて話し合っている。これらの結果は、ただちに職業教育に反映される。

実施体制は確立しているが、継続的な見直しと改善は不可欠である。

本学の臨床研修は日本歯科大学新潟病院でほとんど行っている。歯学部学生を指導している教職員から指導を受けるので、教育の質は確保され、すべての学生に均質な教育が施されている。一方、就職先の大半は個人開業医であり、臨床研修を行った病院の歯科とは体制が異なる。その差に就職直後はとまどう者が多い。研修先を多様化させることも検討課題であり、事前調査を行っている。まず、専攻科から学外研修施設での学習を開始しており、これらで得られた経験を学科生の教育に生かそうとしている。

基準（4） 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

大学としては、卒業時の進学先と就職先は把握しているが、その後の動向や連絡先は

日本歯科大学新潟短期大学校友会「雪つばき会」が掌握している。「雪つばき会」は年に１～２回研修会を開催している。大学は組織的な「学び直し講座」などの卒後研修プログラムを実施していないので、同窓会の活動を資金面で援助している。実際のところ卒業生の多くは時間的、費用的制約を煩わしく感じるため、学びたいことがあれば個別に教員と連絡をとり、自主的に研修を行っている。大学は施設・設備を貸出し、実習材料を提供しているので、研修を受けている卒業生に実質的な費用負担はない。学士取得を支援する認定専攻科も、在宅歯科医療学専攻、がん関連口腔ケア学専攻の臨床系専攻科もいずれも卒業生が入学することが可能であり、臨床研修や社会貢献プログラムもシラバスに含まれているので、再就職のための研修の場としても利用されている。

受け入れることは様々な手段で公表しているが、卒後研修の開催を要望する反応は少ない。

日本歯科大学新潟短期大学雪つばき会（校友会）と協同して、毎年 7 月に卒業生を対象として研修会を開催している。この研修会では、一般社団法人新潟県歯科衛生士会の後援を受け、(社) 日本歯科衛生士会の認定研修の単位が取得できる。認定研修コースは、テーマによって生活習慣病予防（特定保健指導)、在宅療養指導（口腔機能管理)、摂食・嚥下リハビリテーションである。受講者は毎年 30～50 名程度である。周知手段として、会報（雪つばき会だより)、ホームページ、新潟県歯科衛生士会への広報などがあるが、今後は歯科医師会など関連団体への広報も検討し、受講者の獲得に努める予定である。

新潟県教育委員会や新潟県歯科医師会と連携のための会議を行っている。新潟県の「歯科衛生士有資格者の就業状況調査」と「歯科衛生士復職支援事業」に参加している。

基準 (5)　職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

歯科衛生士教員は新潟病院で定期的に歯周疾患患者の予防処置を行っており、臨床の現場で歯科衛生士としての業務を行いながら、病院実習中の学生の指導をしている。学生は、歯科衛生士教員の診療補助につくとともに、患者の了解が得られれば予防処置の患者実習を行っている。大学は、歯科衛生士教員に全国歯科衛生士教育協議会主催の専任教員講習会や日本歯科衛生士会認定歯科衛生士講習会に出席することを奨励して費用負担も行っている。その結果、多くの教員が研修を修了して認定証が授与されている。その他希望する講習会があれば他の業務に特別な支障がない限り出席を認めている。

しかし、歯科衛生士教員は講義や実習の担当時間数が多く、自己研鑽にあてられる時間を作り出すことが難しいのが現実である。それでも歯科衛生士としての知識・技術・態度の向上は本学の教育の根幹に関わることであり、学内の FD 活動のみならず、学外の医療連携教育セミナーにも学生を含めて参加している。

進路指導については、ハローワークの開催する大学等職業紹介業務担当者連絡会議、学生支援機構や短期大学協会のセミナーなど、機会あるごとに教職員を参加させ、資質向上に努めている。

基準 (6)　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

月例の教務委員会、学生委員会、病院実習教育検討委員会、進路指導委員会などで、教育の効果を測定・評価している。

本学の使命は歯科衛生士を養成すること、そして歯科衛生士として社会に貢献できる人材を育成することである。従って、大学におけるカリキュラム全体が職業教育であると言うことができる。教職員はすべてこの使命を果たすべく配置され、有機的に機能している。学習成果は定期試験のほかに、第１学年は後学期実習終了後、第２学年は病院実習開始前に OSCE 試験を行い、知識・技術･態度の学習成果を総合的に判定している。

就職活動は病院実習が修了する第３学年後学期から本格化する。オリエンテーションやホームルームを延長・拡大して、面接の仕方等の講習会を開催している。卒業予定者数の 10 倍以上の求人が寄せられており、就職活動はおもに就職先とのマッチングに重点を置いている。卒業生の約５％は、本学の専攻科や他大学へ進学している。第２学年では、夏期休暇中に歯科医院見学を行わせており、学生が希望する歯科医院等との連絡調整を担当教員が行っている。

歯科衛生士になることを志望する学生を入学させているのだが、１学年定員 50 名のうち、２％程度の学生が進路変更を理由に退学している。学生委員会、学生相談員、クラス担任、カウンセラーなどの学生生活を支援する人員を配置しているが、勉強についてゆけない、不安神経症などの理由で退学者が出ていることについて、入学時の審査、学習と生活の指導、保護者との連携など様々な方法で解決策を模索している。

就職先には一定期間ごとにステークホルダー調査を行い、本学の教育内容の問題点を検討するとともに、改善の程度を判定している。また、入学生や卒業生にアンケート調査をおこなっており、概ね良好な評価をいただいている

備付資料

42. 歯科衛生研究会プログラム

43. 高等教育コンソーシアムにいがた資料

44. 研修会のご案内

【選択的評価基準　地域貢献の取り組みについて】

■　以下の基準（1）～（3）について自己点検・評価の概要を記述する。
　(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
　(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
　(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準（1）　地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

日本歯科大学新潟生命歯学部の公開講座委員会に委員として本学の教職員が委員として参加して、年２回公開講座を企画・運営している。日本歯科大学新潟短期大学教員を講師として派遣する場合もある。公的機関としては、新潟県内のすべての大学等が加盟する「高等教育コンソーシアムにいがた」が開催した公開講座に講師を派遣し、その運営に本学職員が参加した。生涯学習授業として日本歯科大学新潟短期大学校友会が卒後研修事業を企画運営し、日本歯科衛生士会の認定講習会となったため本学卒業生以外の参加者も数多くあった。本学の規程には、聴講生・見学生・研究生などの正規学生以外の資格は設定がない。従って学外関係者から授業参加の要望があった場合には個別に対応をはかっている。現役学生の学習に支障がなければ、原則的に講義の聴講や実習の見学は可能であるが、単位認定は行わない。専攻科に入学することが生涯研修にはもっとも効率的であることを案内している。

日本歯科大学新潟短期大学は歯科衛生士を養成しており、教員の過半数は歯科衛生士である。公開講座を行った実績もあるが、提供できる話題が限られているため継続的に公開講座を開講することは困難である。そこで、現在は、日本歯科大学新潟生命歯学部と共同開催で公開講座を開催しており、共同での開催を継続する予定である。

本学は歯科衛生士養成校であり、公開講座を開催するとしても専門的な研究内容は範囲が限定されている。従って、不特定多数の来場者を見込んだ公開講座を単独で開催しても大きな成果は得られない。特定の目的があり、かつその内容が歯科口腔領域に関わることであれば、要望に従って講師派遣を行うことは可能である。むしろ歯科衛生の啓蒙活動や地域貢献活動としてボランティア活動をしてゆく中で、必要な情報を提供してゆく方が地域社会にとっても有意義であると考える。

短期大学の役割として、社会人の再就職支援のための再教育のセンターとなるコミュニティーカレッジとしての機能が、注目されている。歯科衛生士は結婚や出産を期に離職する者が多く、資格保有者数に対して就労者数の割合が低い。この社会的問題を解消し、歯科衛生士の適正配置を図るには、育児や介護を行いながらでも就労できる社会的環境整備が不可欠である。一方、現場から離れていたため、復帰するのに技術的な不安があるという意見も卒業生アンケートから得ている。本学は、卒業生に対してすべての講義や実習の見学を開放して歯科衛生士の再就職支援を行っているが、これを一層広報して、大学に来やすい環境を整備することが課題である。日時や回数を指定して生涯研修や再就職支援の講習会を開催するよりは、受講者にとっては自由度があり、利便性が高いと思われる。

一方、系統的に学び直しをしたいのであれば、専攻科で学ぶことが生涯学習としても最も効率的であることを本学卒業生ばかりでなく、他校出身の歯科衛生士にも広報してゆきたい。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

新潟県内の各市町村が主催して開催する健康イベントなどに、ボランティア参加を要請されて教員と学生が参加した。歯科医師会からは「歯と口の健康週間」事業に学生ボランティアの参加要請があり、日程の合うところに参加している。「高等教育コンソーシアムにいがた」にその設立準備段階から参加し、新潟大学歯学部口腔生命歯学部、明倫短期大学とともに「歯科系タスクフォース部会」を設置して、歯科衛生士や歯科技工士の社会的認知度向上と入学志願者増加のための活動を行っている。また、地区歯科医師会と連携して高校へ訪問し、学年全体への健康講座や希望者に対する進学相談会を３大学が合同で開催している。その他にも、新潟県教育委員会主催の中学生や高校生を対象として進路選択の紹介をする専門高校メッセに歯科系タスクフォース部会としてブースを出展し、歯科衛生士・歯科技工士の職業紹介を行った。新潟県、新潟県教育委員会、新潟市、新潟県歯科医師会などと会合を持ち、歯科衛生士養成校がどのように社会に貢献できるかを話し合っている。

「にいがた健口文化フォーラム」を中心に、行政や歯科医師会などと連携して健康イベントなどにボランティア学生を派遣し、地域との交流を図ることを継続していく。学校歯科医と連携して高校生に対する歯科口腔保健の指導や教育を行う方法を模索中である。また、すでに幼稚園・保育所や小学校と連携して歯科保健指導を行っているが、これを制度化して広範に行うことを教育委員会に提案している。

歯科衛生士の基本的業務は、「歯科医師の指示を受けて」と注釈がつくので主体的に活動することが難しい。また、社会的な各種情報も歯科医師会、歯学部、歯科医師などから流れてくる二次情報や三次情報で行動することになることが多い。歯科衛生士法は歯科衛生士が予防処置を行うことを目的に制定された経緯があり、法律の基本にもどって予防業務を中心に活動範囲を広げれば各種団体との軋轢も少ないと考える。

新潟県は全国に先駆けて歯科保健条例を制定したが、複数の都道府県が同様な内容の条例を制定したことを受けて、平成 23 年 8 月に歯科口腔保健の推進に関する法律（略称：歯科口腔保健法）が制定・施行された。国民の健康の維持と増進には歯科口腔疾患の予防が重要であるとの認識から、歯科保健指導を広く行おうというものである。ここでは、本学のような歯科衛生士養成校は、入学者に歯科衛生士国家資格取得のために教育を行うことのみならず、地域社会に対する歯科口腔保健推進の拠点となることが求められており、学内の教職員の意識改革と学外活動を行うための体制づくりを行っている途上である。

少子高齢化社会の到来により、各自治体で人口減少対策の成否が自治体の存続にかかわる状態になっている。新潟県や新潟市からの要請を受け、人口流出を食い止めるための対策会議に参加している。その打開策のひとつとして、地元の大学に進学して歯科衛生士の国家資格を取得し、地元に定住すれば老人の健康維持と長寿にも貢献できるので、人口減少を食い止めるばかりではなく、医療費や介護費の削減にもつながると主張してきた。歯科衛生士が地域で活動することを誘導する行政の政策が具体化しつつある。

新潟県教育委員会との話し合いでは、求人倍率の高い職種や資格をとれる上級学校に進路指導してゆく方針であることが確認された。求人倍率が 10 倍以上あり、国家資格が取得可能である歯科衛生士は最適であることを主張してきた。

歯科口腔保健推進に関する法律の制定を受けて、市町村は歯科保健計画を立案している。その中には歯科衛生士が活動する部分が必ず入っている。ところが幼稚園・保育所、小・中学校への対応は計画に入っているが、県が所轄する高校については具体的な項目がない。新潟県は 14 年間連続して 12 歳児のう蝕が日本一少ない県ではあるが、高校生には歯肉炎などの蔓延が認められる。このことを指摘して、新潟県歯科医師会を通して学校歯科医や養護教員と歯科衛生士養成校が連携した歯科保健活動が行えるよう協議している。

消費税増税分を財源として地域介護施設整備促進法が制定されたことにより、地域医療介護総合確保基金が各都道府県に創設され、平成 26 年度から事業を開始することとなった。新潟県の対象事業は①病床の機能分化・連携のために必要な事業、②在宅医療（歯科・薬局を含む）を推進するための事業、③医療従事者等の確保・養成のための事業であり、歯科関係ではがん患者に対する歯科医療連携推進事業、歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業（復職支援研修)、在宅歯科医療支援事業などがあげられている。歯科系タスクフォース部会は新潟県の担当者と会議を持ち、どのように政策に参加していくかを協議した。日本歯科大学新潟短期大学はこの政策に先立ち「がん関連口腔ケア学専攻」と「在宅歯科医療学専攻」の臨床系専攻科を設置している。日本歯科大学新潟短期大学校友会は卒業生の再就職支援講習の開催希望などのアンケート調査を行った。

日本歯科大学新潟短期大学は、その社会的機能を以下のように考える。

① 歯科衛生士の国家資格取得を支援する。
② ４年制大学修了資格（学士）取得を支援する。
③ 歯科衛生士の教育者育成を支援する。
④ 臨床で指導的に活動する歯科衛生士の育成を支援する。
⑤ 歯科衛生士の再就職を支援する。
⑥ 口腔保健衛生学の研究発展を支援する。
⑦ 歯科衛生士の社会的認知度向上を支援する。
⑧ 歯科衛生士が活躍できる法的・経済的背景の充実を支援する。
⑨ 歯科衛生士が社会に貢献できることやその方法の広報を支援する。
⑩ 歯科衛生士が活動しやすいように行政や民間と連携できるよう支援する。

これらを達成するために書類上の組織図を作ることが大切なのではなく、臨機応変な対応能力をもつ教職員で組織を組み替え、迅速に対応することが大切である。従って、教職員にはセクショナリズムに陥らず、常に最新情報の収集をはかり、社会の動向を判定して、最短距離で目的を達成できる感性を研ぎ澄ますことが求められている。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

新潟県は全国に先がけ歯科保健推進条例を制定し、毎年 11 月を歯科保健推進月間と定めて、年１回「にいがた健口文化フォーラム」を開催し、歯科口腔保健に関する啓蒙活動

を行っている。開催地は新潟県内を巡回し、第１回は三条市、第２回は村上市、第３回は長岡市、第 4 回は魚沼市、第 5 回は佐渡市で開催された。本学も、「高等教育コンソーシアムにいがた　歯科系タスクフォース部会」の一員として３大学共同のブースを出展し、「健康で長生き」をテーマとして、う蝕予防や口腔ケアの知識の普及をはかった。また、例年行われる地区歯科医師会主催の「歯と口の健康週間」事業や市町村主催の健康福祉フェアなどのイベントに、教職員と学生がボランティアとして参加して、地域および各種団体や異業種との交流を図っている。東日本大震災の被災者が避難している三条市総合体育館へ行き、被災者を慰問するとともに避難所における口腔清掃の仕方や入れ歯の手入れなどについての相談を受けて歯科保健指導を行った。ボランティア活動には教員が引率して学生が参加し、ともにボランティア活動に従事した。

ボランティア活動には教員が引率して学生が参加し、ともにボランティア活動に従事している。ボランティアを募集すると学生は自主的に参加を申し出てくれ、募集人数より多すぎて抽選をする場合もある。しいて言えば、積極的に参加する学生とそうでない学生が分かれてくる傾向がみられる。しかしながら、ボランティア活動をしたい意思はあるが、生活のために働かなければならず参加できないという学生の個別の事情もあり、一律に参加を強制することはできない。残念ながら過密な授業日程の中で、授業としてボランティア活動を導入することは難しい状況である。

数年間の実績の積み重ねにより、新潟県内の市町村や地区の歯科医師会から、健康イベントへの学生ボランティアの参加要請がなされるところまで地域との連携を深めてきた。各種イベントは企画段階から本学教員が参加しており、学生にそのイベントの意義・目的・実施内容などを説明して、ボランティアを募集している。活動の主体は専攻科生で学科生がそれを補佐し、教員が引率と主催者との連絡や交渉にあたる体制をとっている。本学単独事業の場合は、プロジェクトごとに学生委員会や進路指導委員会が中心となってチームを組んで対応している。教務委員会ではボランティア論を学び、その活動を単位認定することが検討されたが、現状では、カリキュラム上時間的に難しいことがわかった。

ボランティア活動の年間計画をたて、ボランティア学生の交通費や昼食代などを補助するための経費を予算化することが必要である。

備付資料

45. 地域貢献活動報告書

46. 公開講座資料

47. 職員の派遣について（御礼）